

第6次 越谷市 障がい者計画

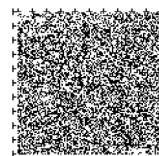
令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

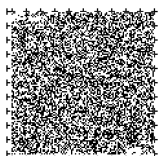
障がいのある人もない人も
分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、
ともに暮らすことのできる地域社会

令和8年4月
越谷市

右のマークは音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」です。

- 音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンなどで読み取ると、音声コードに収められた情報を音声で聴くことができます。
- 音声コードの付近には、位置を特定するための切り欠き(きりかき)があります。
- QRコードと音声コードは異なるものです。





はじめに

越谷市では、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「第5次越谷市障がい者計画」を策定しました。この間、令和5年10月より、障がいのある方の重度化・高齢化やご家族が亡くなられた後の生活を地域全体で支える仕組みである「地域生活支援拠点等」の整備や、障がいに関する不安や悩みごと等の相談窓口である「障がい者等基幹相談支援センター」を設置するなど、計画に基づき、様々な施策に取り組んできました。



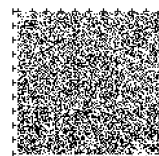
また、国の動きとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、合理的配慮の提供が事業者に義務付けられました。さらに、情報の取得、利用や意思疎通に係る基本理念等を規定する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、手話の習得や使用に関する環境の整備や手話についての理解と関心の増進を図るための基本理念等を定める「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されるなど、障がい者の自立と社会参加に向けた法整備が進められています。

このような中、これまでの取組みの成果や課題を引き継ぎつつ、障がい福祉施策を一層推進していくため、このたび「第6次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の変わらぬお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、各種調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただいた市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

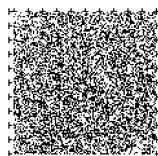
令和8年4月

越谷市長 福田 晃

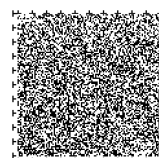


目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障がい者の現状と計画の課題.....	4
1 統計データに基づく障がい者等の現状.....	4
(1) 人口及び世帯の推移.....	4
(2) 障がい者の推移.....	6
2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状.....	12
(1) 調査の概要.....	12
(2) 障がい者に対するアンケート調査結果の概要.....	13
(3) 市民に対するアンケート調査結果の概要.....	32
(4) サービス提供事業者に対するアンケート調査結果の概要.....	39
(5) 障がい者雇用に取り組む民間企業に対する アンケート調査結果の概要.....	46
3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状.....	49
(1) 調査の概要.....	49
(2) 調査票による調査結果の主な意見等.....	49
(3) ヒアリング調査結果の主な意見等.....	49
4 課題の整理.....	51
【基本方針1】障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する 正しい理解の促進.....	51
【基本方針2】保健・医療の充実.....	52
【基本方針3】地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実.....	53
【基本方針4】教育・育成の充実.....	54
【基本方針5】雇用・就労の確保.....	55
【基本方針6】生涯学習環境の整備・充実.....	56
【基本方針7】生活環境の整備・充実.....	57
第3章 計画の基本的な枠組み.....	58
1 基本理念.....	58
2 基本目標.....	59
【基本目標1】相互理解・相互尊重を育む.....	59
【基本目標2】一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる	59
【基本目標3】社会参加を促進する.....	59
【基本目標4】誰もが安心して暮らせる生活環境を築く.....	60
3 施策の体系.....	61



第4章 施策の展開	62
基本方針1 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進	62
施策① 権利擁護の推進及び虐待の防止	64
施策② 成年後見制度の充実	65
施策③ 障がいを理由とする差別の解消の推進	66
施策④ 広報・啓発活動の推進	67
施策⑤ 地域での交流と理解の促進	68
基本方針2 保健・医療の充実	71
施策① 疾病の予防と早期発見・早期対応	72
施策② 地域療育システムの充実	73
施策③ 地域での保健・医療体制の充実	74
基本方針3 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実	76
施策① 地域生活支援体制の整備	78
施策② 生活を支える福祉サービスの充実	81
施策③ 日中活動の場の確保	82
施策④ 住まいの場の充実	82
施策⑤ 地域での支援体制の充実	83
基本方針4 教育・育成の充実	85
施策① 就学前保育・教育の充実	87
施策② 相談の充実	87
施策③ 学校教育の充実	88
施策④ 課外活動の充実	90
基本方針5 雇用・就労の確保	91
施策① 総合的な就労支援の充実	92
施策② 多様な働き方の支援	93
施策③ 受注機会の拡大	94
基本方針6 多様な社会参加の促進	95
施策① 情報アクセシビリティの向上	97
施策② 意思疎通支援の充実	98
施策③ 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	99
施策④ 文化芸術活動の促進	100
施策⑤ 交流機会の促進	101
基本方針7 生活環境の整備・充実	102
施策① 福祉のまちづくりの推進	104
施策② 道路・交通環境の整備	105
施策③ 外出・移動の支援の充実	106
施策④ 防犯・防災体制の整備	107
第5章 計画の推進	109
1 計画の推進体制.....	109
2 計画の進行管理.....	109



資料編.....	110
1 策定経過.....	110
2 計画策定体制.....	111
3 越谷市社会福祉審議会.....	112
4 越谷市障害者地域自立支援協議会.....	118
5 第6次越谷市障がい者計画策定委員会.....	121
6 パブリックコメントの実施結果の概要.....	123
7 用語解説.....	124
8 相談窓口等一覧（越谷市）.....	134

<掲載コラム一覧>

NO	コラム	ページ
1	障害者虐待防止法	64
2	成年後見制度	65
3	障害者差別解消法	66
4	ふれあいの日	67
5	障がい福祉に関するマーク	69
6	障がい者等基幹相談支援センター	79
7	地域生活支援拠点等	80
8	障害者地域自立支援協議会	84
9	福祉体験学習	89
10	越谷市障害者就労支援センター	92
11	越谷市電子図書館	96
12	越谷市手話言語条例と手話に関する施策の推進計画	98
13	障がい者スポーツ教室	99
14	こころのアート展	100
15	災害時支援バンダナ	108

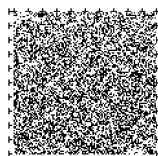


※「障害者」、「障害」の表記について

本書では、「障害者」「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※本書での「障がい者」について

特記しない限り18歳未満の「障がい児」を含むものとします。



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

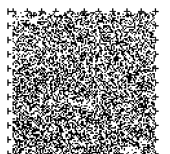
越谷市では、「第5次越谷市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「第5次計画」）に基づき、障がい福祉施策を推進してきました。

この第5次計画では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を基本理念に、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指してきました。

国においては、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」、また、令和7年3月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が総合的かつ計画的に推進されています。

近年の法や制度等の動向では、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が改正され、合理的配慮の提供が民間企業に義務付けられ、同年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」）が制定され、医療的ケア児等に関する相談支援や情報提供のほか、支援に関わる人材養成の必要性が規定されました。令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定され、情報の取得、利用及び意思疎通に係る基本理念等が規定されました。同年12月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）等の改正では、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等に関する規定が盛り込まれました。令和7年6月には、手話の習得や使用に関する環境の整備や手話についての理解と関心の増進を図るための基本理念等を定める「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。同年12月には高次脳機能障がいの特性に関する理解を促進し、支援に関する基本理念等を定める「高次脳機能障害者支援法」が制定されました。

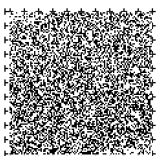
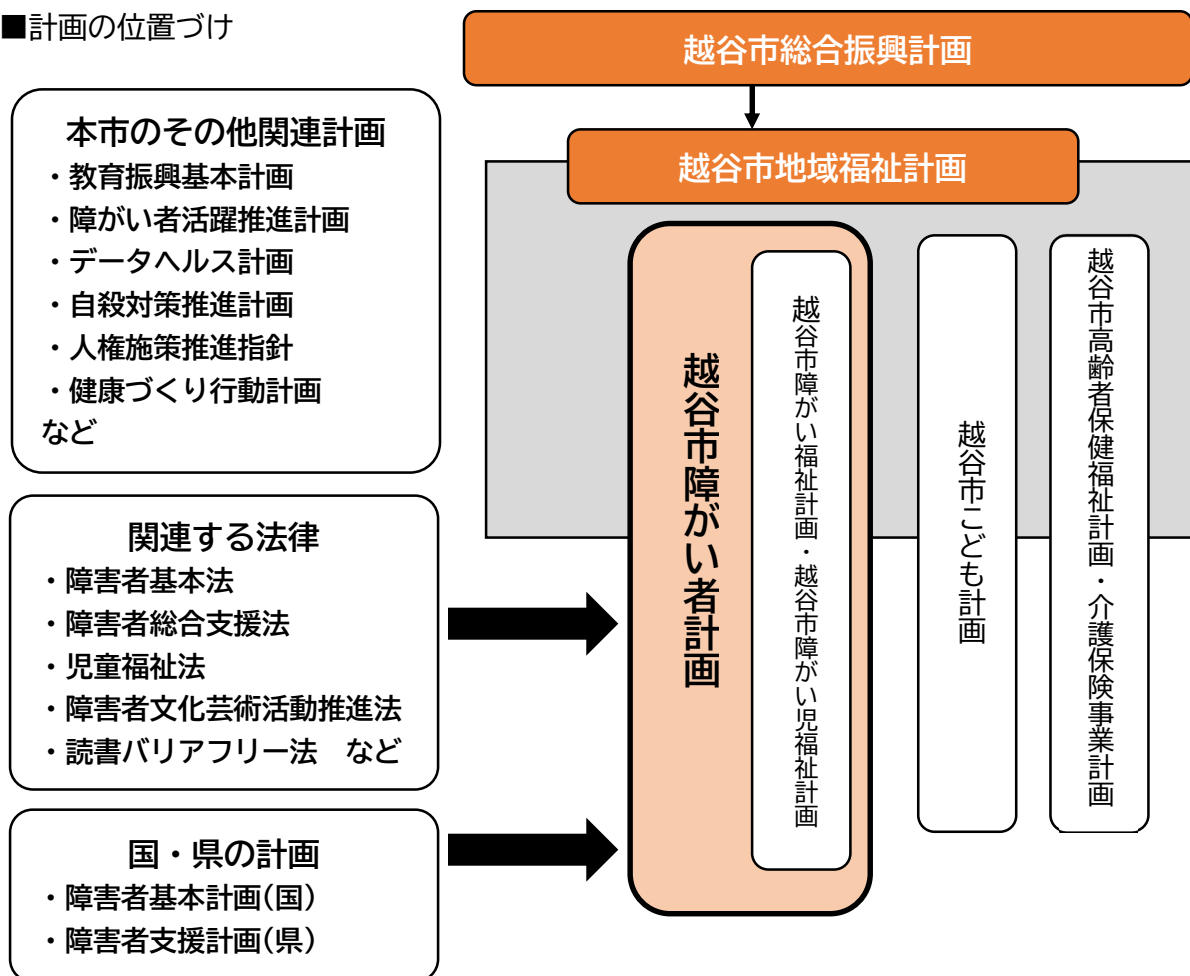
本市においても、これまでの障がい福祉施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等の多様化する課題や、法制度等の改正などに迅速・的確に対応し、障がいのある人もない人も地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として「第6次越谷市障がい者計画（令和8年度～令和12年度）」を策定します。



2 計画の位置づけ

- (1)本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。
- (2)本計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえて策定しています。
- (3)本計画は、本市の最上位計画である「越谷市総合振興計画」と、本市の福祉関連分野の上位計画である「越谷市地域福祉計画」を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画です。
- (4)本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」と整合を図っています。
- (5)本計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を包含した計画です。

■計画の位置づけ



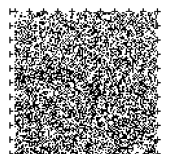
■表 根拠法

根拠法	計画名	計画の概要
「障害者基本法」 第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない	障害者計画	本市の障がい者施策について、その理念や方針、施策の方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定しています。
「障害者総合支援法」 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	障害福祉計画	国の基本指針に即し、以下の事項を策定します。 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
「児童福祉法」 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。	障害児福祉計画	国の基本指針に即し、以下の事項を策定します。 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とし、最終年度に改定を予定します。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

計画名	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合振興計画	第5次計画 基本構想 (R3~R12年度)										
	第5次計画 前期基本計画 (R3~R7年度)						第5次計画 後期基本計画 (R8~R12年度)				
地域福祉計画	第3次計画						第4次計画				
	第5次計画						第6次計画				
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期			第9期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期	



第2章 障がい者の現状と計画の課題

1 統計データに基づく障がい者等の現状

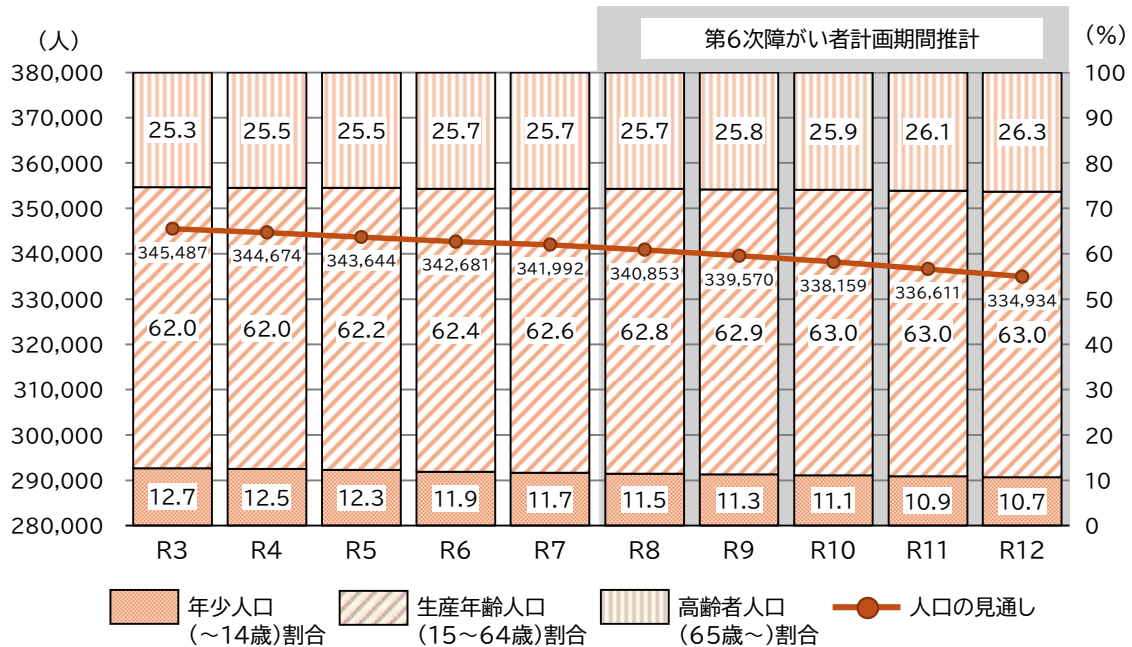
(1) 人口及び世帯の推移

①人口の状況

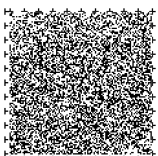
本市の総人口は令和7年4月1日現在で、341,992人となっており、令和3年と比較して減少しています。本計画期間中も減少は続く見通しで、令和12年の推計は334,934人となっています。

また、年齢3区分別の構成比では年少人口は減少、生産年齢人口と高齢者人口は増加の傾向が続いています。

人口及び年齢3区分別構成比の推移（各年4月1日現在）



資料：実績は本市ホームページの人口・統計・オープンデータより引用
推計は第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の将来人口推計を基に作成

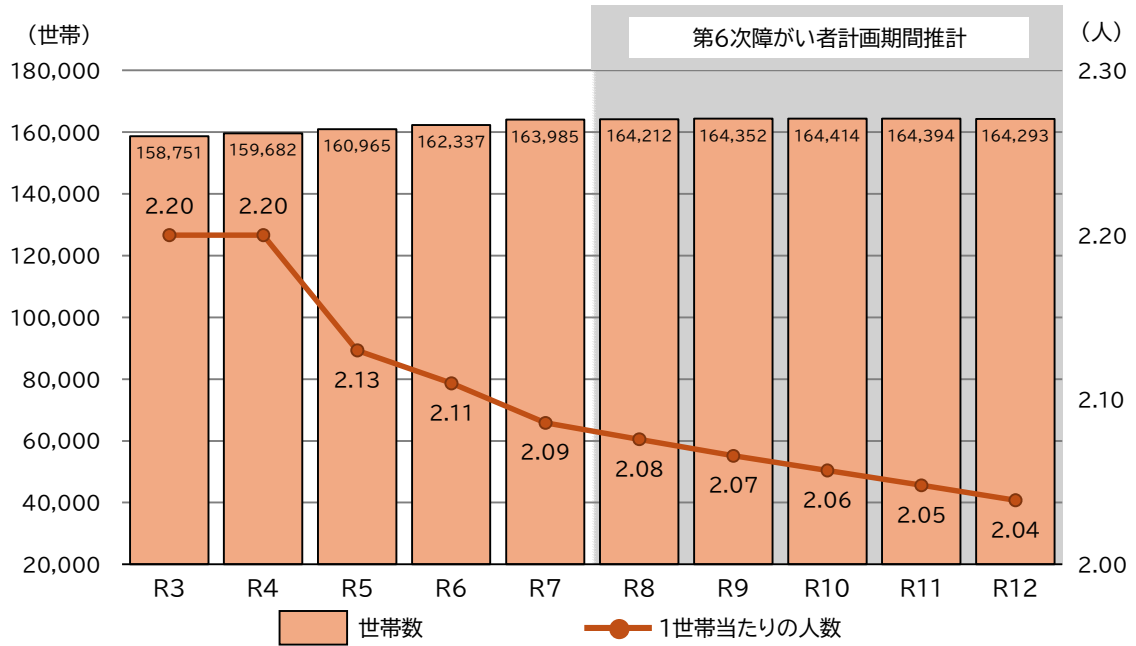


②世帯数及び一世帯あたりの人数の状況

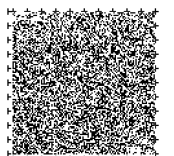
本市の令和7年4月1日現在の世帯数は163,985世帯となっており、令和3年と比較し増加しています。

また、一世帯あたりの人数は減少しており、令和7年4月1日現在で2.09人となっています。本計画期間中も減少は続くことが推測されます。

世帯数及び一世帯あたりの人数の推移（各年4月1日現在）



資料：実績は本市ホームページの人口・統計・オープンデータより引用
推計は第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の将来人口推計を基に作成



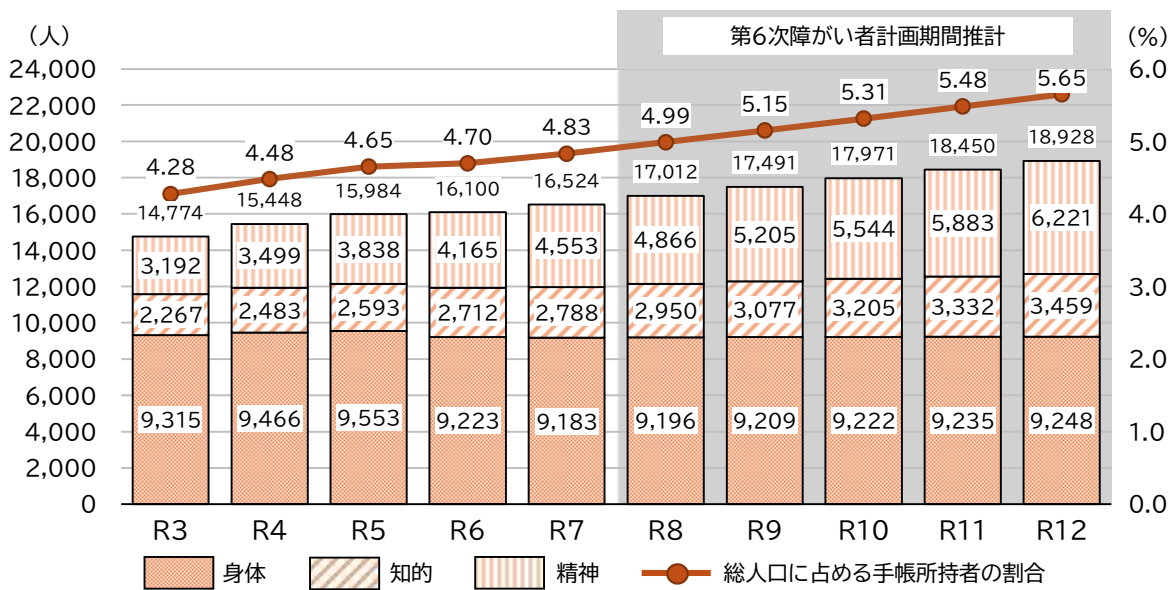
(2) 障がい者の推移

① 障害者手帳所持者数の推移

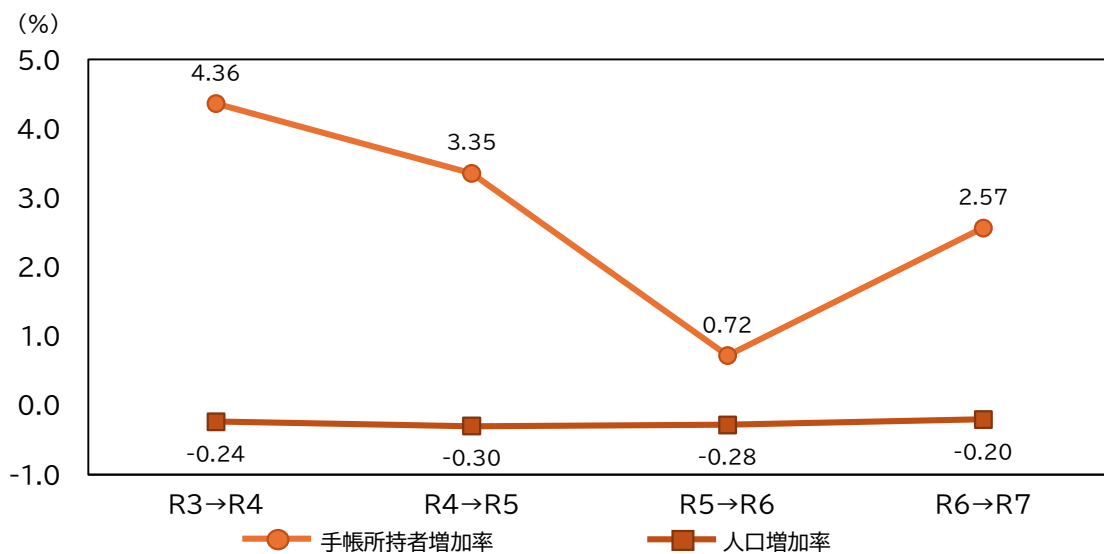
本市の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は増加しており、令和7年3月31日現在で所持者数は16,524人、総人口に占める割合は4.83%となっています。

また、障害者手帳所持者数の増加率は総人口の増加率を上回っており、障害者手帳所持者数の割合は今後も増加していくことが推測されます。

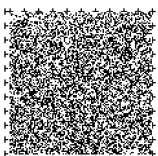
障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移
(各年3月31日現在)



総人口と障害者手帳所持者数の増加率の推移



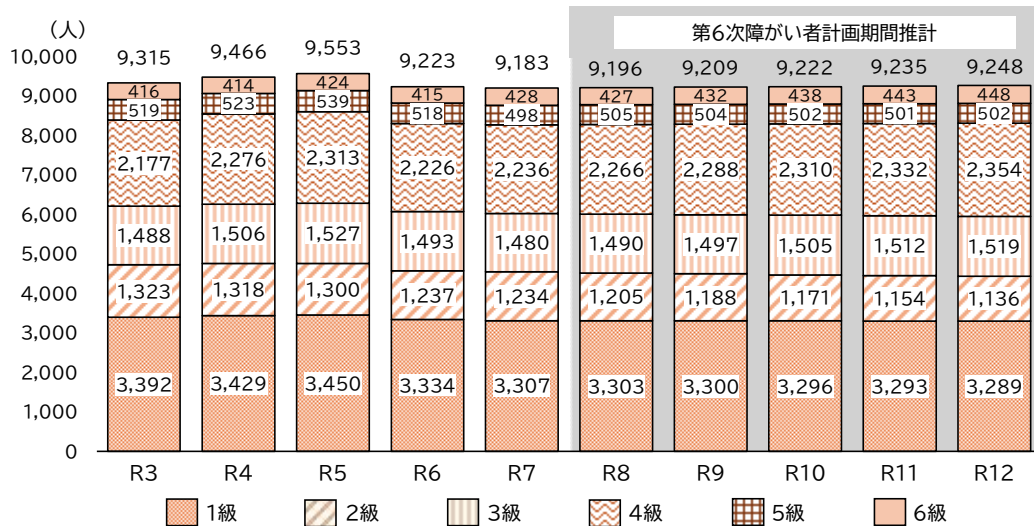
資料：越谷市福祉部障害福祉課



②身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳の所持者数は、令和3年から5年にかけて増加していますが、令和6年から7年にかけて減少しており、令和7年3月31日現在で9,183人となっています。減少の理由として令和6年から令和7年にかけて死亡者の職権消除処理が行われたことが考えられます。また、身体障害者手帳の新規取得者数は増加しており、これらの状況から今後は微増傾向が続くことが推測されます。

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



年齢3区分別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

		(人)			
		総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上
推計	R3	9,315	245 (2.6%)	2,473 (26.5%)	6,597 (70.8%)
	R4	9,466	238 (2.5%)	2,499 (26.4%)	6,729 (71.1%)
	R5	9,553	240 (2.5%)	2,515 (26.3%)	6,798 (71.2%)
	R6	9,223	226 (2.5%)	2,533 (27.5%)	6,464 (70.1%)
	R7	9,183	215 (2.3%)	2,581 (28.1%)	6,387 (69.6%)
	R8	9,196	211 (2.3%)	2,595 (28.2%)	6,389 (69.5%)
	R9	9,209	206 (2.2%)	2,638 (28.6%)	6,366 (69.1%)
	R10	9,222	200 (2.2%)	2,680 (29.1%)	6,342 (68.8%)
	R11	9,235	194 (2.1%)	2,722 (29.5%)	6,318 (68.4%)
	R12	9,248	189 (2.0%)	2,765 (29.9%)	6,295 (68.1%)

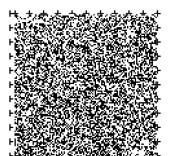
身体障害者手帳
新規取得者数

		(人)
		手帳新規取得者
H28		589
H29		641
H30		639
H31		586
R2		573
R3		622
R4		594
R5		563
R6		630
R7		671

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

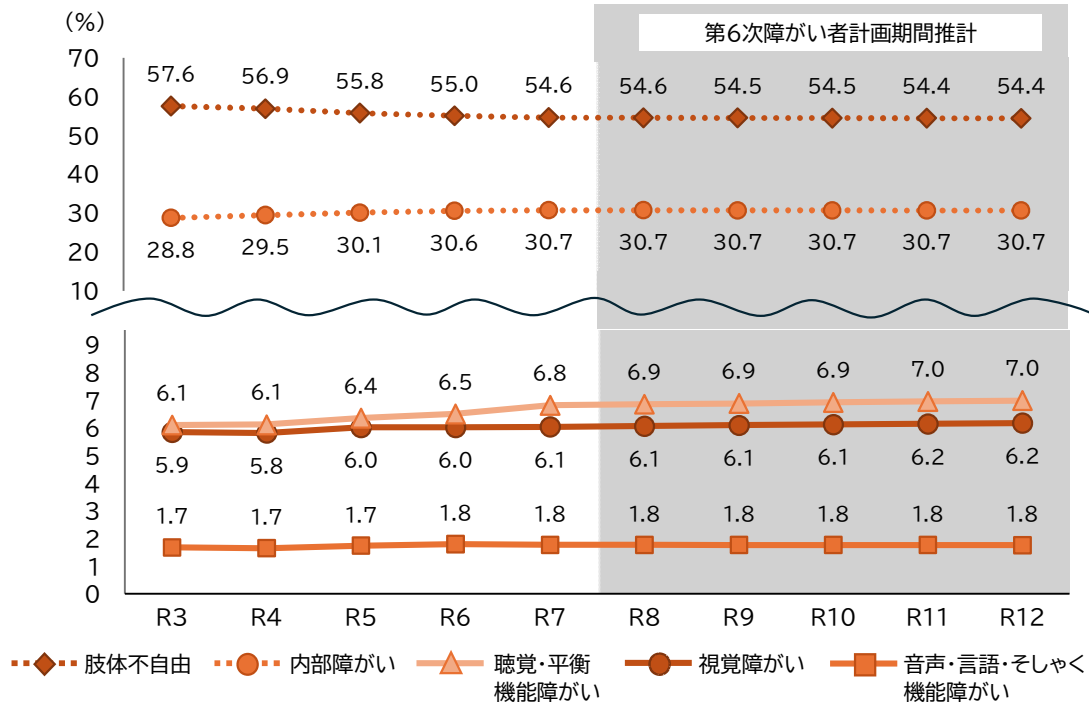
資料：越谷市福祉部障害福祉課



第2章 障がい者の現状と計画の課題<統計データ>

身体障がい者の障がい部位別の構成比は、令和7年3月31日現在、肢体不自由が54.6%と最も高くなっておりませんが、令和3年からの推移をみると低下傾向にあります。一方、内部障がい、聴覚・平衡機能障がいは増加傾向にあり、それぞれ30.7%、6.8%となっています。他の部位については横ばいの傾向となっており、今後も同様の傾向が続くことが推測されます。

身体障害者手帳の障がい部位別の構成比の推移（各年3月31日現在）

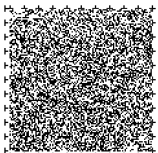


身体障害者手帳の障がい部位別の所持者数及び構成比（各年3月31日現在）

		総数	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡機能障がい	視覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい
R3		11,862	6,829 (57.6%)	3,413 (28.8%)	725 (6.1%)	695 (5.9%)	200 (1.7%)
R4		12,056	6,858 (56.9%)	3,557 (29.5%)	739 (6.1%)	702 (5.8%)	200 (1.7%)
R5		12,117	6,757 (55.8%)	3,647 (30.1%)	771 (6.4%)	730 (6.0%)	212 (1.7%)
R6		11,655	6,416 (55.0%)	3,567 (30.6%)	760 (6.5%)	702 (6.0%)	210 (1.8%)
R7		11,584	6,324 (54.6%)	3,562 (30.7%)	791 (6.8%)	701 (6.1%)	206 (1.8%)
推計	R8	11,598	6,327 (54.6%)	3,564 (30.7%)	796 (6.9%)	705 (6.1%)	206 (1.8%)
	R9	11,612	6,330 (54.5%)	3,566 (30.7%)	801 (6.9%)	709 (6.1%)	206 (1.8%)
	R10	11,626	6,333 (54.5%)	3,568 (30.7%)	806 (6.9%)	713 (6.1%)	206 (1.8%)
	R11	11,640	6,336 (54.4%)	3,570 (30.7%)	811 (7.0%)	717 (6.2%)	206 (1.8%)
	R12	11,654	6,339 (54.4%)	3,572 (30.7%)	816 (7.0%)	721 (6.2%)	206 (1.8%)

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。
 ※部位別については、重複障がいをそれぞれの障がいに計上しているため、手帳所持者数とは差異があります。
 ※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

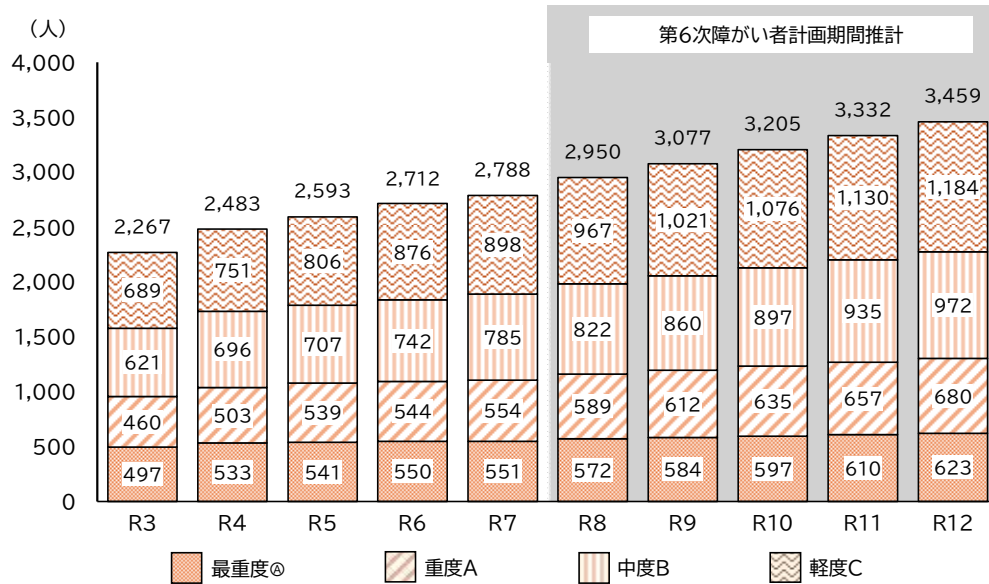
資料：越谷市福祉部障害福祉課



③知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は令和3年から令和7年にかけて増加しています。令和7年3月31日現在で2,788人となっており、今後も増加が続くことが推測されます。また、等級別に所持者数をみると軽度Cが最も多くなっています。

等級別の療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



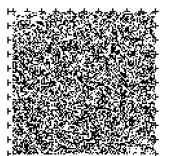
年齢3区分別の療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

		(人)			
		総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
	R3	2,267	735 (32.4%)	1,443 (63.7%)	89 (3.9%)
	R4	2,483	806 (32.5%)	1,586 (63.9%)	91 (3.7%)
	R5	2,593	843 (32.5%)	1,661 (64.1%)	89 (3.4%)
	R6	2,712	919 (33.9%)	1,701 (62.7%)	92 (3.4%)
	R7	2,788	948 (34.0%)	1,753 (62.9%)	87 (3.1%)
推計	R8	2,950	1,012 (34.3%)	1,849 (62.7%)	89 (3.0%)
	R9	3,077	1,066 (34.6%)	1,923 (62.5%)	88 (2.9%)
	R10	3,205	1,120 (34.9%)	1,996 (62.3%)	89 (2.8%)
	R11	3,332	1,174 (35.2%)	2,070 (62.1%)	88 (2.6%)
	R12	3,459	1,228 (35.5%)	2,143 (62.0%)	88 (2.5%)

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課

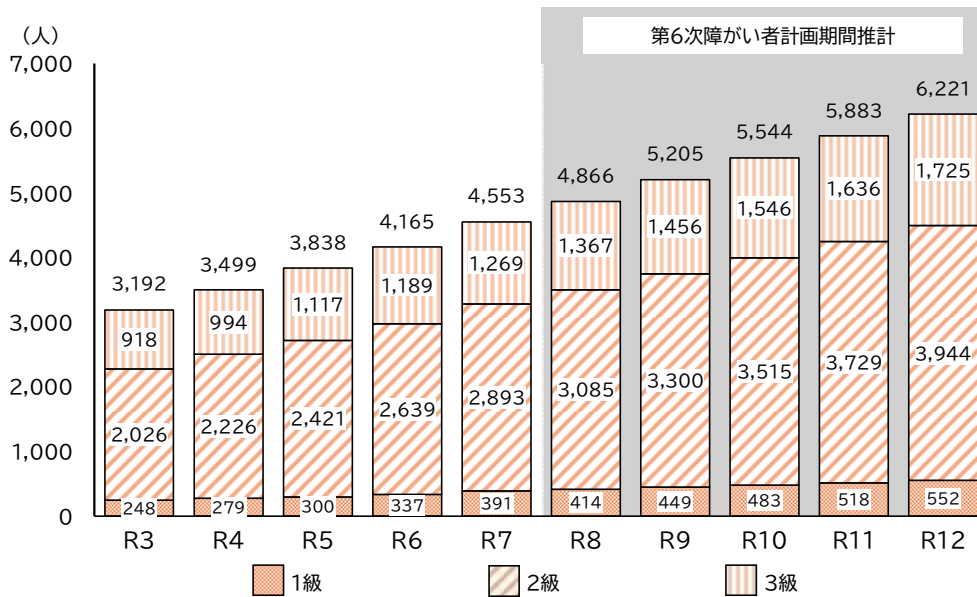


④精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和3年から令和7年にかけて増加しています。令和7年3月31日現在で4,553人となっており、今後も増加が続くことが推測されます。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者も増加が続くことが推測されます。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



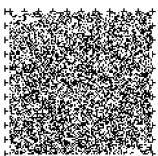
年齢3区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

		総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
	R3	3,192	100 (3.1%)	2,665 (83.5%)	427 (13.4%)
	R4	3,499	122 (3.5%)	2,935 (83.9%)	442 (12.6%)
	R5	3,838	135 (3.5%)	3,218 (83.8%)	485 (12.6%)
	R6	4,165	159 (3.8%)	3,477 (83.5%)	529 (12.7%)
	R7	4,553	161 (3.5%)	3,815 (83.8%)	577 (12.7%)
推計	R8	4,866	183 (3.8%)	4,075 (83.7%)	608 (12.5%)
	R9	5,205	199 (3.8%)	4,359 (83.7%)	647 (12.4%)
	R10	5,544	215 (3.9%)	4,643 (83.7%)	686 (12.4%)
	R11	5,883	232 (3.9%)	4,927 (83.7%)	724 (12.3%)
	R12	6,221	247 (4.0%)	5,211 (83.8%)	763 (12.3%)

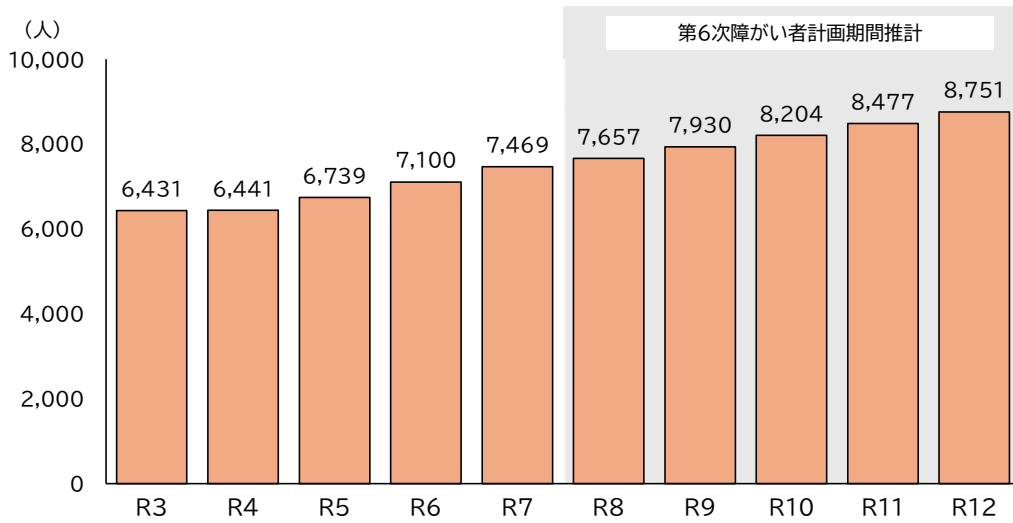
※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課



自立支援医療（精神通院）制度利用者数の推移（各年3月31日現在）

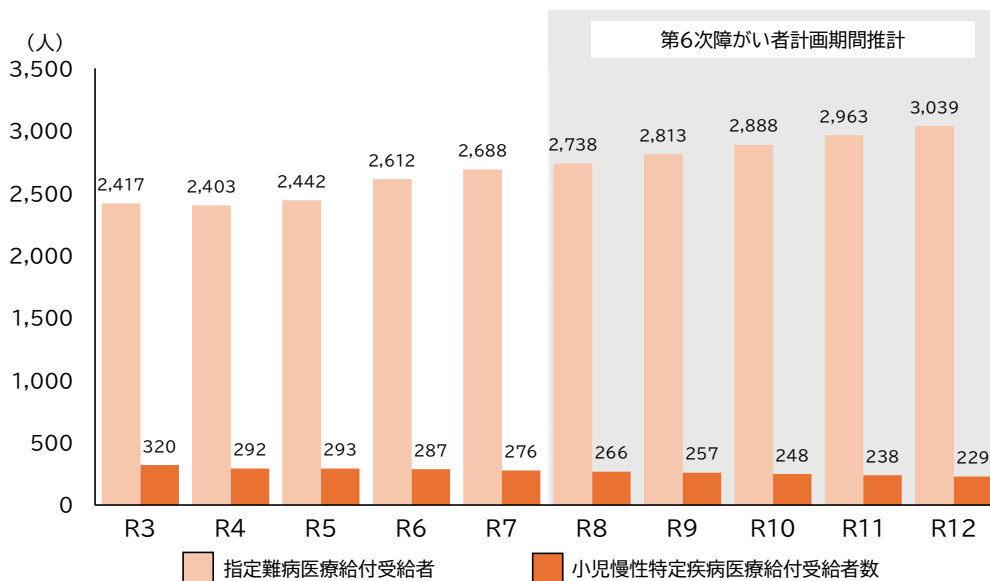


資料：越谷市福祉部障害福祉課

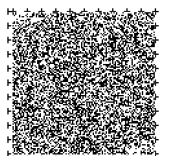
⑤難病患者の状況

本市の指定難病医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付の受給者数をみると、指定難病医療給付受給者数は増加の傾向にあり、令和7年3月31日現在で2,688人となっています。一方、小児慢性特定疾病医療給付受給者数は減少の傾向がみられます。指定難病医療給付受給者数と小児慢性特定疾病医療給付受給者数ともに本計画期間中も同様の傾向が続くことが推測されます。

指定難病医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付の受給者数の推移（各年3月31日現在）



資料：越谷市保健所



2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状

(1) 調査の概要

〔調査の目的〕

令和8年度を始期とする「第6次越谷市障がい者計画」の策定にあたり、障がい者・見を取り巻く状況や課題、ニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

〔調査の設計〕

調査方法：郵送配布/郵送回収とWEB併用、郵送配布/郵送回収のみ、WEBのみ

調査期間：令和6年11月上旬～令和6年12月上旬まで

※ 上記期間終了後、高次脳機能障がい及び難病患者の回収数の確保のため追加調査を実施

〔回収結果〕

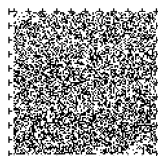
調査種類	配布数	回収数			回収率		
		郵送	web	計	郵送	web	計
ア 身体障がい	1,865	858	200	1,058	46.0%	10.7%	56.7%
イ 知的障がい	504	197	60	257	39.1%	11.9%	51.0%
ウ 精神障がい	810	287	129	416	35.4%	15.9%	51.4%
エ 発達障がい	130	22	28	50	16.9%	21.5%	38.5%
オ 高次脳機能障がい※1	66	18	1	19	27.3%	1.5%	28.8%
カ 難病患者※1	123	8	10	18	6.5%	8.1%	14.6%
キ 市民※2	3,000	785	457	1,242	26.2%	15.2%	41.4%
ク サービス提供事業者	311		136	136		43.7%	43.7%
ケ 障がい者雇用に取り組む民間企業	48	22		22	45.8%		45.8%
合計	6,857	2,197	1,021	3,218	32.0%	14.9%	46.9%

※1 調査期間終了後に行った追加調査の結果を含む

※2 前回調査（令和元年度実施）では対象者を「16歳以上」としていたが、こども施策に重点を置く国の方針を受け、16歳未満の方本人の「障がい」に対する意識や考えを把握するため、小学5年生以上となる「10歳以上」へ変更

〔グラフ等数値の見方〕

- ・表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。従って、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- ・表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。



(2) 障がい者に対するアンケート調査結果の概要

①回答者の年齢

回答者の年齢では、身体障がい「75歳以上」が40.0%、精神障がい「50～59歳」が30.5%と高く、発達障がいは「0～17歳」が9割を占めています。知的障がいでは「0～17歳」(30.0%)と「18～29歳」(26.8%)が高い割合となっています。高次脳機能障がいでは「40～49歳」が31.6%、難病患者では「50～59歳」が27.8%となっています。

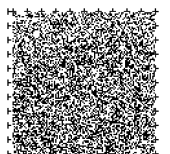
障がいによって回答者の年齢割合が異なっていることを踏まえて、年代別の対応を考えていく必要があります。

■回答者の年齢

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
0～17歳	10.1	30.0	4.3	90.0	0.0	5.6
18～29歳	6.1	26.8	13.9	0.0	5.3	11.1
30～39歳	3.5	15.2	12.3	0.0	10.5	11.1
40～49歳	6.0	10.1	19.2	4.0	31.6	5.6
50～59歳	11.4	10.1	30.5	4.0	26.3	27.8
60～64歳	5.8	2.3	7.0	0.0	0.0	5.6
65～74歳	14.7	2.7	6.5	0.0	15.8	16.7
75歳以上	40.0	1.2	1.9	0.0	10.5	11.1
無回答	2.4	1.6	4.3	2.0	0.0	5.6

障がい種別： 最も割合の高い値 2番目に割合の高い値(以下、同じ)



②同居者

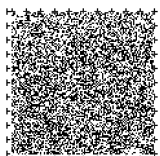
同居者では、身体障がい「配偶者(妻・夫)」が40.2%と最も高く、次いで「母」が23.2%となっています。知的障がい、精神障がい、発達障がいで「母」と「父」の割合が高く、「母」は知的障がいで76.7%、発達障がいで88.0%、「父」は知的障がいで63.0%、発達障がいで84.0%と高くなっています。高次脳機能障がいでは「配偶者(妻・夫)」と「母」がともに31.6%、難病患者では「配偶者(妻・夫)」が61.1%となっています。

「父」「母」「配偶者(妻・夫)」との同居との回答が多く、家族等介助者への支援が必要です。また「ひとり暮らし」の方への地域での自立生活に向けた支援も大切です。

■同居者

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
配偶者(妻・夫)	40.2	1.9	19.0	6.0	31.6	61.1
子ども	22.8	1.9	13.0	8.0	15.8	16.7
子どもの配偶者	3.4	0.4	1.0	2.0	5.3	0.0
父	19.0	63.0	31.7	84.0	5.3	27.8
母	23.2	76.7	39.7	88.0	31.6	22.2
祖父母	1.6	8.9	2.6	8.0	0.0	0.0
兄弟・姉妹	13.2	47.9	18.3	56.0	21.1	22.2
その他の親族	1.6	1.2	1.4	2.0	0.0	0.0
友人など家族以外の人	0.6	0.0	1.0	0.0	5.3	0.0
寮や施設の職員・仲間	7.8	8.9	4.8	0.0	10.5	5.6
その他	2.1	2.3	2.6	0.0	0.0	0.0
ひとり暮らし	14.2	3.9	21.2	0.0	15.8	5.6
無回答	2.4	1.2	4.1	2.0	0.0	0.0



③収入について

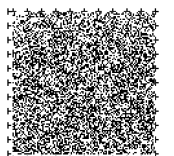
世帯の収入源では、身体障がいと精神障がいで「あなたの年金・手当」(64.1%、45.0%)、知的障がいと発達障がい、高次脳機能障がいで「あなた以外の家族の給与・賃金」(59.9%、88.0%、47.4%)が最も高くなっています。難病患者では「あなた以外の家族の給与・賃金」と「あなたの年金・手当」がともに50.0%となっています。

自身の年金・手当や自身以外の家族の給与・賃金の割合が高いことから、自立生活に向けた経済的な支援が必要です。

■主な収入

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
あなたの給与・賃金	14.5	25.7	32.7	8.0	36.8	16.7
あなた以外の家族の給与・賃金	31.7	59.9	40.6	88.0	47.4	50.0
事業収入(自営業や農業などの収入)	2.7	0.4	1.4	2.0	5.3	0.0
財産収入(利子や家賃などの収入)	2.1	0.4	2.2	2.0	0.0	0.0
あなたの年金・手当	64.1	41.6	45.0	0.0	42.1	50.0
あなた以外の家族の年金・手当	21.1	26.1	20.4	4.0	31.6	27.8
生活保護	5.5	4.7	17.5	0.0	0.0	0.0
仕送り	0.4	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0
その他	2.4	1.2	3.1	4.0	10.5	11.1
無回答	2.5	0.8	1.2	4.0	5.3	5.6



④虐待の状況

虐待を受けたことがあるかでは、すべての障がいで「いずれも受けたことがない」が最も高い一方で、精神障がいで「心理的虐待」が30.3%、「身体的虐待」が12.0%と高くなっています。また、高次脳機能障がいと知的障がいで「心理的虐待」(15.8%、13.2%)が高くなっています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」)の理解促進をはじめ、虐待の防止、早期発見・早期対応が必要です。

■虐待の状況

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
身体的虐待(暴行を受ける、正当な理由なく身体を拘束されるなど)	1.7	4.7	12.0	2.0	0.0	0.0
心理的虐待(著しい暴言、拒絶反応、不当な差別的言動など)	5.2	13.2	30.3	8.0	15.8	5.6
ネグレクト(世話の放棄、食事を提供されない、病气やけがをしても受診させてもらえないなど)	0.2	1.2	6.3	0.0	5.3	0.0
経済的虐待(本人の同意なしに財産や賃金等を使われる、理由なく金銭を与えられないなど)	0.9	1.6	6.5	0.0	0.0	5.6
性的虐待(無理やりわいせつな行為をされるなど)	0.4	2.7	6.7	0.0	0.0	0.0
いずれも受けたことがない	70.9	72.0	51.0	82.0	52.6	72.2
無回答	22.6	12.1	14.9	10.0	31.6	22.2

⑤障がいを理由とした差別や偏見を感じること

障がいを理由とした差別や偏見を感じることでは、身体障がいと高次脳機能障がいで「ない」(40.5%、52.6%)、知的障がいと精神障がい、難病患者で「たまにある」(37.0%、38.9%、61.1%)、発達障がいで「ほとんどない」(50.0%)が最も高くなっています。

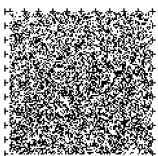
「よくある」と「たまにある」を合わせた「ある(計)」の割合は、知的障がいで4割、精神障がいと難病患者で5割を超えており、身体障がいと発達障がい、高次脳機能障がいで2割を超えています。

差別や偏見を感じる方は障がいの種類により差はあるものの、感じている方は多く、障害者差別解消法の一層の理解・啓発が必要です。

■障がいを理由とした差別や偏見を感じること

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
よくある	4.6	9.7	13.0	0.0	0.0	0.0
たまにある	20.6	37.0	38.9	24.0	31.6	61.1
ほとんどない	26.5	23.0	23.1	50.0	15.8	5.6
ない	40.5	25.7	19.0	22.0	52.6	16.7
無回答	7.8	4.7	6.0	4.0	0.0	16.7



⑥差別や偏見を感じる場面

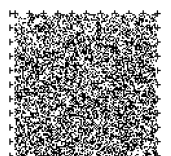
差別や偏見を感じる場面では、身体障がいと知的障がいで「外での人の視線」(52.8%、58.3%)、精神障がい、高次脳機能障がい、難病患者で「仕事や収入面」(62.0%、66.7%、54.5%)、発達障がいで「教育の場」(83.3%)が最も高くなっています。

差別や偏見を感じる場面は年齢にもよりますが、外での人の視線、仕事や収入面、教育の場で多くなっており、あらゆる場面での一層の理解・啓発が必要です。

■差別や偏見を感じる場面

単位：%

	身体障がい n=267	知的障がい n=120	精神障がい n=216	発達障がい n=12	高次脳機能障がい n=6	難病患者 n=11
教育の場	15.4	28.3	17.6	83.3	0.0	9.1
仕事や収入面	19.1	26.7	62.0	0.0	66.7	54.5
コミュニケーションや情報の収集	23.2	20.0	40.7	8.3	16.7	18.2
学習機会やスポーツ・趣味の活動	19.1	12.5	16.2	16.7	16.7	18.2
隣近所づきあい	16.9	19.2	25.9	25.0	0.0	18.2
地域の行事・集まり	16.5	14.2	10.6	25.0	0.0	27.3
外での人の視線	52.8	58.3	44.4	33.3	50.0	36.4
店などでの対応	25.5	24.2	14.4	25.0	0.0	27.3
行政職員の対応・態度	11.6	5.0	17.6	0.0	16.7	18.2
交通機関の利用等	34.1	19.2	20.4	8.3	16.7	27.3
公共施設の利用等	22.8	9.2	10.6	16.7	0.0	18.2
その他	6.7	5.8	13.4	8.3	33.3	9.1
無回答	3.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0



第2章 障がい者の現状と計画の課題<アンケート調査(障がい者)>

⑦通園・通学での困りごと

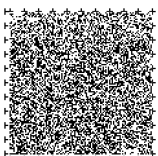
通園・通学での困りごとの内容としては、身体障がい及び知的障がい、精神障がい、「交通手段が不便である」(9.9%、11.8%、10.2%)が最も高く、発達障がい「進学の支援が十分でない」(8.5%)が最も高くなっています。

交通手段、進学の支援、周囲の理解といった回答が多く、移動手段の確保や障がいに対する理解促進が必要です。

■通園・通学での困りごと

単位：%

	身体障がい n=172	知的障がい n=110	精神障がい n=59	発達障がい n=47	高次脳機能障がい n=1	難病患者 n=1
交通手段が不便である	9.9	11.8	10.2	2.1	0.0	0.0
トイレなどの設備が障がいに配慮されていない	4.7	5.5	5.1	2.1	0.0	0.0
通園・通学時の介助が十分でない	4.1	2.7	1.7	0.0	0.0	0.0
学校内・園内での介護や介助が十分でない	2.9	2.7	3.4	2.1	0.0	0.0
周囲の教員や児童・生徒たちの理解が得られない	4.1	7.3	8.5	6.4	0.0	0.0
受け入れてくれる学校が少ない	7.6	8.2	5.1	4.3	0.0	0.0
通常の学級に入れない	1.7	4.5	8.5	2.1	0.0	0.0
医療的なケアが受けられない	1.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
進学の支援が十分でない	7.0	10.9	8.5	8.5	0.0	0.0
スクールカウンセラーなどの相談体制が十分でない	2.3	3.6	3.4	6.4	0.0	0.0
その他	9.3	6.4	5.1	10.6	0.0	0.0
特になし	36.6	44.5	35.6	66.0	100.0	100.0
無回答	31.4	23.6	33.9	4.3	0.0	0.0



⑧現在の職場での困りごと

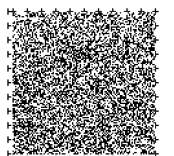
現在の職場での困りごとでは、すべての障がいで「収入が少ない」(21.6%、18.3%、42.0%、50.0%、50.0%、75.0%)が最も高くなっています。また、発達障がいでは「仕事仲間との関係」、「精神的なストレスが大きい」、「収入が少ない」がともに50.0%となっています。一方、「特にない」は身体障がいで4割、知的障がいと発達障がいで5割以上となっています。

収入面、精神的なストレス、人間関係に困っている方が多く、経済的自立の支援をはじめ、職場での障がいに対する理解促進が必要です。

■現在の職場での困りごと

単位：%

	身体障がい n=218	知的障がい n=115	精神障がい n=200	発達障がい n=2	高次脳機能障がい n=6	難病患者 n=4
仕事にやりがいがない	5.0	1.7	11.0	0.0	33.3	0.0
人間的な成長が得られない	0.9	0.9	5.0	0.0	16.7	0.0
業務で求められることができない	2.8	5.2	6.5	0.0	16.7	0.0
仕事仲間との関係	6.9	11.3	18.0	50.0	0.0	0.0
自分の能力が活かせない	3.2	0.9	9.0	0.0	16.7	0.0
必要な知識と技術が十分ではない	3.2	6.1	8.0	0.0	0.0	25.0
必要な体力が十分ではない	13.3	4.3	17.5	0.0	0.0	25.0
精神的なストレスが大きい	10.6	8.7	27.5	50.0	33.3	50.0
支援が得られず孤独	1.4	2.6	2.0	0.0	0.0	0.0
時間に追われる	10.1	4.3	8.0	0.0	16.7	25.0
責任が重い	4.1	2.6	1.5	0.0	0.0	0.0
仕事に誇りがもてない	0.9	2.6	1.5	0.0	16.7	25.0
収入が少ない	21.6	18.3	42.0	50.0	50.0	75.0
休みがとりにくい	4.1	4.3	4.0	0.0	0.0	0.0
相談相手がない	2.3	0.9	7.5	0.0	0.0	0.0
障がい者用の設備が整っていない	3.7	0.9	3.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.1	2.6	4.5	0.0	0.0	0.0
特にない	43.6	53.0	19.5	50.0	0.0	0.0
無回答	4.6	6.1	3.5	0.0	0.0	0.0



⑨障がいのある人が働くために大切な環境

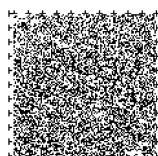
障がい者が働くために大切な環境では、すべての障がいで「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」が最も高くなっており、知的障がいと精神障がい、高次脳機能障がいで6割、発達障がいで7割以上となっています。また、精神障がいと難病患者では「短時間勤務や勤務日数の配慮」が4割を超えています。

職場での障がいに対する理解、勤務時間や日数への配慮をあげる方が多く、事業主の障がい者雇用の理解のもと、障がい特性に応じた支援が受けられる環境が必要です。

■障がいのある人が働くために大切な環境

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
通勤手段の確保	24.3	25.3	23.1	14.0	10.5	11.1
通勤時の支援	11.8	14.4	9.1	4.0	21.1	5.6
勤務先におけるバリアフリーなどの配慮	21.3	6.6	5.0	4.0	0.0	16.7
短時間勤務や勤務日数の配慮	20.3	26.1	45.2	30.0	21.1	44.4
在宅勤務の充実	12.9	4.3	21.9	10.0	10.5	16.7
職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること	43.4	67.7	60.1	72.0	68.4	55.6
職場で介助や援助が受けられること	13.7	20.6	9.1	20.0	10.5	11.1
就労に伴う環境変化により生じる課題に対する相談などの支援	9.6	23.7	22.1	26.0	31.6	11.1
企業ニーズに合った就労訓練が受けられること	5.7	10.9	6.7	16.0	15.8	11.1
仕事についての職場外の相談対応、支援	6.8	14.8	13.5	28.0	10.5	16.7
通院時間の確保や服薬管理など医療上の配慮	14.9	10.9	16.8	2.0	31.6	11.1
その他	5.9	5.1	4.3	10.0	0.0	0.0
無回答	23.2	9.7	8.7	6.0	0.0	22.2



⑩障害福祉サービス等の改善点

障害福祉サービスの改善点では、身体障がい及び知的障がい、発達障がい、「事業者が少ない、選べない」(17.1%、19.6%、36.4%)が最も高く、特に発達障がいでは3割以上となっています。また、精神障がいと高次脳機能障がいでは「制度や手続きがわかりにくい」(19.1%、27.3%)が最も高くなっています。難病患者では「必要な日や時間に使いたいサービスが使えない」と「事業者が少ない、選べない」がともに50.0%となっています。

事業者の少なさや制度・手続きのわかりにくさ、必要な時に使えないといった回答が多く、事業者等と連携した相談支援や情報提供が必要です。

■障害福祉サービス等の改善点

単位：%

	身体障がい n=521	知的障がい n=168	精神障がい n=256	発達障がい n=44	高次脳機能障がい n=11	難病患者 n=6
必要な日や時間に使いたいサービスが使えない	16.5	16.1	8.6	34.1	0.0	50.0
サービスの支給量が少ない、回数や時間が足りない	10.6	10.1	11.7	11.4	9.1	0.0
利用者負担額が高い	7.7	9.5	11.7	9.1	18.2	16.7
制度や手続きがわかりにくい	13.4	16.1	19.1	15.9	27.3	16.7
事業者が少ない、選べない	17.1	19.6	12.9	36.4	0.0	50.0
事業者の対応がよくない	5.0	9.5	8.6	9.1	0.0	16.7
その他	4.0	7.7	7.4	13.6	0.0	0.0
特になし	20.7	20.8	30.1	36.4	18.2	0.0
無回答	43.2	32.1	28.9	0.0	36.4	16.7

⑪今後の暮らし方の希望

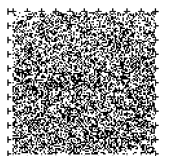
今後の暮らし方の希望では、すべての障がい者で「家族と同居」(50.5%、40.5%、41.3%、60.0%、52.6%、61.1%)が最も高くなっています。また、「ひとり暮らし」は、高次脳機能障がい者で31.6%、精神障がい者で22.8%となっています。

各障がいとも家族との同居が多いものの、ひとり暮らしやグループホーム等の希望もあり、地域で生活するための支援が必要です。

■今後の暮らし方の希望

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
ひとり暮らし	11.9	10.9	22.8	12.0	31.6	16.7
介助を受けてのひとり暮らし	4.0	1.2	6.7	0.0	0.0	0.0
家族と同居	50.5	40.5	41.3	60.0	52.6	61.1
仲間・友人などと共同生活	1.0	0.4	1.7	6.0	0.0	0.0
グループホームで暮らしたい	3.6	15.2	4.1	2.0	0.0	5.6
施設などに入所したい	4.8	6.2	2.4	0.0	0.0	5.6
その他	2.6	1.2	1.9	2.0	5.3	0.0
わからない	9.4	12.1	11.8	14.0	5.3	5.6
無回答	12.3	12.5	7.2	4.0	5.3	5.6



⑫通勤・通学や外出時に不便を感じること

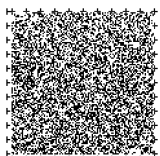
通勤・通学や外出時に不便を感じることは、身体障がいでは「道路の段差、路面のでこぼこが多い」が30.9%、「駅や建物に階段や段差が多い」が28.7%と高くなっています。知的障がいと精神障がいでは「他人の視線が気になる」が最も高くなっており、精神障がいでは2割となっています。また、発達障がいでは「道路の段差、路面のでこぼこが多い」と「歩道が少ない・狭い」がともに10.0%、高次脳機能障がいでは「道路の段差、路面のでこぼこが多い」と「駅や建物に階段や段差が多い」がともに21.1%、難病患者では「歩道が少ない・狭い」と「駐車場がない・少ない」がともに27.8%となっています。

段差やでこぼこ、歩道といった物理的な障壁、他人の視線が気になるといった心理的な障壁があげられており、両面での障壁を除いていくことが必要です。

■通勤・通学や外出時に不便を感じること

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
駅や建物に階段や段差が多い	28.7	6.6	12.3	6.0	21.1	16.7
エスカレーターやエレベーターがない・少ない	18.7	4.7	9.6	4.0	15.8	5.6
障がい者用のトイレが少ない・使いにくい	20.7	5.1	4.6	2.0	10.5	5.6
駐車場がない・少ない	16.9	7.4	7.5	2.0	5.3	27.8
駅の設定が配慮されていない	6.7	3.1	2.4	6.0	0.0	0.0
駅などでキップが買えない	4.2	7.8	0.5	0.0	0.0	0.0
電車・バスの乗り降りが困難である	15.2	2.3	4.3	0.0	10.5	0.0
電車・バス車両内のフリースペースが少ない	8.2	1.6	3.4	2.0	5.3	5.6
歩道が少ない・狭い	22.3	12.8	17.1	10.0	10.5	27.8
道路の段差、路面のでこぼこが多い	30.9	7.4	16.6	10.0	21.1	22.2
歩道上に障害物が多い	13.0	5.4	7.2	8.0	15.8	5.6
点字ブロック・音声式信号などの標示が不十分	3.3	1.2	0.7	0.0	0.0	0.0
介助者がいない	5.3	5.1	1.4	0.0	0.0	5.6
他人の視線が気になる	8.4	15.6	20.0	6.0	15.8	22.2
その他	3.8	4.3	5.3	0.0	5.3	5.6
特になし	22.8	45.1	40.4	66.0	42.1	22.2
無回答	18.6	13.2	7.9	8.0	10.5	16.7



⑬災害に備えて力を入れてほしいこと

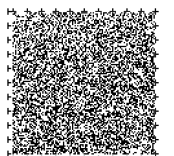
災害に備えて力を入れてほしいことでは、身体障がいでは「避難所の設備（トイレ、段差など）の整備」と「避難生活における介護や介助、医療などの支援体制」が高く、それぞれ4割を超えています。知的障がいでは「障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が、精神障がいでは「避難所の設備（トイレ、段差など）の整備」が、発達障がいでは「緊急情報の提供体制の確立」が最も高く、それぞれ3割以上となっています。高次脳機能障がいと難病患者では「避難生活における介護や介助、医療などの支援体制」が最も高く、それぞれ5割を超えています。

避難所の設備や介護・医療等の支援体制、地域ぐるみの協力体制といった意見が多く、避難所のバリアフリー化や地域での支援・協力体制の整備が必要です。

■災害に備えて力を入れてほしいこと

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
災害に備えた準備や地震や台風など災害に関する知識の普及	15.9	21.0	25.5	22.0	26.3	5.6
緊急情報の提供体制の確立	22.7	19.1	25.2	30.0	42.1	22.2
障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立	32.0	39.3	25.7	18.0	42.1	22.2
災害が発生したときの迅速な避難誘導体制の確立	27.5	20.2	23.6	20.0	15.8	16.7
障がいのある人のための避難訓練の実施	7.1	11.7	5.3	10.0	10.5	0.0
避難所の設備（トイレ、段差など）の整備	43.6	26.5	36.1	28.0	31.6	50.0
手話などコミュニケーション手段の確保	3.2	1.6	2.4	4.0	0.0	5.6
避難生活における介護や介助、医療などの支援体制	45.0	33.1	27.9	16.0	52.6	61.1
その他	1.9	4.3	3.1	2.0	10.5	0.0
わからない	10.2	17.5	18.8	30.0	10.5	11.1
無回答	8.4	6.6	6.7	4.0	0.0	5.6



⑭友人・仲間とともに参加している活動、参加したい活動

参加している活動では、「趣味の活動」や「スポーツやレジャーなどの活動」、「当事者団体などの活動」が高くなっており、参加したい活動では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」や「趣味の活動」、「知識や技術を身につける学習活動」が高くなっています。

参加している活動、参加したい活動とも、趣味やスポーツ・レジャー等の意見が多く、文化芸術活動やスポーツをはじめ、さまざまな活動を通じた社会参加が必要です。

■参加している活動

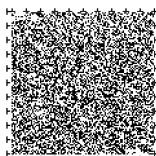
単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦	10.6	9.7	16.6	14.0	10.5	11.1
スポーツやレジャーなどの活動	8.1	8.9	9.4	20.0	10.5	5.6
知識や技術を身につける学習活動	2.8	1.9	3.6	14.0	0.0	5.6
趣味の活動	12.8	10.5	21.2	18.0	15.8	16.7
ボランティアなどの社会活動	2.5	1.6	3.1	0.0	5.3	5.6
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	7.6	3.5	2.4	14.0	5.3	5.6
当事者団体などの活動	2.3	0.8	0.7	6.0	0.0	16.7
地区センター・公民館が主催する事業	3.4	2.3	1.0	10.0	0.0	5.6
サークル活動	2.8	1.9	2.9	0.0	0.0	5.6
児童館が主催する事業	0.7	0.8	0.7	14.0	0.0	0.0
日帰り旅行	9.8	9.3	7.0	14.0	5.3	5.6
泊まりがけの旅行	6.1	4.7	6.7	14.0	10.5	5.6
その他	3.2	1.9	1.7	2.0	10.5	5.6
特にない	52.0	56.4	50.2	40.0	52.6	33.3
無回答	12.5	12.1	12.0	6.0	10.5	11.1

■参加したい活動

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦	18.5	16.0	24.3	26.0	26.3	16.7
スポーツやレジャーなどの活動	9.5	13.2	14.2	42.0	0.0	11.1
知識や技術を身につける学習活動	7.2	7.0	13.9	22.0	26.3	22.2
趣味の活動	16.4	17.1	28.6	36.0	15.8	16.7
ボランティアなどの社会活動	5.0	3.1	7.2	8.0	0.0	0.0
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	5.5	2.3	3.1	24.0	0.0	0.0
当事者団体などの活動	2.6	1.6	2.4	4.0	10.5	5.6
地区センター・公民館が主催する事業	4.3	2.7	3.4	12.0	0.0	0.0
サークル活動	3.8	4.7	8.9	2.0	5.3	11.1
児童館が主催する事業	1.5	1.6	1.2	22.0	0.0	0.0
日帰り旅行	16.0	15.2	19.2	24.0	26.3	0.0
泊まりがけの旅行	12.3	14.0	18.5	22.0	21.1	22.2
その他	1.6	1.6	1.4	2.0	0.0	5.6
特にない	45.0	45.5	37.0	28.0	52.6	27.8
無回答	12.3	10.5	10.8	4.0	5.3	11.1



⑮障がいのある人の社会参加に大切なこと

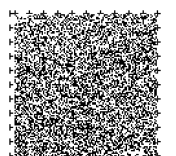
障がいのある人の社会参加に大切なことでは、身体障がい「障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実」が44.7%、精神障がいと高次脳機能障がい「活動にかかる費用の援助」(39.4%、47.4%)が最も高く、知的障がいと発達障がい「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」(42.4%、54.0%)が最も高くなっています。難病患者では「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」と「活動にかかる費用の援助」がともに44.4%となっています。

障がい者に配慮した施設・設備や内容、移動手段、費用面と様々な意見があり、障がい者の社会参加を社会全体で支援していくことが必要です。

■障がいのある人の社会参加に大切なこと

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
障がいのある人などの自主的なグループづくり、リーダー育成などの支援	9.1	11.7	14.9	10.0	31.6	16.7
障がいのある人などのためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実	10.7	17.1	10.3	14.0	5.3	5.6
障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実	33.1	42.4	35.3	54.0	31.6	44.4
自治会など地域活動のための情報や相談の充実	10.4	7.4	13.9	14.0	21.1	0.0
障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実	44.7	38.5	34.1	34.0	36.8	33.3
外出のための移動手段や介助の確保	34.6	23.7	20.0	16.0	26.3	16.7
学習の成果を発表する機会の充実	1.7	0.8	3.1	6.0	0.0	0.0
活動にかかる費用の援助	24.1	24.5	39.4	36.0	47.4	44.4
その他	5.3	7.4	6.5	6.0	5.3	11.1
無回答	18.4	17.5	13.2	14.0	0.0	16.7



⑩現在の生活で困っていること

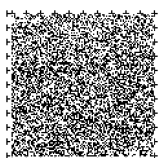
現在の生活で困っていることでは、身体障がい「家族以外に生活を楽しむための支援を頼む人がいない」(15.3%)と「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」(15.2%)が高くなっています。また、知的障がいと発達障がい「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」(45.5%、26.0%)が最も高く、精神障がいと高次脳機能障がい「十分な収入が得られない」(49.0%、47.4%)が最も高くなっています。難病患者では「障がいのために働けない(職業に就くことができない)」と「働ける職業が限定される」がともに33.3%となっています。

コミュニケーション面や収入面に加えて、家族以外に支援を頼む人の不在をあげている方も多く、障がい特性に応じた支援のほか、家族以外の支援者の存在が必要です。

■現在の生活で困っていること

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能障がい n=19	難病患者 n=18
身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	3.0	2.7	4.3	0.0	5.3	0.0
自立するための住宅(持ち家、借家など)がない	1.0	3.1	8.4	0.0	10.5	5.6
福祉施設の定員がいっぱいで入所できない	3.6	4.7	1.4	6.0	0.0	0.0
障がいのない人と一緒に教育機関(幼稚園、小・中・高校、大学、専門学校など)に通えない	2.2	4.3	1.4	8.0	0.0	0.0
障がいのために働けない(職業に就くことができない)	8.2	7.4	27.6	0.0	31.6	33.3
働ける職業が限定される	9.0	14.4	29.8	6.0	15.8	33.3
十分な収入が得られない	14.1	25.7	49.0	4.0	47.4	27.8
医療費負担が家計を圧迫する	12.9	3.5	17.5	2.0	21.1	22.2
医療機関が近くにない	9.5	5.4	10.1	6.0	5.3	22.2
お金がかかるので障がいに合った住宅改修ができない	9.9	1.6	5.5	0.0	0.0	16.7
趣味や生きがいをもてない	11.8	5.8	25.7	2.0	15.8	11.1
バスや鉄道など公共交通機関を利用する際の割引の受け方がわからない	8.0	6.6	12.3	0.0	5.3	5.6
生活をするうえで相談したり必要な情報を得られるところがない	6.7	9.3	11.1	2.0	15.8	22.2
家族以外に生活を楽しむための支援を頼む人がいない	15.3	28.4	18.5	18.0	15.8	5.6
屋外の段差等が危険でひとりで外出できない	11.2	3.1	1.4	0.0	0.0	5.6
屋外で困っていても手を差し伸べてくれる人が少ない	5.4	7.8	5.8	4.0	0.0	5.6
障がいが原因で特別な目で見られる	7.7	19.1	13.7	12.0	15.8	22.2
友人ができない	8.0	17.5	24.5	10.0	10.5	5.6
障がいにより人とのコミュニケーションが難しい	15.2	45.5	33.2	26.0	31.6	11.1
その他	11.2	9.7	8.2	18.0	21.1	5.6
無回答	28.2	18.7	11.3	32.0	15.8	22.2



⑰障がい者にとってくらしやすいまちづくりに向けた重要な施策

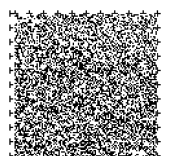
障がいのある方が暮らしやすいまちづくりのために重要と考えることでは、身体障がい
で「医療的なケアが必要な人への支援の充実」(31.9%)、知的障がい「保護者などが亡
くなったあとの生活支援の充実」(52.9%)、精神障がい「就労の援助や雇用の促進」
(38.0%)、発達障がい「障がい児の療育(発達支援)の充実」(60.0%)、高次脳機能障
がい「医療やリハビリの充実」(57.9%)、難病患者で「障がいに対する理解に向けた啓
発や交流の促進」(38.9%)が最も高くなっています

親亡き後の生活支援、医療的なケアやリハビリ、就労・雇用、グループホーム等をあ
げている方が多く、医療・福祉等の関連機関の連携や地域での自立支援が必要です。

■障がい者にとってくらしやすいまちづくりに向けた重要な施策

単位：%

	身体障がい n=1,058	知的障がい n=257	精神障がい n=416	発達障がい n=50	高次脳機能 障がい n=19	難病患者 n=18
障がいの早期発見・保健指導体制の充実	13.3	13.6	20.4	36.0	10.5	22.2
障がい児の療育(発達支援)の充実	10.7	24.5	14.4	60.0	5.3	11.1
特別支援教育など教育体制の充実	9.4	21.0	8.2	52.0	5.3	16.7
医療的なケアが必要な人への支援の充実	31.9	10.9	25.5	10.0	26.3	16.7
強度行動障害のある人への支援の充実	6.1	12.5	6.3	8.0	21.1	16.7
居宅介護などの在宅福祉サービスの充実	20.7	5.8	8.7	6.0	15.8	27.8
通所施設の整備や施設運営の改善	11.1	15.6	8.2	16.0	5.3	0.0
入所施設の整備や施設運営の改善	15.3	18.7	6.5	4.0	5.3	0.0
グループホームの整備や施設運営の改善	8.5	28.4	10.6	4.0	5.3	11.1
短期入所(ショートステイ)の整備や施設運営の改善	11.9	17.1	3.8	4.0	5.3	11.1
福祉機器の利用のための助成	13.5	1.9	2.4	6.0	0.0	5.6
医療やリハビリの充実	29.3	6.6	15.1	6.0	57.9	22.2
福祉に関する情報提供や相談の充実	12.3	10.1	16.6	10.0	26.3	11.1
就労の援助や雇用の促進	11.3	25.7	38.0	26.0	36.8	33.3
生涯学習や文化活動の充実	2.0	2.7	6.0	2.0	0.0	5.6
スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.9	7.8	5.0	6.0	5.3	0.0
障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	18.7	21.8	19.7	12.0	21.1	22.2
建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進	21.3	8.2	10.8	4.0	21.1	0.0
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	14.2	9.3	8.9	8.0	10.5	5.6
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	23.7	52.9	33.4	32.0	31.6	27.8
ボランティア活動の推進	3.0	2.3	2.9	0.0	0.0	0.0
学校在学中の障がいについての理解や体験学習	5.3	11.7	6.3	38.0	0.0	0.0
障がいに対する理解に向けた啓発や交流の促進	10.1	14.0	15.6	14.0	15.8	38.9
コミュニケーションツールとしてのパソコンやスマートフォンの利用支援	5.1	4.7	11.8	6.0	5.3	0.0
その他	4.3	4.3	6.3	0.0	10.5	5.6
無回答	15.9	10.1	9.6	6.0	0.0	5.6



⑱家庭内で介助している方が特に大変であると感じていること

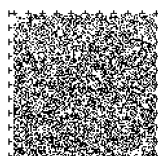
介助するうえで大変なことでは、身体障がい「外出介助」(34.8%)、知的障がいと発達障がい「本人との意思疎通」(34.5%、31.8%)、精神障がいと高次脳機能障がい、難病患者で「家事一般」(33.3%、50.0%、33.3%)が最も高くなっています。また、「金銭管理」も全体的に高い割合となっています。

家事、外出介助、意思疎通、金銭管理と、障がい種別により様々な意見があることから、家族等介助者への障がい特性に応じた適切な支援が必要です。

■家庭内で介助している方が特に大変であると感じていること

単位：%

	身体障がい n=483	知的障がい n=203	精神障がい n=204	発達障がい n=44	高次脳機能障がい n=16	難病患者 n=9
食事の介助	19.3	9.9	10.3	2.3	6.3	22.2
トイレの介助	20.7	13.3	3.9	2.3	12.5	22.2
おむつの交換	16.6	4.9	3.4	2.3	12.5	0.0
入浴の介助	27.5	12.8	6.9	4.5	12.5	22.2
着替えの介助	18.6	7.4	2.9	0.0	6.3	22.2
衛生管理	13.7	14.8	7.8	2.3	6.3	0.0
床ずれ対策	6.6	1.0	2.5	0.0	0.0	0.0
室内の移動介助	11.2	1.5	1.5	0.0	0.0	11.1
外出介助	34.8	21.2	13.2	2.3	12.5	22.2
リハビリ介助	7.5	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0
夜間の介助	12.6	3.9	2.9	0.0	0.0	11.1
本人との意思疎通	17.2	34.5	20.6	31.8	25.0	11.1
緊急時の対応	30.2	24.6	15.2	6.8	12.5	22.2
本人の行動障がい	19.3	25.1	19.1	22.7	31.3	0.0
家事一般	27.1	23.6	33.3	15.9	50.0	33.3
金銭管理	8.9	27.6	29.9	11.4	37.5	22.2
その他	7.2	10.8	9.8	22.7	18.8	11.1
無回答	23.2	20.2	29.9	15.9	12.5	22.2



⑨介助するうえでの悩みや問題

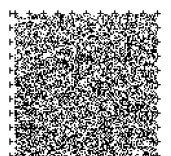
介助での悩みや問題では、高次脳機能障がいを除くすべての障がいで「精神的に疲れる」が最も高くなっており、身体障がいと精神障がいで3割、知的障がい、発達障がい、難病患者で4割を超えています。また、身体障がいでは「体力的にきつい」も33.7%と高くなっています。高次脳機能障がいでは「経済的な負担が大きい」が43.8%となっています。

各障がいで共通して、精神面、体力面、時間をあげている方が多いことから、介助者の負担軽減のためのレスパイトケアが必要です。

■介助するうえでの悩みや問題

単位：%

	身体障がい n=483	知的障がい n=203	精神障がい n=204	発達障がい n=44	高次脳機能障がい n=16	難病患者 n=9
自分の時間がもてない	27.5	21.7	20.1	29.5	18.8	22.2
体力的にきつい	33.7	24.6	18.1	20.5	31.3	44.4
精神的に疲れる	37.5	41.4	36.3	47.7	37.5	44.4
他に介助者がいない	23.2	20.2	11.3	2.3	31.3	44.4
経済的な負担が大きい	18.6	9.9	18.1	18.2	43.8	11.1
身近に相談できる人がいない	7.7	10.3	14.2	9.1	18.8	22.2
近くに利用できる福祉施設がない	6.6	6.4	5.4	2.3	0.0	0.0
近くに医療機関がない	10.4	4.9	3.4	4.5	6.3	22.2
医療を受けにくい	6.6	8.9	2.9	9.1	0.0	11.1
睡眠時間が少ない	16.6	11.3	9.8	6.8	18.8	11.1
その他	3.1	6.4	2.0	4.5	6.3	0.0
特になし	14.5	26.1	18.1	29.5	12.5	0.0
無回答	21.5	15.8	28.9	4.5	12.5	22.2



⑩こどもの保護者が特に支援してほしいこと

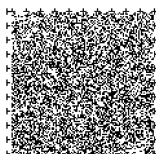
こどもの保護者が特に支援してほしいことでは、身体障がいと知的障がいで「保護者が急な病気などにより、介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」(58.0%、50.0%)、精神障がいで「経済的支援」(56.3%)、発達障がいで「障がいや発達に関すること、福祉サービスなどについて知る機会」(47.6%)が最も高くなっています。

緊急時の一時的見守りや介助、経済的支援、障がいやサービスの情報をあげている方が多く、障がい児の親に対するさまざまな支援が必要です。

■こどもの保護者が特に支援してほしいこと

単位：%

	身体障がい n=100	知的障がい n=72	精神障がい n=16	発達障がい n=42	高次脳機能障がい n=0	難病患者 n=1
カウンセリングなど家族の心理的サポート	10.0	20.8	31.3	33.3	0.0	0.0
お子さんの通院・通所時における、兄弟姉妹の託児	18.0	8.3	18.8	14.3	0.0	0.0
経済的支援	42.0	47.2	56.3	38.1	0.0	0.0
レスパイトケア	29.0	20.8	12.5	19.0	0.0	0.0
障がいや発達に関すること、福祉サービスなどについて知る機会	36.0	30.6	12.5	47.6	0.0	100.0
保護者が急な病気などにより、介助・支援できないときの一時的な見守りや介助	58.0	50.0	31.3	35.7	0.0	100.0
他の保護者との交流機会	13.0	12.5	18.8	16.7	0.0	100.0
その他	6.0	2.8	12.5	2.4	0.0	0.0
特にない	4.0	8.3	0.0	4.8	0.0	0.0
無回答	6.0	5.6	6.3	4.8	0.0	0.0



②こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援

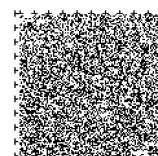
こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援では、身体障がい「学校と家庭以外の居場所づくり」(52.0%)、知的障がいと精神障がい「職業訓練(職場体験や実習等)」(50.0%、50.0%)、発達障がいと精神障がい「ソーシャルスキルの習得(日常生活で円滑な人間関係を保つスキル)」(61.9%、50.0%)が最も高くなっています。

居場所、職業訓練、ソーシャルスキルをあげている方が多く、自立と社会参加に向けて、切れ目のない支援が必要です。

■こどもの卒業後、円滑な生活を送る上で必要な支援

単位：%

	身体障がい n=100	知的障がい n=72	精神障がい n=16	発達障がい n=42	高次脳機能障がい n=0	難病患者 n=1
心身の健康管理	43.0	22.2	31.3	31.0	0.0	0.0
仲間・友人づくり	47.0	29.2	43.8	59.5	0.0	0.0
障がい特性や課題に応じた学習支援	22.0	23.6	6.3	28.6	0.0	100.0
職業訓練(職場体験や実習等)	27.0	50.0	50.0	28.6	0.0	100.0
ソーシャルスキルの習得(日常生活で円滑な人間関係を保つスキル)	17.0	43.1	50.0	61.9	0.0	0.0
家計管理に対する支援(金銭管理や貯蓄をする習慣を身につけるための支援)	13.0	34.7	25.0	21.4	0.0	100.0
学校と家庭以外の居場所づくり	52.0	44.4	37.5	42.9	0.0	0.0
スポーツ体験	6.0	4.2	0.0	2.4	0.0	0.0
その他	1.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	6.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	5.0	5.6	6.3	4.8	0.0	0.0



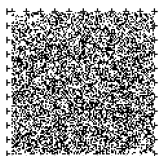
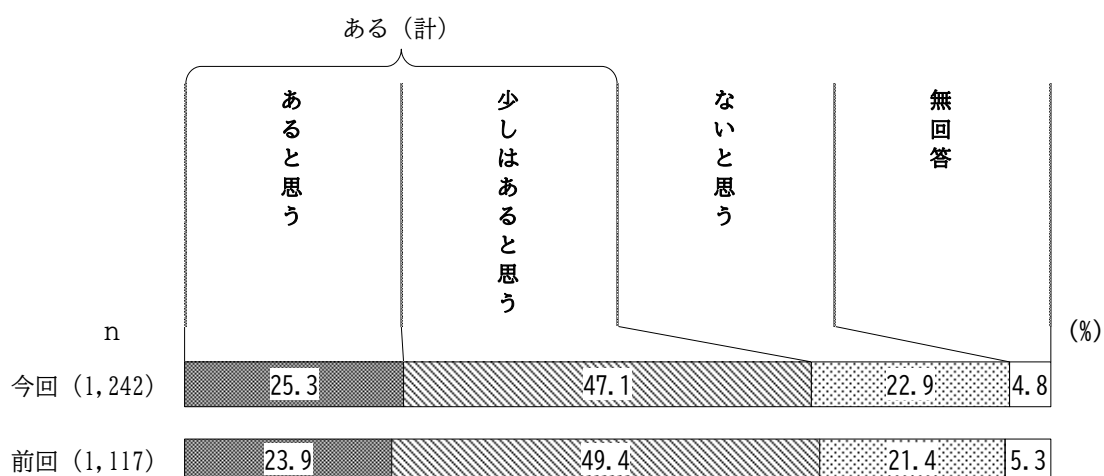
(3) 市民に対するアンケート調査結果の概要

①障がい者等に対する差別や人権侵害を感じること

障がい者等に対する差別や人権侵害を感じることは、「あると思う」(25.3%)と「少しはあると思う」(47.1%)を合わせた「ある(計)」は72.4%となっています。

差別や人権侵害を感じる割合は依然高く、意識面での大きな変化は見られないことから、法律も含め、障がいに対する正しい理解の促進に向けた取組みの一層の推進が必要です。

■障がい者等に対する差別や人権侵害を感じること

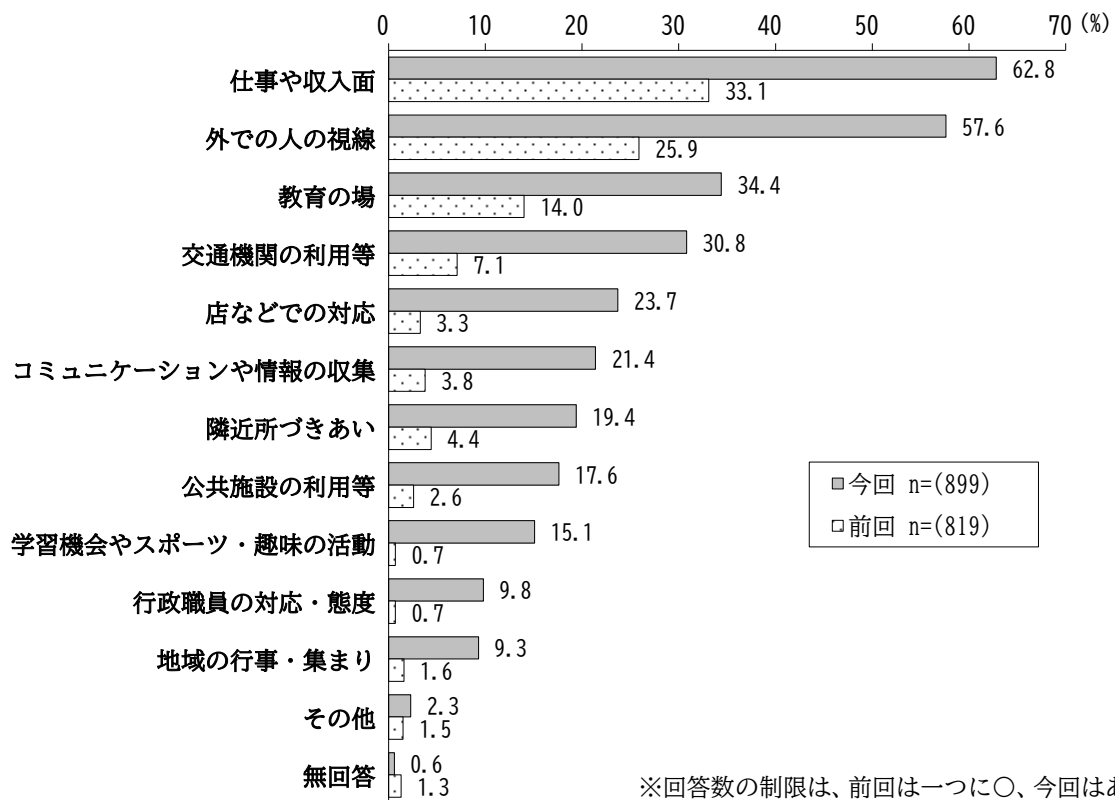


②障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所

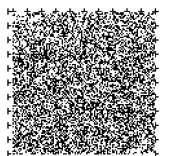
障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所では、「仕事や収入面」が62.8%で最も高く、次いで「外での人の視線」(57.6%)、「教育の場」(34.4%)、「交通機関の利用等」(30.8%)となっています。

仕事や収入面、人の視線、教育の場と前回調査から上位に変動はないことから、引き続き、市民、団体、企業等に向けた幅広い広報・啓発活動が必要です。

■障がい者等に対する差別や人権侵害を感じた場所



※回答数の制限は、前回は一つに○、今回はあてはまるものすべてに○となっている。

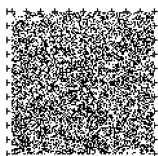
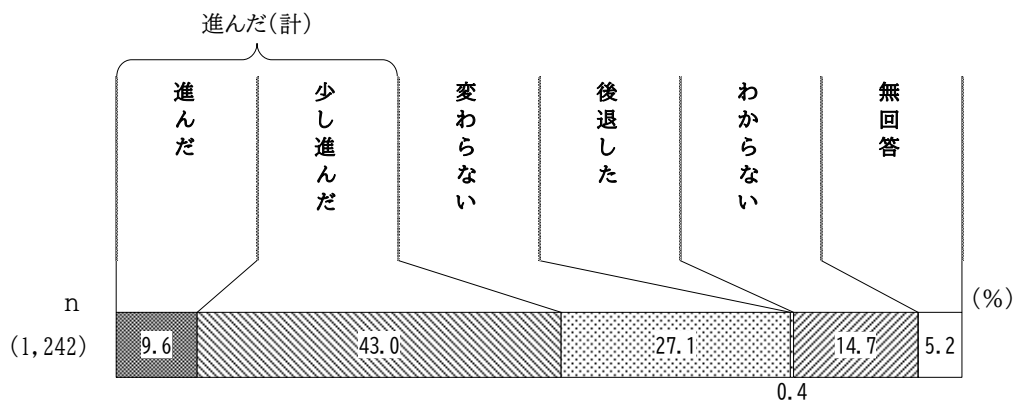


③障がいや障がいのある人に対する理解の推進

障がいや障がいのある人に対する理解の推進では、「進んだ」(9.6%)と「少し進んだ」(43.0%)を合わせた<<進んだ(計)>>は52.6%となっています。また、「変わらない」が27.1%となっています。

理解の促進が進んだとの回答が5割を超える一方、変わらないとの回答も一定割合いることから、共生社会の実現に向けて引続き、広報・啓発の促進が必要です。

■障がいや障がいのある人に対する理解の推進



④障がいのある人を支える活動の具体的な活動内容

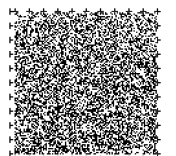
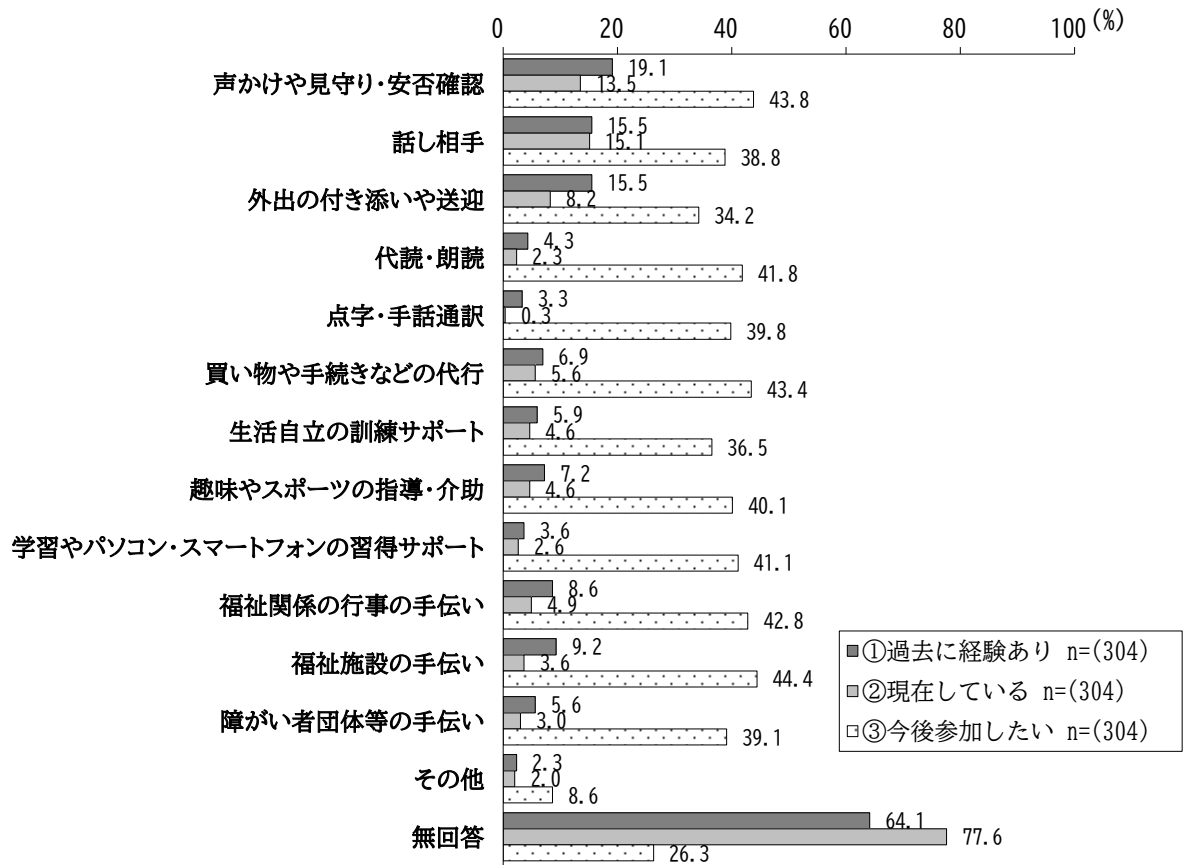
過去に経験ありでは、「声かけや見守り・安否確認」が19.1%で最も高く、「話し相手」、「外出の付き添いや送迎」も1割を超えています。

現在しているでは、「話し相手」が15.1%で最も高く、次いで「声かけや見守り・安否確認」(13.5%)、「外出の付き添いや送迎」(8.2%)、「買い物や手続きなどの代行」(5.6%)となっています。

今後参加したいでは、「福祉施設の手伝い」が44.4%で最も高く、次いで「声かけや見守り・安否確認」(43.8%)、「買い物や手続きなどの代行」(43.4%)、「福祉関係の行事の手伝い」(42.8%)となっています。

今後参加したいとの回答が高いことから、各種情報を提供したり、活動への参加機会の提供が必要です。

■障がいのある人を支える活動の具体的な活動内容

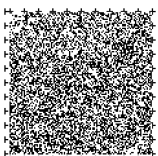
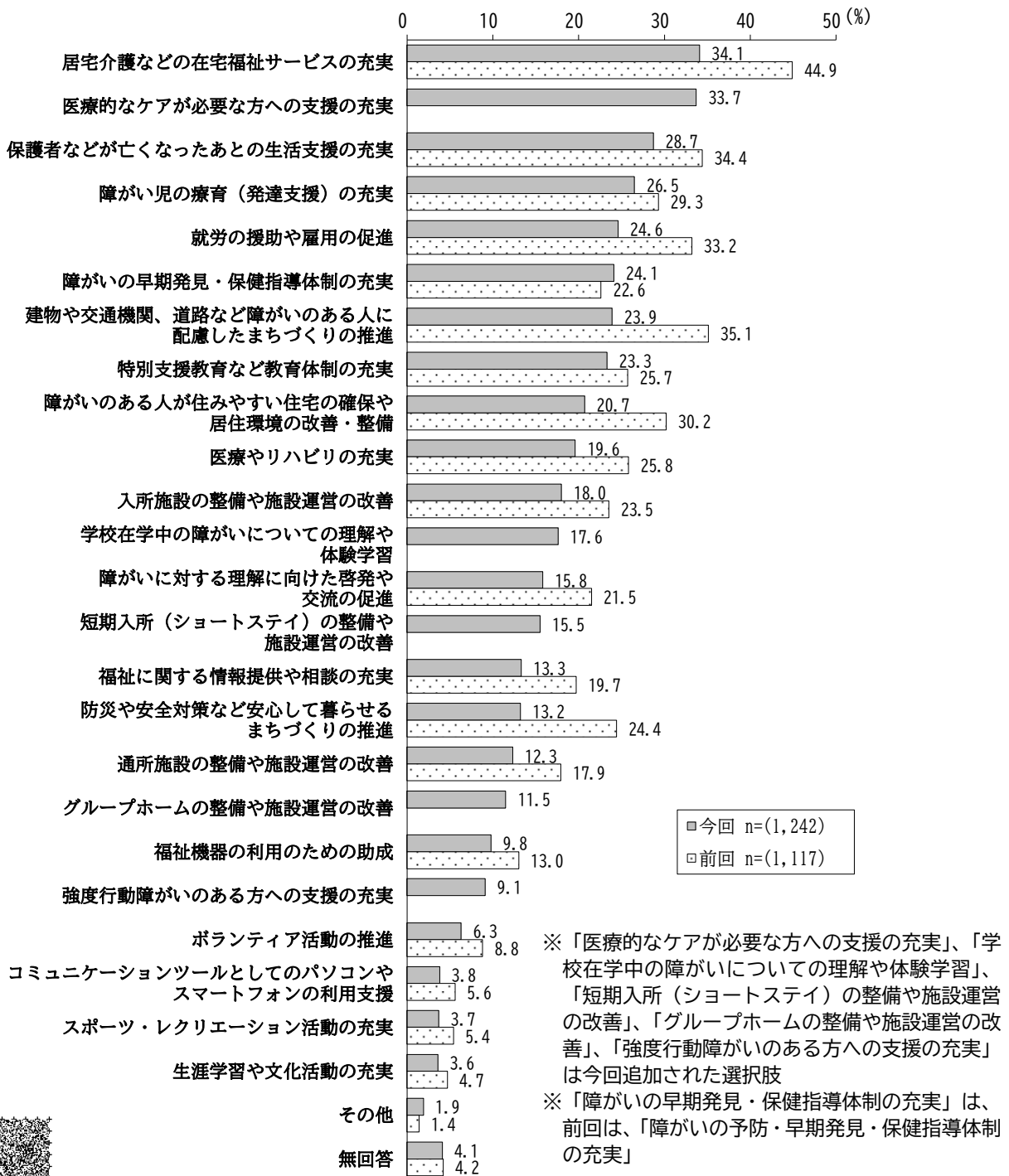


⑤障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

障がい者等に暮らしやすいまちづくりに向けて重要だと考える施策では、「居宅介護などの在宅福祉サービスの充実」が34.1%で最も高く、次いで「医療的なケアが必要な方への支援の充実」(33.7%)、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」(28.7%)、「障がい児の療育（発達支援）の充実」(26.5%)となっています。

前回調査から引き続き上位の在宅福祉サービスの充実、親亡き後の支援、療育に、今回から医療的ケアが上位に加わり、高齢化や医療的ケア児支援法等への対応が必要です。

■障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

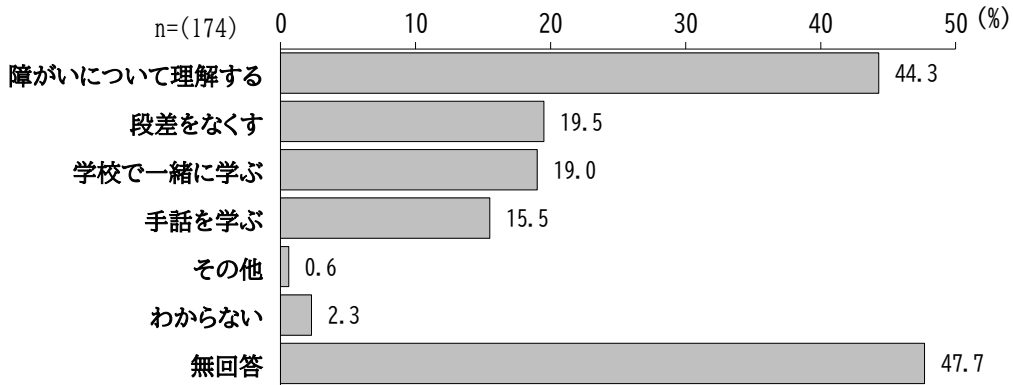


⑥障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと(10~15歳の方)

障がいのある人と一緒に生活するために必要なことでは、「障がいについて理解する」が44.3%で最も高く、次いで「段差をなくす」(19.5%)、「学校で一緒に学ぶ」(19.0%)、「手話を学ぶ」(15.5%)となっています。

障がいについての理解をあげている方が多く、こどもの頃からの理解促進が必要です。

■障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと

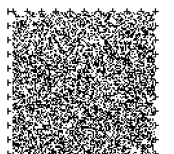
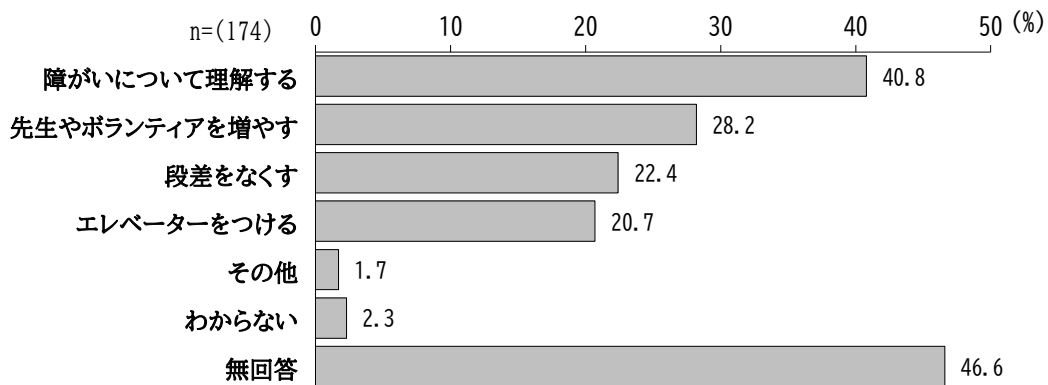


⑦障がいのある人に対し、学校として必要な配慮(10~15歳の方)

障がいのある人に対し、学校として必要な配慮では、「障がいについて理解する」が40.8%で最も高く、次いで「先生やボランティアを増やす」(28.2%)、「段差をなくす」(22.4%)、「エレベーターをつける」(20.7%)となっています。

段差やエレベーターといったハード面のバリアフリー以上に、障がいについての理解、先生やボランティアの回答が多く、情報提供や人的サポートが必要です。

■障がいのある人に対し、学校として必要な配慮

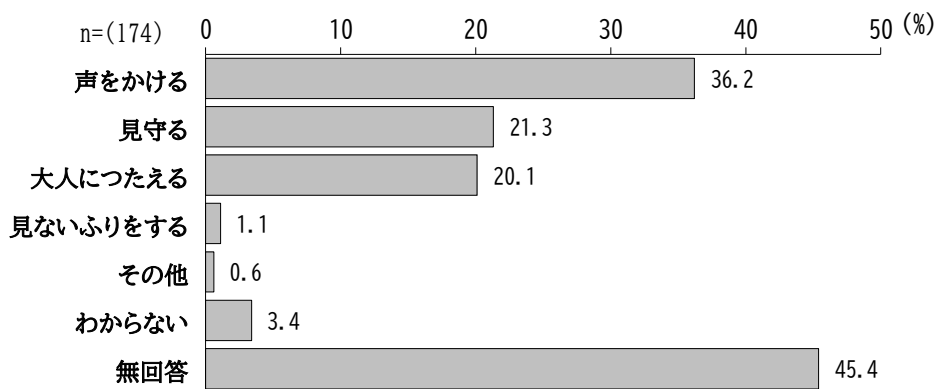


⑧障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応（10～15歳の方）

障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応では、「声をかける」が36.2%で最も高く、「見守る」、「大人につたえる」も2割を超えています。

声かけや見守り、大人への伝達をあげている方が多く、実際に対応できるよう、こどもたちの多様な学習・体験活動機会を増やす必要があります。

■障がいのある人が困っているのを見かけたときの対応

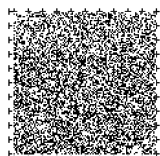
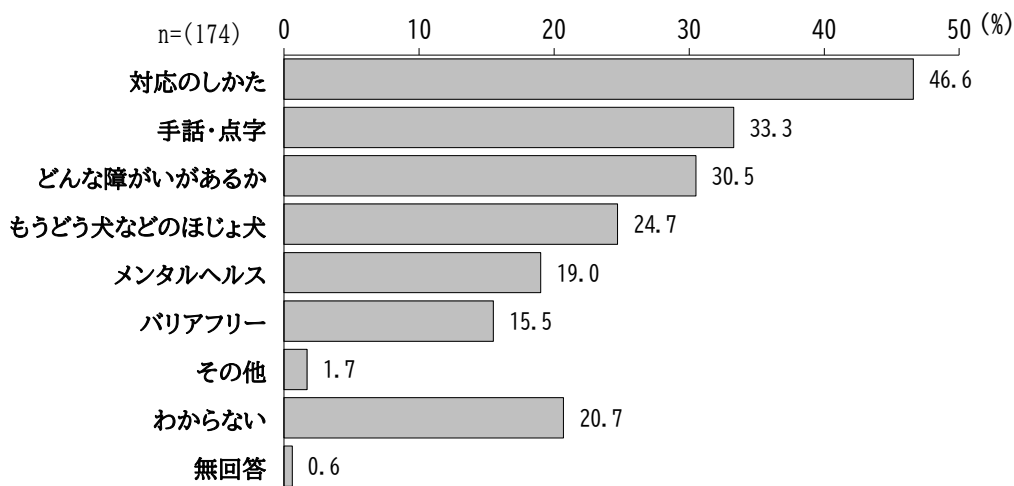


⑨障がいについて学びたいこと（10～15歳の方）

障がいについて学びたいことでは、「対応のしかた」が46.6%で最も高く、次いで「手話・点字」(33.3%)、「どんな障がいがあるか」(30.5%)、「もうどう犬などのほじょ犬」(24.7%)となっています。

学びたいこととして、対応のしかたや手話・点字、障がいの種類をあげている方が多く、こどもたちの多様な学習・体験活動機会を増やす必要があります。

■障がいについて学びたいこと



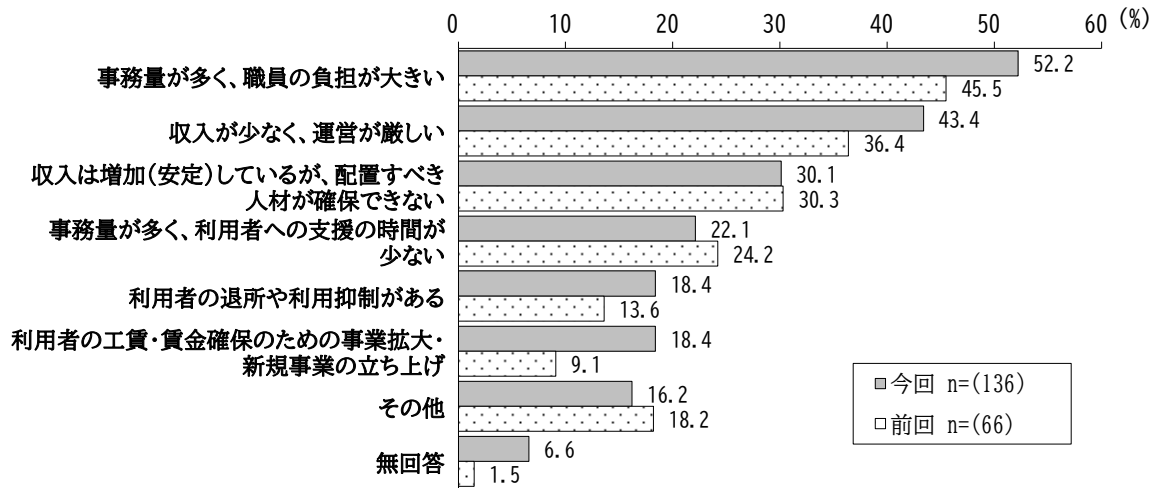
(4) サービス提供事業者に対するアンケート調査結果の概要

①事業運営上の課題

事業運営上の課題は、「事務量が多く、職員の負担が大きい」、「収入が少なく、運営が厳しい」の順となっており、前回調査に比べてその割合は増えています。

前回調査より職員負担が大きい、運営が厳しいといった上位2つの割合が増加しており、事務効率化や収入増に向けて、引続き運営の改善を図ることが必要です。

■事業運営上の課題



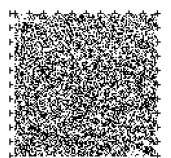
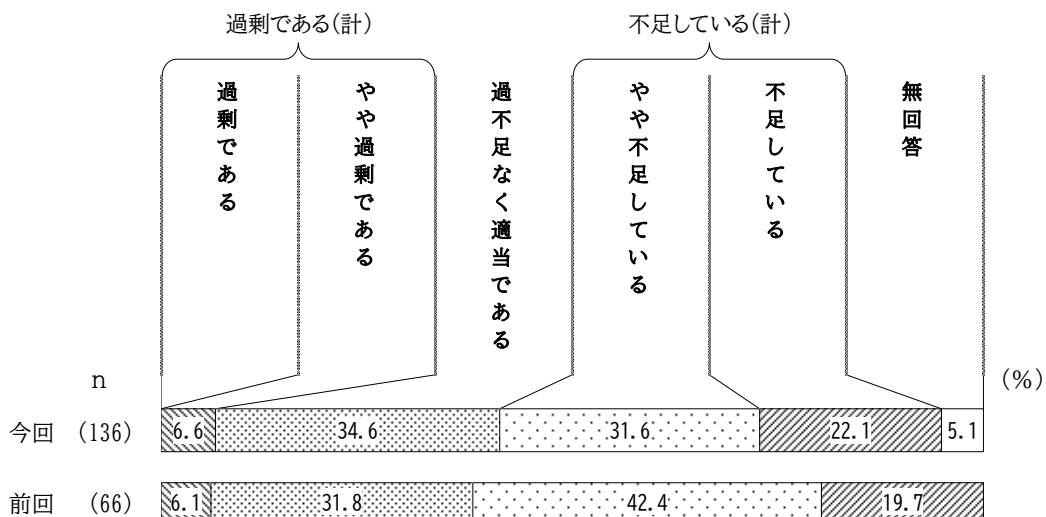
②職員の過不足状況

職員の過不足状況は、「過不足なく適当である」が 34.6%で最も高くなっています。また、「やや不足している」(31.6%)と「不足している」(22.1%)を合わせた<<不足している(計)>>の割合は5割を超えています。

前回調査と比較すると、<<不足している>> (今回：53.7%、前回 62.1%)で前回調査よりも 8.4ポイント減少しています。

前回調査より適当であるという割合が増しましたが、不足しているは5割を超えており、引続き人員確保に向けた取組みが必要です。

■職員の過不足状況

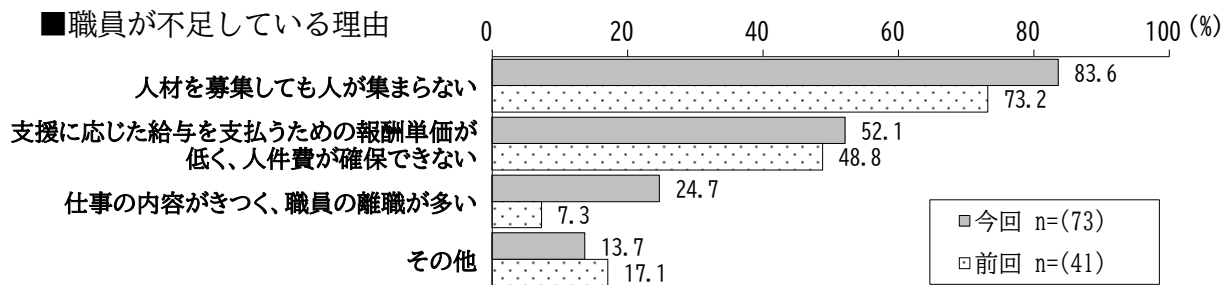


③職員が不足している理由

職員が不足している理由では、「人材を募集しても人が集まらない」が 83.6%で最も高く、次いで「支援に応じた給与を支払うための報酬単価が低く、人件費が確保できない」(52.1%)、「仕事の内容がきつく、職員の離職が多い」(24.7%)となっています。

前回調査と比較すると、「仕事の内容がきつく、職員の離職が多い」(今回：24.7%、前回7.3%)、「人材を募集しても人が集まらない」(今回：83.6%、前回73.2%)で前回調査よりも10ポイント以上増加しています。

前回調査より、募集しても集まらない、人件費が確保できない、職員の離職とも回答が増加しており、人材確保に向けた取組みや業務の改善等が必要です。



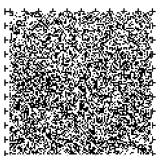
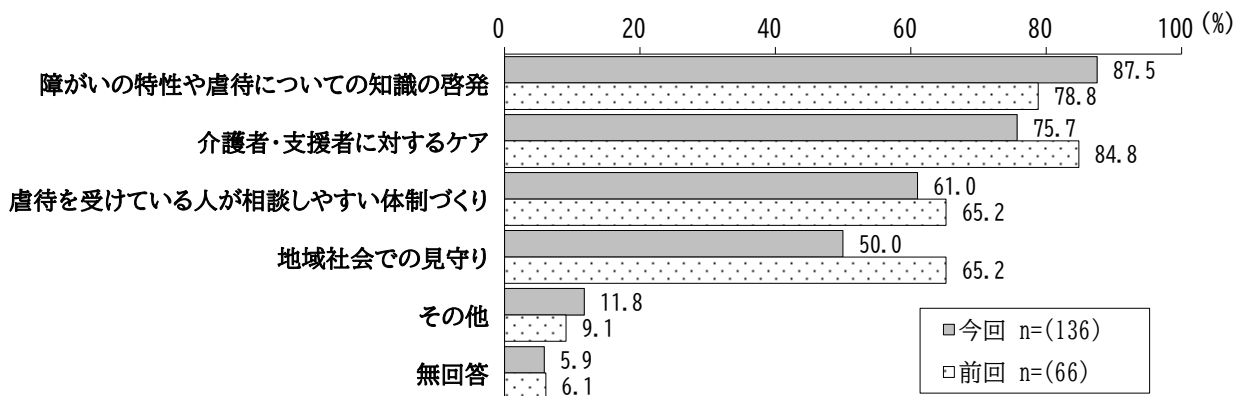
④虐待をなくすために必要なこと

虐待をなくすために必要なことでは、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」が 87.5%で最も高く、次いで「介護者・支援者に対するケア」(75.7%)、「虐待を受けている人が相談しやすい体制づくり」(61.0%)、「地域社会での見守り」(50.0%)となっています。

前回調査と比較すると、「地域社会での見守り」(今回：50.0%、前回：65.2%)で15.2ポイント、「介護者・支援者に対するケア」(今回：75.7%、前回：84.8%)で9.1ポイント前回調査よりも減少しています。また、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」(今回：87.5%、前回：78.8%)で前回調査よりも8.7ポイント増加しています。

前回調査より、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」の回答が増加しており、事業者に向けたさらなる広報・啓発活動の促進が必要です。

■虐待をなくすために必要なこと

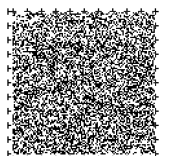
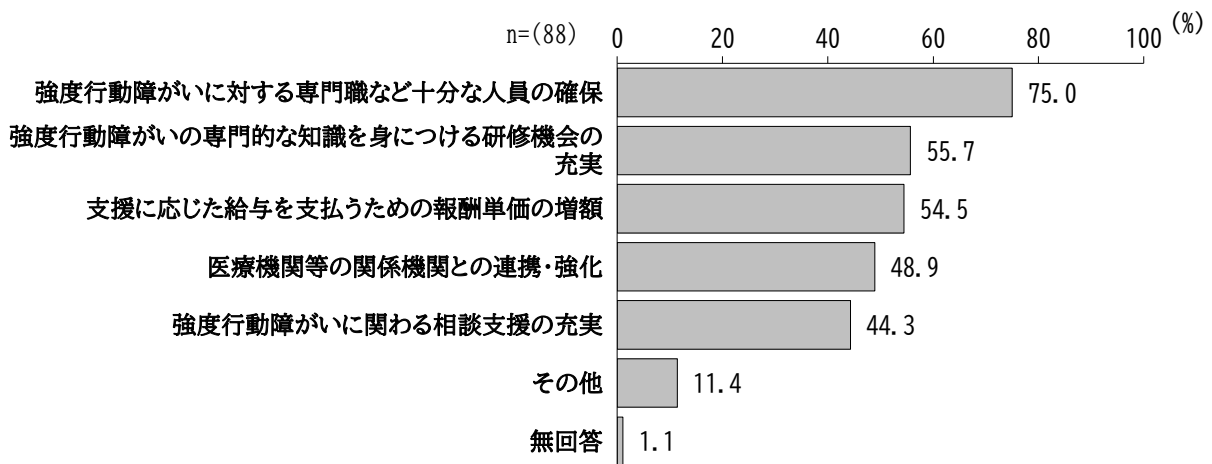


⑤強度行動障がいのある方を受入れ・支援するために重要な事項

強度行動障がいのある方を受入れ・支援するために重要な事項では、「強度行動障がいに対する専門職など十分な人員の確保」が75.0%で最も高く、「強度行動障がいの専門的な知識を身につける研修機会の充実」、「支援に応じた給与を支払うための報酬単価の増額」も5割を超えています。

専門職などの人員確保をあげている事業者が最も多く、専門人材の確保や専門的な知識を得るための研修機会が必要です。

■強度行動障がいのある方を受入れ・支援するために重要な事項

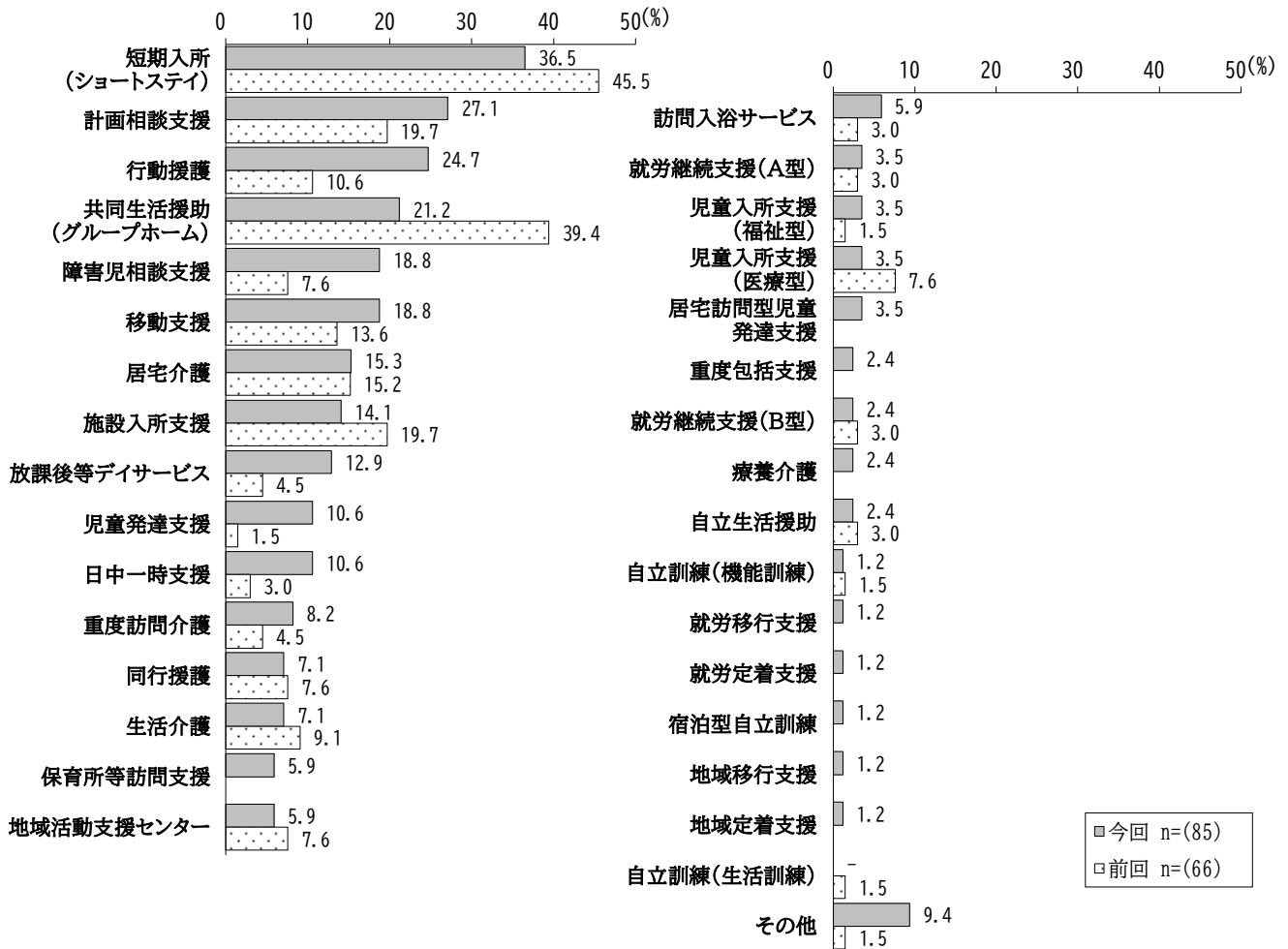


⑥不足していると感じられる障害福祉サービスの種類

不足していると感じられる障害福祉サービスの種類では、「短期入所(ショートステイ)」が36.5%で最も高く、次いで「計画相談支援」(27.1%)、「行動援護」(24.7%)、「共同生活援助(グループホーム)」(21.2%)となっています。

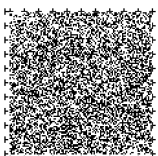
前回調査に比べて、上位から「計画相談支援」「行動援護」「障害児相談支援」「移動支援」と増加しており、ニーズに合わせたサービス基盤の整備が必要です。

■不足していると感じられる障害福祉サービスの種類



※今回追加された選択肢（重度包括支援、就労移行支援、就労定着支援、療養介護、宿泊型自立訓練、地域移行支援、地域定着支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

※回答数の制限は、前回は三つまでに○、今回はあてはまるものすべてに○となっている。



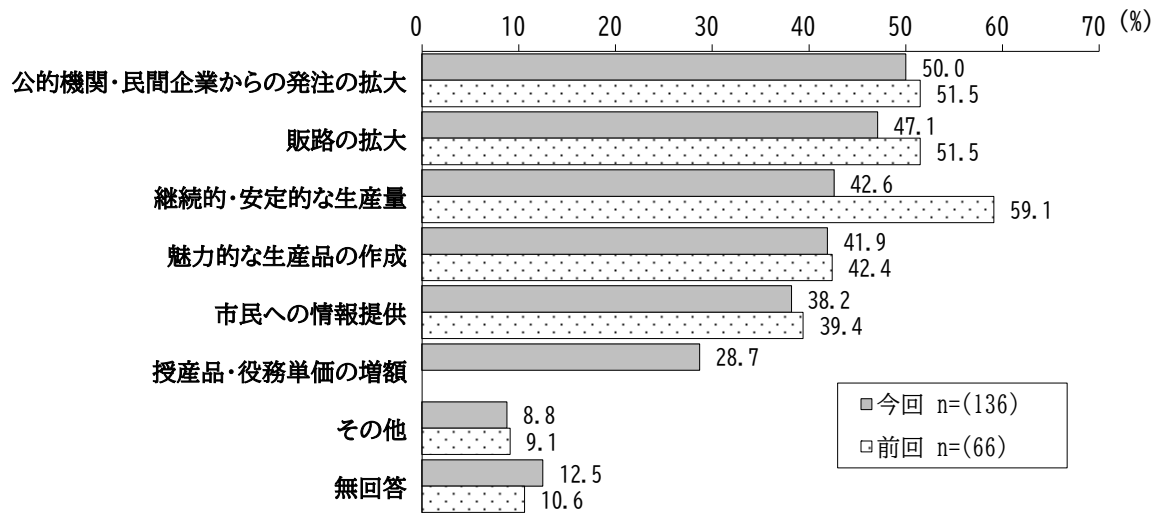
⑦障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと

障がい者の工賃収入の向上のために必要なことでは、「公的機関・民間企業からの発注の拡大」が50.0%で最も高く、次いで「販路の拡大」(47.1%)、「継続的・安定的な生産量」(42.6%)、「魅力的な生産品の作成」(41.9%)となっています。

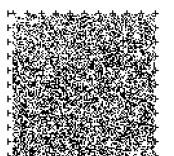
前回調査と比較すると、「継続的・安定的な生産量」(今回：42.6%、前回：59.1%)で前回調査よりも16.5ポイント減少しています。

前回調査に比べて、どの割合も減少していますが、公的機関・民間企業からの発注の拡大をあげている事業者が最も多く、優先調達に向けた働きかけが必要です。

■障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと



※「授産品・役務単価の増額」は今回追加された選択肢

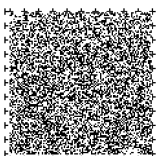
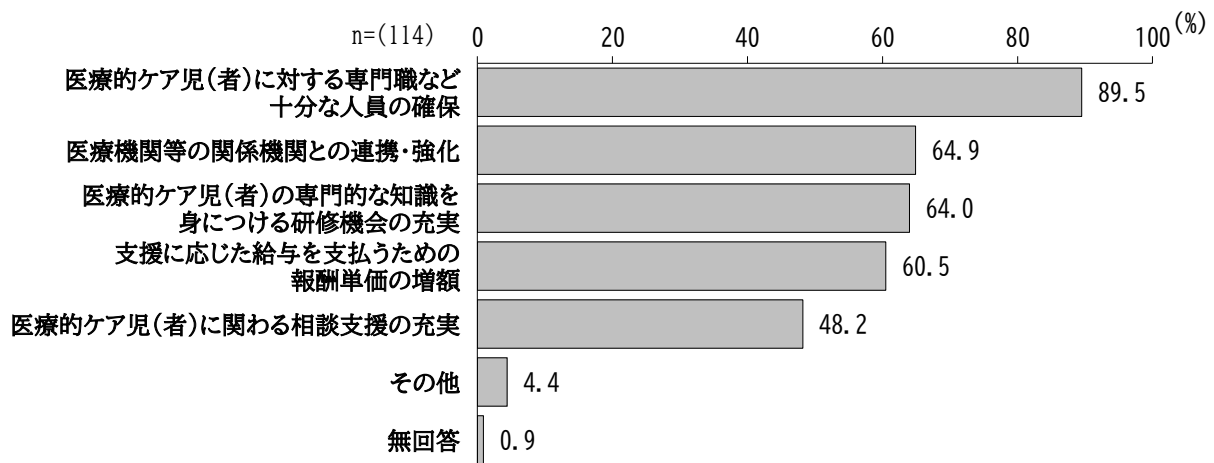


⑧医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なこと

医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なことでは、「医療的ケア児（者）に対する専門職など十分な人員の確保」が89.5%で最も高く、「医療機関等の関係機関との連携・強化」、「医療的ケア児（者）の専門的な知識を身につける研修機会の充実」、「支援に応じた給与を支払うための報酬単価の増額」も6割を超えています。

専門的人材の確保をあげている事業者が最も多く、医療的ケア児等に対する支援に向けて人材の質的・量的確保や関係機関との連携・強化が必要です。

■医療的ケア児（者）に対する支援を積極的に検討するために重要なこと



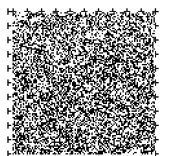
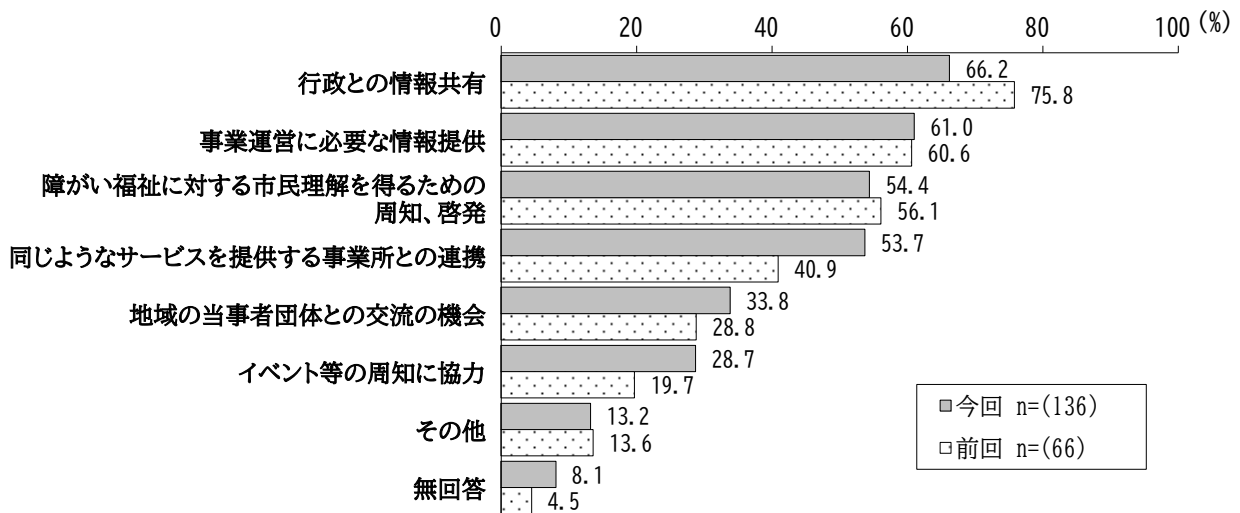
⑨サービスの提供にあたって市に望むこと

サービス提供にあたって市に望むことでは、「行政との情報共有」が66.2%で最も高く、次いで「事業運営に必要な情報提供」（61.0%）、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」（54.4%）、「同じようなサービスを提供する事業者との連携」（53.7%）となっています。

前回調査と比較すると、「同じようなサービスを提供する事業者との連携」（今回：53.7%、前回：40.9%）が12.8ポイント、「イベント等の周知に協力」（今回：28.7%、前回：19.7%）が9.0ポイント、「地域の当事者団体との交流の機会」（今回：33.8%、前回：28.8%）が5.0ポイント、前回調査よりも増加しています。また、「行政との情報共有」（今回：66.2%、前回：75.8%）は前回調査と比較して9.6ポイント減少しています。

前回調査と比べて、「同じようなサービスを提供する事業所と連携」をあげている事業者が増加しており、事業所間の連携・強化が必要です。

■サービスの提供にあたって市に望むこと



(5) 障がい者雇用に取り組む民間企業に対するアンケート調査結果の概要

①雇用したことでよかったことや困ったこと等

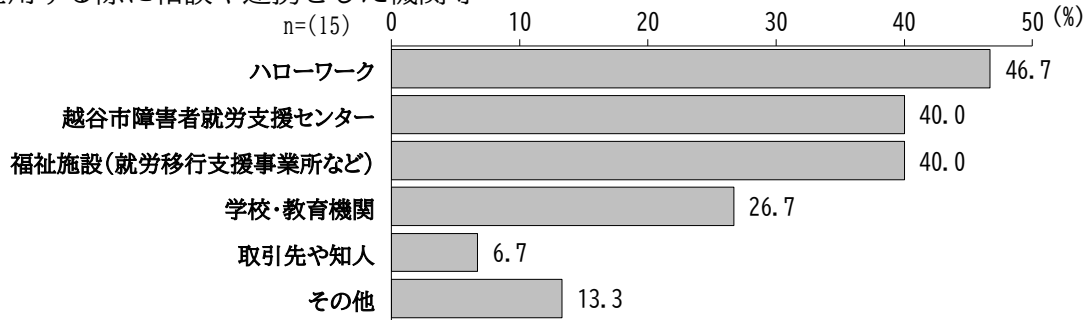
雇用したことでよかったことや困ったこと等については、よかったことで8件、困ったこと等で10件の意見が寄せられました。よかったことでは、「理解や共感が深まった」、「優しくなった」、「戦力になる」、困ったことでは、「個人の特性を理解し、作業を考慮する必要がある」、「精神面でムラがある時がある」といった記載がありました。

②障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等

障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等は、「ハローワーク」が4割台半ばと最も高く、次いで「越谷市障害者就労支援センター」「福祉施設(就労移行支援事業所など)」と続いています。

ハローワーク、障害者就労支援センター、福祉施設をあげている企業が多く、関連機関との連携・強化が必要です。

■雇用する際に相談や連携をした機関等

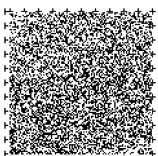
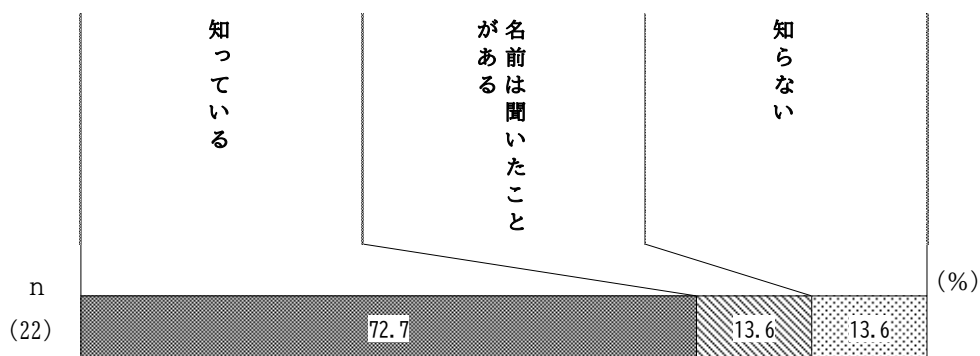


③障害者虐待防止法の認知度

障害者虐待防止法の認知度では、「知っている」が72.7%、「名前は聞いたことがある」、「知らない」がともに13.6%となっています。

「知らない」と回答している企業も1割以上いることから、企業に対する法律の周知徹底が必要です。

■障害者虐待防止法の認知度

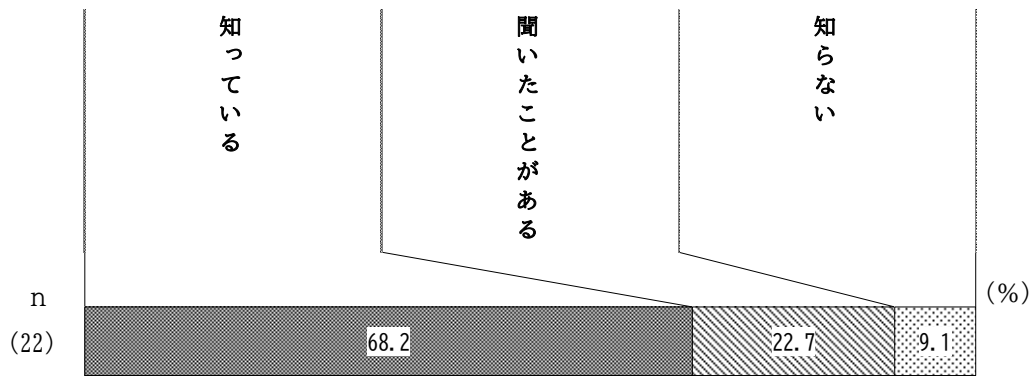


④合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度

合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度では、「知っている」が68.2%、「聞いたことがある」が22.7%、「知らない」が9.1%となっています。

「知らない」と回答している企業も1割弱いることから、合理的配慮の提供の義務化の広報・理解促進が必要です。

■合理的配慮の提供が義務化されたことの認知度

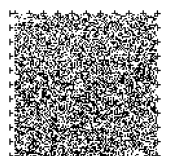
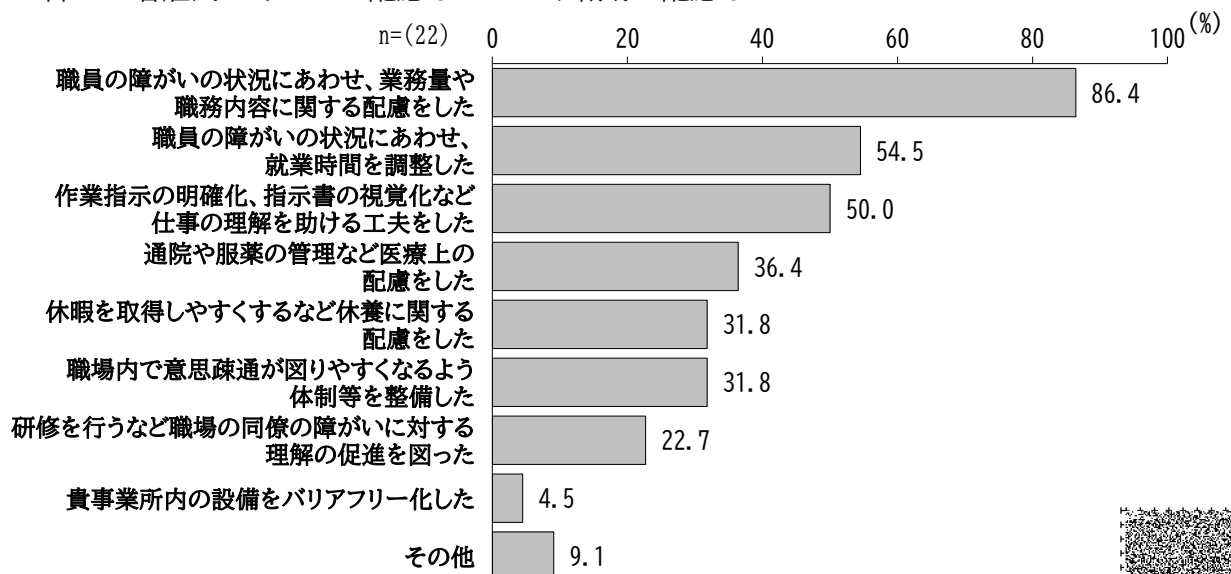


⑤障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること

障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していることでは、「職員の障がいの状況にあわせ、業務量や職務内容に関する配慮をした」が86.4%で最も高く、次いで「職員の障がいの状況にあわせ、就業時間を調整した」(54.5%)、「作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫をした」(50.0%)、「通院や服薬の管理など医療上の配慮をした」(36.4%)となっています。

業務量や業務内容に関する配慮をあげている企業が最も多くなっており、障がい特性に応じた就労支援や多様な就労の機会の確保が必要です。

■障がい者雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること

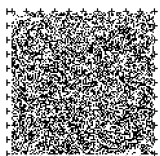
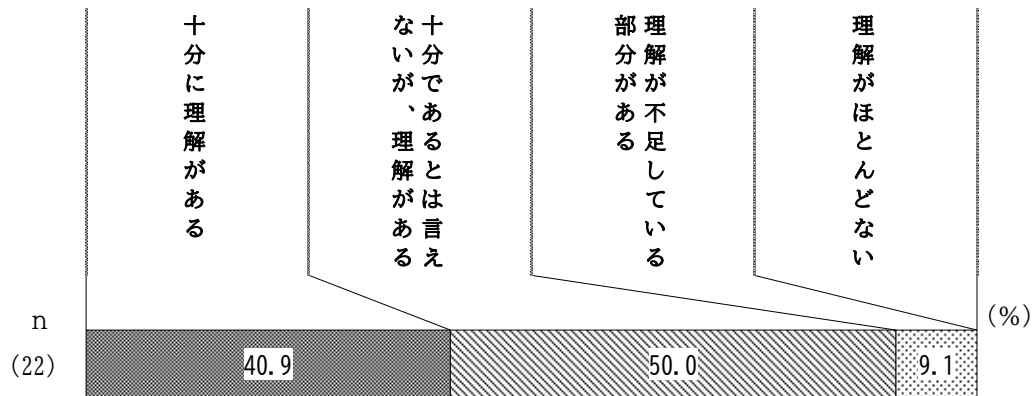


⑥職場における障がい者雇用に対する理解

職員の障がい者雇用に対する理解度では、「十分に理解がある」が40.9%、「十分であるとは言えないが、理解がある」が50.0%、「理解が不足している部分がある」が9.1%となっています。

およそ9割の企業が障がい者雇用に対する理解があると回答しており、引続き事業主の障がい者雇用への理解促進を広める必要があります。

■職場における障がい者雇用に対する理解



3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状

(1) 調査の概要

市内で活動する37団体に対して、調査票による団体意向調査を実施し、25団体からの回答(回収率67.6%)がありました。そのうちヒアリングを希望した5団体に対しては、対面でのヒアリングを実施しました。

(2) 調査票による調査結果の主な意見等

【障がいに対する理解について】

- 市の施策にどのようなものがあるか、どう対応されているのか等について、広く知ってもらえるよう、より周知して欲しい。
- 障がい者との懇親会など、直接話をする機会を大切にしたい。
- 障がいのある者と支援する者との、それぞれの主張がある。行政は中立的な立場で、双方の話をきいて欲しい。

【社会参加について】

- 聴覚障がい者の中で特にろう者にとっては、コミュニケーションが課題で、その部分が解決できればかなり障壁は低くなる場合が多い。
- サークル等の会員の高齢化しており、若い人の加入を望む。

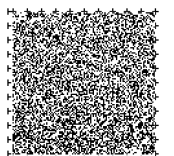
【生活環境について】

- 障がいの有無に関わらず誰でも住みやすい市にしたい。
- 小・中学校でのバリアフリー化や、多様性の受け入れがもっと進んでいく事を強く望む。
- 越谷駅から市役所に向かう道のタイルが損傷しており、通行しづらいのではないかと。
- 水害に対する障がい者への情報提供が不足している。河川氾濫や内水氾濫等に迅速に情報提供できる体制を望む。
- 防災無線が聞き取りにくい。

(3) ヒアリング調査結果の主な意見等

【地域生活を支える支援体制について】

- 特に就学前は横のつながりが少なく情報の取得が困難である。
- 親同士の交流の場が少ない。
- 施設やサービスは充実しているが、情報を集めにくい。必要な情報に行き当たらず、あきらめてしまう人もいる。
- 施設やサービスの数や種類は増えているが、質が伴っていない。
- 市職員も手話に触れ合う機会が増えるといい。
- 手話を広めるという意味で、こども世代への周知が重要である。学校でのきっかけづくりや市の催しものでの周知など働きかけをお願いしたい。

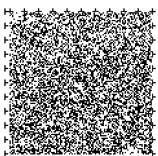


【社会参加について】

- 就労状況について、企業の合理的配慮への理解、視覚障がいへの理解不足を感じる。企業との交流の場があればもう少し理解促進も進むのではと思う。
- コミュニケーションの保証をして欲しい。
- 「手話言語」の正しい理解と普及のため、さらなる情報発信や施策を進めて欲しい。

【生活環境について】

- 交通の便について、バス路線の廃止地区では不便な状況であるため、コミュニティーバスを希望する。
- 鉄道の入庫時の音が駅によって違う。聴覚で確認している人もいる。鉄道会社とも相談してもらいたい。
- 路上の音響式信号機について、音の大きさや種類の違いや、さらには音が鳴らないところもあり危険がある。
- 防災、災害時の対応が心配である。



4 課題の整理

前計画である第5次計画の施策体系における7つの基本方針について振り返りを行うとともに、法制度の改正やアンケート調査の結果等を踏まえ、課題及び今後の取組みの方向性について整理を行いました。

【基本方針1】障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

第5次計画期間での市の主な取組み

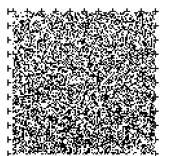
基本目標1「相互理解・相互尊重を育む」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進（障がい者の差別解消に係る啓発活動）
- ② 権利擁護の推進（障害者虐待防止法等の周知）
- ③ 成年後見制度の充実（成年後見制度の周知）
- ④ 広報・啓発活動の推進（障害者の日記念事業ふれあいの日の実施）
- ⑤ 地域での交流と理解の促進（ボランティア活動の支援）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引き続き施策を推進します。

- 障害者虐待防止法の市民の認知度で、「知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせた回答が47.4%と前回調査の16.9%から増加しているものの、依然として50%に満たない状況である。また、障害福祉サービス事業者等への「虐待をなくすために必要なこと」について、「障がいの特性や虐待についての知識の啓発」が87.5%で最多であることから、障がいや虐待についての知識の啓発に一層努め、障がい者の権利擁護を推進し、虐待の防止に取り組む必要がある。
- 障がい者理解促進に係るパンフレットを公共施設等で配布するなど障がいを理由とする差別解消の取組みを行ってきたが、障がい者への「障がいを理由に差別や偏見を感じることもあるか」について、「ある」の回答が34.8%で、前回調査より5.6%増加している。また、市民への「障がいのある人に対する差別や人権侵害を感じることもあるか」について、「ある」の回答が72.4%で、前回調査の73.3%と横ばいとなっていることから、様々な障がいに対する正しい理解の促進に向けた取組みを一層推進していく必要がある。
- 令和6年4月から施行された合理的配慮の提供義務化に係る市民の認知度で、「知らない」が65.2%と高いため、引き続き啓発に取り組む必要がある。



【基本方針2】保健・医療の充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

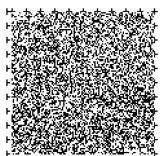
基本目標2「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」を達成するため、以下の4つの施策を推進してきました。

- ① 疾病の予防と早期発見・早期対応（乳幼児等健康診査事業、健康診査・がん検診等事業の実施）
- ② 地域療育システムの充実（発達相談、早期療育教室の実施）
- ③ 在宅保健サービスの充実（訪問健康診査の実施）
- ④ 障がい者保健・医療体制の充実（重度心身障害者医療費、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）の助成）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者への「医療機関受診にあたっての困りごと」について、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が身近にない」が12.1%で最も多く、次に「歯科診療が受けにくい」が8.7%、「障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が8.1%となっている。また、令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法や令和5年5月に国が提示した障がい児福祉計画の策定に係る基本指針において、医療的ケア児やその家族等に対する総合的な支援体制の構築を進めることが示され、本市では、医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等の支援を調整するコーディネーターの配置等の取り組みを進めている。これらのことから、引続き、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関による一層の連携を図り、医療的ケアを必要とする方等が地域で安心して生活ができるよう地域の支援体制を充実させていく必要がある。



【基本方針3】地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

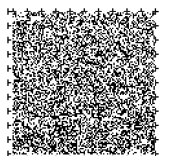
基本目標2「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 地域生活支援体制の整備（地域生活支援拠点等の整備、相談支援事業の実施）
- ② 生活を支える福祉サービスの充実（訪問系サービス（居宅介護等）の提供）
- ③ 日中活動の場の確保（日中活動系サービス（生活介護等）の提供、障害者福祉センターこぼと館の運営）
- ④ 住まいの場の充実（居住・施設系サービス（共同生活援助等）の提供）
- ⑤ 地域での支援体制の充実（障害者地域自立支援協議会の活動）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引き続き施策を推進します。

- 障がい者への「暮らしやすいまちづくりのために市で重要と考えること」について、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」が30.4%で最も多い。本市では、障がいの重度化、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた地域のサービス提供体制を構築することを目的とし、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保、地域の体制づくりの5つの機能を柱とした地域生活支援拠点等の仕組みを令和5年10月に整備したが、障害福祉サービス事業所等の地域生活支援拠点等に係る認知度で「知らない」が51.5%と高いことから、市内の障害福祉サービス事業所等と一層連携を図りながら、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、地域生活支援体制を充実させていく必要がある。
- 総合的な相談支援の実施や緊急時の対応における地域生活支援拠点等のコーディネーターなどの役割を担う基幹相談支援センターを令和5年10月に設置した。障害福祉サービス事業所等の基幹相談支援センターに係る認知度は86.0%で、第5次計画の進捗状況でも相談件数が目標値を上回るなど一定の効果が見られたものの、基幹相談支援センターと連携したことがない障害福祉サービス事業所等が34.2%もあることから、市内の障害福祉サービス事業者等と一層連携を図りながら、基幹相談支援センターを中心とし、地域における相談支援体制を充実させていく必要がある。
- 令和5年5月に国が提示した障がい福祉計画の策定に係る基本指針において、強度行動障がいのある方に対する支援体制の整備が掲げられ、障害福祉サービス事業所等が支援を行う際の課題では、「支援者のスキルアップや支援の検討が必要」が77.5%と最も多くなっている。支援のニーズを把握するとともに、支援者には一定の知識や技能が求められるため、強度行動障がいのある方に適切に対応できる事業所を増やし、本人や家族が地域で安心して生活ができるよう地域における支援体制の整備を進める必要がある。



【基本方針4】教育・育成の充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

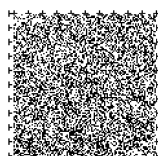
基本目標3「さまざまな形での社会参加を促進する」を達成するため、以下の4つの施策を推進してきました。

- ① 就学前教育・保育の充実（児童発達支援センターと保育所等との交流保育の実施）
- ② 相談の充実（就学前の発達相談、学校における教育相談の実施）
- ③ 学校教育の充実（授業での福祉体験等の実施、教職員研修の実施）
- ④ 課外活動の充実（児童発達支援センター、中川の郷療育センター等の利用促進）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 今回調査より追加した10歳から15歳の児童・生徒への設問の中で、「障がいのある人と一緒に生活するために必要なこと」について、「障がいについて理解する」が44.3%と最多、次に「段差をなくす」が19.5%、「学校で一緒に学ぶ」が19.0%であり、障がいについての理解への意識が高いことに加え、バリアフリーやインクルージョン（包容）の視点を持っている。また、「障がいについて学びたいこと」の回答で、「対応のしかた」が46.6%と最多、次に「手話・点字」が33.3%と多く、手話普及啓発冊子「手話いいね！！」を全小学4年生に配布し、活用していることが一因として考えられる。さらに、団体意向調査でも、こどもへの福祉教育の必要性について意見があったことから、学校での福祉教育を一層推進していく必要がある。
- 令和5年5月に国が提示した障がい児福祉計画の策定に係る基本指針において、地域共生社会の実現・推進の観点から、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるよう参加・インクルージョン（包容）を進めることが示されており、引続き保育所や学校等の関係機関と連携しながら児童発達支援センター及び教育センターを中心とし、インクルージョン（包容）の推進体制を充実していく必要がある。



【基本方針5】雇用・就労の確保

第5次計画期間での市の主な取り組み

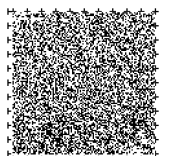
基本目標3「さまざまな形での社会参加を促進する」を達成するため、以下の3つの施策を推進してきました。

- ① 総合的な就労支援の充実（就労支援センターにおける就労相談）
- ② 多様な働き方の支援（就労訓練施設しらこぼとの運営、地域適応支援事業の実施）
- ③ 受注機会の拡大（障害福祉サービス事業所等の自主製品・作業の周知）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障害者就労支援センターにおいて、障がい者や障がい者を雇用する企業の就労に関する相談支援や、地域適応支援事業として障がい者の職場実習を行うことで、障がい者だけでなく実習を受け入れる企業の理解を促進してきたが、企業の職場における障がい者雇用に対する理解度で「不足している」の回答が9.1%と、前回調査と横ばいとなっている。また、障がい者等が働くために整っているとよい環境では、「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」の回答が、前回調査と同様最も多いことに加え、障がい者団体から企業に対して障がいや合理的配慮のさらなる理解を求める声もあったことから、ハローワーク等の関係機関と連携しながら企業の障がい者雇用に係る理解の促進に努め、障がい者の就労支援を一層推進していく必要がある。
- 令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、重度障がい者の雇用の推進が規定されるとともに、障害者総合支援法の改正では、令和7年10月から新たな障害福祉サービスとして、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援する「就労選択支援」が創設された。また、障がい者の今後の就労希望では、正社員、短時間、非常勤・派遣社員、福祉サービス事業所、自営業と様々なニーズがあったことから、障がい者が能力や適性、障がいの状況に応じて多様な就労ができるよう、就労支援センターや障害者就労訓練施設しらこぼと等での取り組みを推進し、就労機会の拡大を図る必要がある。



【基本方針6】生涯学習環境の整備・充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

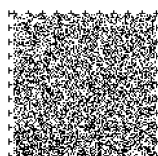
基本目標3「さまざまな形での社会参加を促進する」を達成するため、以下の3つの施策を推進してきました。

- ① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進（指導者の確保、障がい者スポーツ教室の実施）
- ② 文化芸術活動の促進（障害者の日記念事業ふれあいの日、障害者福祉センターこぼと館文化祭、こころのアート展の実施）
- ③ 多様な社会参加の促進（障害者福祉センターこぼと館における障がい者間交流を目的とした講座等の実施）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者への「地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと」について、「障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実」が41.0%で最も多く、次に「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」が35.6%、「外出のための移動手段や介助の確保」が29.0%となっていることから、引続き、障がい者が参加しやすい講座の実施や施設・設備の整備等が求められている。
- 障がい者の今後参加したい余暇等の活動では、「趣味の活動」が20.0%で最多であり、参加の希望が高いものの、第5次計画の進捗状況では障害者福祉センターこぼと館に登録している趣味等のサークル数が減少傾向にある。障がい者団体からもサークル等の会員の高齢化のため若い人の加入を望む声があったことから、趣味等の多様な活動の活性化・安定化等に向けた支援に努め、障がい者の多様な社会参加を促進する必要がある。
- 令和5年3月に国において策定された障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）を踏まえ、地域での作品等の発表・交流等の促進など、障がい者による文化芸術活動を推進する必要がある。
- 令和7年3月に国において策定された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第2期）を踏まえ、視覚障がい者等が取得、利用しやすい電子書籍等の普及・提供など、読書環境の整備を推進する必要がある。



【基本方針7】生活環境の整備・充実

第5次計画期間での市の主な取り組み

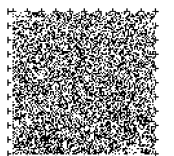
基本目標4「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」を達成するため、以下の5つの施策を推進してきました。

- ① 福祉のまちづくりの推進（福祉のまちづくりに関する法律等の啓発）
- ② 道路・交通環境の整備（歩道の整備、バス路線等の整備促進）
- ③ 外出・移動の支援の充実（福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付）
- ④ 情報アクセシビリティの向上（コミュニケーション支援事業の実施、広報紙等の点訳、音訳版の提供）
- ⑤ 防犯・防災体制の整備（避難行動要支援者支援制度の周知）

アンケート調査の結果等を踏まえた課題及び今後の取り組みの方向性

特に課題の見られた以下の点に留意し、第5次計画に引続き施策を推進します。

- 障がい者が現在の生活で困っていることでは、「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」の回答がいずれの障がいにおいても高い割合となっていることから、令和4年5月に制定された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、手話言語条例に基づいた取り組みや発行物等の点訳・音訳等の取り組み等を進め、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通を推進する必要がある。
- 障がい者への災害時における高齢者や障がい者等の避難支援に関する取り組みである「避難行動要支援者支援制度」の認知度は、「知っている」が12.6%と低い状況である。また、災害時の避難所の認知度は「知っている」が48.3%で、約半数が避難先を知らない現状があることに加え、団体意向調査でも災害時の対応等についての意見があったことから、引続き制度等の周知啓発に努めるとともに、障がい者の災害への備えや支援体制を推進する必要がある。



第3章 計画の基本的な枠組み

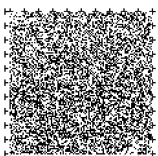
1 基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる
地域社会

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」から令和3年3月に策定した「第5次越谷市障がい者計画」に至るまで、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、施策を推進してきました。

「第6次越谷市障がい者計画」においてもこの基本理念を継承し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

なお、平成27年の国連サミットにて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を理念としており、本計画の基本理念と共通しています。



2 基本目標

基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定します。また、基本目標の達成に向け基本方針を設定し、この方針に基づき施策を展開していきます。

【基本目標1】相互理解・相互尊重を育む

障がいの有無にかかわらず、地域でともに生きる「共生社会」を実現するためには、障がいに対する理解を深めていくことが重要であり、正しい理解をもつことで、差別の解消や合理的配慮等に係る積極的な取組みにもつながることが期待できます。

そのため、家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで、こどもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。

そして、全ての市民が地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現を目指します。

【基本目標2】一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる

障がい者一人ひとりの意思を尊重し、地域で自立した生活を送れるようにするためには、ライフステージの全ての段階で一貫性をもった支援に取り組むことが重要です。

そのため、障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、医療的ケア児等への支援等を担う保健・医療と、障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉において、それぞれの充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

また、日々の暮らしにおいては、地域での見守りや声かけ、日常生活の支援なども欠かせないため、公的サービスとあわせた地域での支援体制の充実を図ります。

そして、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）」の向上を目指します。

【基本目標3】社会参加を促進する

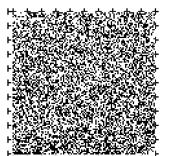
障がい者が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、主体的に社会との関わりをもつことが重要です。

そのため、幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じ、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、経済的な自立や社会的な役割の実現、そして働くことを通じたやりがいの実感などが得られるように、障がい者の就労支援や企業等の雇用促進を図ります。

さらに、多様な場に参加し、活躍できるよう、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

そして、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。



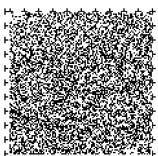
【基本目標4】誰もが安心して暮らせる生活環境を築く

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活環境の整備を進めることが重要です。

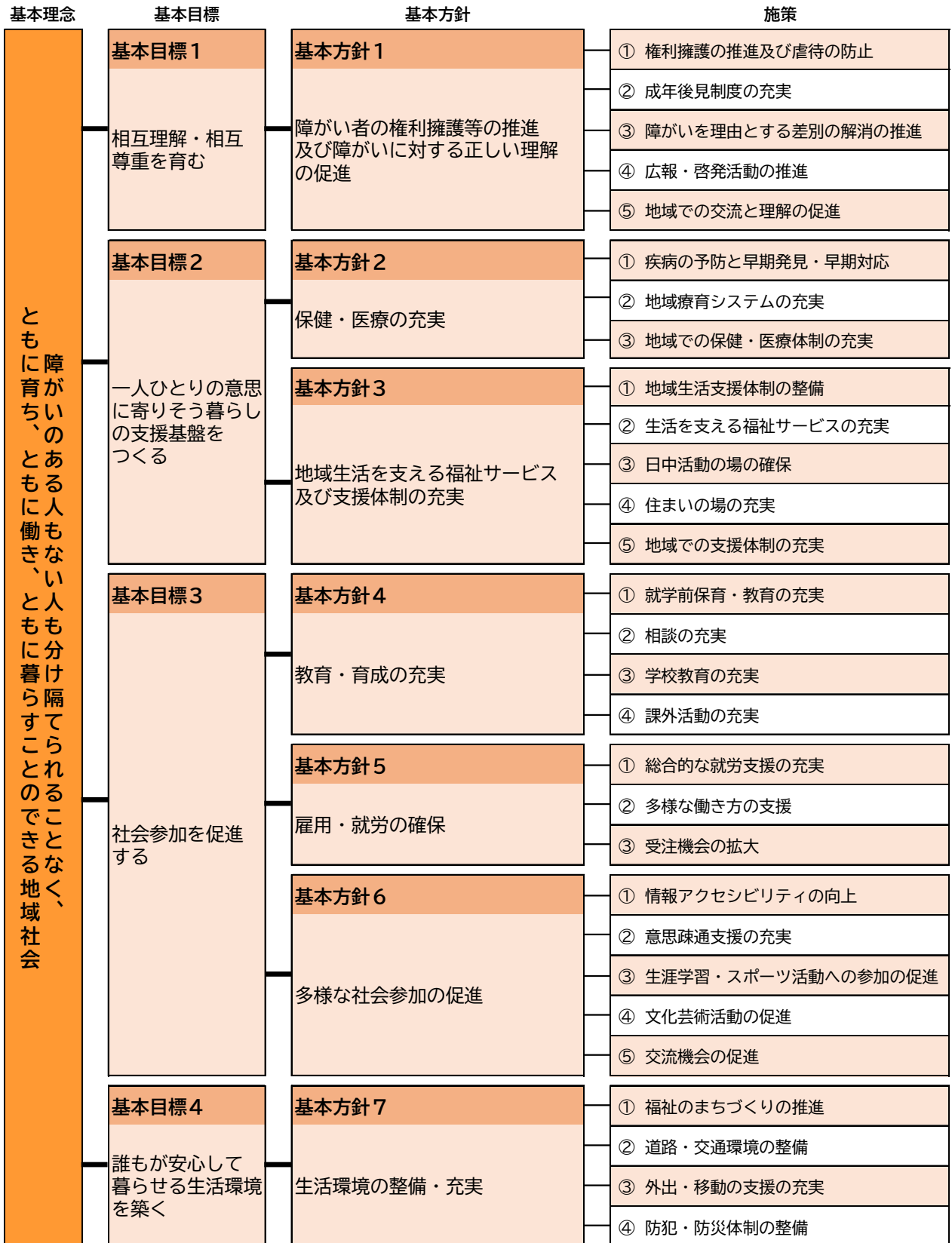
そのため、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。

さらに、地域ぐるみの協力体制の整備や福祉施設での避難者受入れ体制の強化など、災害に備えた取組みを推進します。

そして、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らしていける社会を目指します。



3 施策の体系



第1章

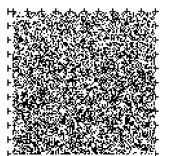
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



第4章 施策の展開

基本方針1 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

〔今後の方向性〕

障がい者の人権が十分に尊重される取組みや障がい福祉施策への市民参加につながるように啓発活動及び地域交流事業などを推進し、障がい者も含めた市民、企業など全ての人がそれぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて共生する社会の実現を目指します。

〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 権利擁護の推進及び虐待の防止

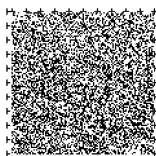
- ①-1 障害者虐待防止法等の周知
- ①-2 障がい者虐待対応に係る協力体制の充実
- ①-3 投票制度の広報・啓発の推進
- ①-4 投票所のバリアフリー化の推進

施策② 成年後見制度の充実

- ②-1 成年後見制度の利用促進
- ②-2 市民後見人の確保と活動支援の推進
- ②-3 成年後見制度の利用支援

施策③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ③-1 障がい者の差別解消に係る啓発活動
- ③-2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知
- ③-3 障害者差別解消支援地域協議会の充実

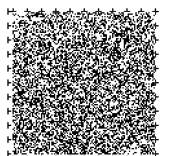


施策④ 広報・啓発活動の推進

- ④-1 障がいに対する理解の促進
- ④-2 障がい福祉に係る知識の普及
- ④-3 「障害者週間」・「人権週間」の周知
- ④-4 講演会・講座の開催

施策⑤ 地域での交流と理解の促進

- ⑤-1 地域での交流の促進
- ⑤-2 障がい者の公共施設の利用促進
- ⑤-3 民生委員・児童委員との連携



施策① 権利擁護の推進及び虐待の防止

取組み名と内容		担当課
障害者虐待防止法等の周知		
1	虐待の兆候を早期に発見し、支援に結びつけられるように、市民や障害福祉サービス事業所等に対して、障害者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の趣旨とあわせて市や県の対応窓口等を周知するとともに、地域の見守りを促進します。	障害福祉課 こども福祉課
障がい者虐待対応に係る協力体制の充実		
2	虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など障害福祉サービス事業所等の関係機関との協力体制の充実を図ります。	障害福祉課 こども福祉課
投票制度の広報・啓発の推進		
3	障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。	選挙管理委員会 事務局
投票所のバリアフリー化の推進		
4	施設の構造上スロープ等の設置が不可能な投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。	選挙管理委員会 事務局

コラム ～障害者虐待防止法～



「障害者虐待防止法」は、虐待によって、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合には、速やかに通報することが法律で義務付けられています。

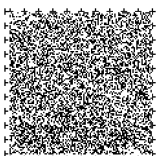
<虐待とは>

虐待は、5つの種類があり、以下のような場合が該当します。

身体的虐待	殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める など
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりする など
心理的虐待	怒鳴る、悪口を言う、無視する など
放棄・放置	食事を与えない、医療を受けさせない など
経済的虐待	お金を渡さない、勝手に財産を使用する など

<窓口>

18歳以上	障害福祉課（越谷市役所第三庁舎1階） TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
18歳未満	こども福祉課（越谷市役所第二庁舎2階） TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987
埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171（フリーダイヤル0120-80-7171） ※つながらない場合は TEL 048-762-7533



施策② 成年後見制度の充実

取組み名と内容		担当課
成年後見制度の利用促進		
1	成年後見制度が身近なものとして利用できるよう「越谷市成年後見制度利用促進計画」に基づき、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応などを「成年後見センターこしがや」が中心に行い、利用の促進を図ります。	地域包括ケア課 障害福祉課
市民後見人の確保と活動支援の推進		
2	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々を地域で支える役割を担う市民後見人の確保に努めるとともに、研修や活動支援などを行います。	地域包括ケア課 障害福祉課
成年後見制度の利用支援		
3	成年後見制度を必要とする方々が適切に制度を利用できるよう、申立支援や後見人等の報酬助成の活用を通じて、制度利用の支援を行います。	地域包括ケア課 障害福祉課

コラム ～成年後見制度～



成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症などによって、自分自身で決定することに不安や心配を抱える方が、さまざまな契約や手続きの際にサポートを受けるための制度です。

たとえば、以下のような法的な手続きをひとりで行うことが難しい場合があります。

- ・不動産や預貯金の管理、相続の手続きなどの財産に関すること
- ・福祉サービスや施設入所・入院など、生活に関わる契約

こうした手続きは、ご本人だけでは正しく行えない場合があります、結果として不利益な契約を結んでしまうなど、被害にあう心配もあります。

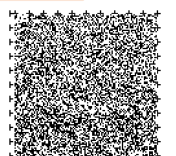
この制度は、こうした方々を法的に守り、ご本人の意思をできるかぎり尊重して支援を行うことを目的としています。

本市では、社会福祉協議会が「成年後見センターこしがや」を運営し、制度の周知・啓発、相談支援、申立て手続き支援、市民後見人の育成・支援等、成年後見制度の利用促進に関する様々な取組みを関係機関と連携しながら行っています。

<窓口>

成年後見センターこしがや

越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階
TEL 048-966-2281 FAX 048-965-3855



施策③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

取組み名と内容		担当課
障がい者の差別解消に係る啓発活動		
1	障害者差別解消法に基づき、市民や事業者に対し障がい者の差別解消に係るパンフレットの配布及び出張講座等を実施するとともに、市職員に対し研修等を実施するなど合理的配慮等について啓発活動を行い、障がい者の差別解消に努めます。	障害福祉課 こども福祉課 人事課 人権・男女共同 参画推進課 関連各課
障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知		
2	障がい者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応する相談窓口について、周知を図ります。	障害福祉課 こども福祉課
障害者差別解消支援地域協議会の充実		
3	障害者差別解消支援地域協議会として設置している障害者地域自立支援協議会の専門部会において、学識経験者、関係機関等と連携し、障がい者の差別解消に向けた取組みを効果的に推進するための方策について、検討を進めます。	障害福祉課 こども福祉課

コラム ～障害者差別解消法～



「障害者差別解消法」は、障がい者への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もすべての人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し制定された法律で、障がい者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的な配慮を行うこと」が求められています。

<不当な差別的取扱い>

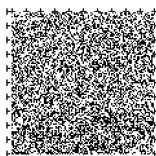
正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限すること、障がいのない人に付けない条件を付けたりすることです。

<合理的な配慮を行うこと>

障がい者から困っていることを取り除いてほしいなど何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、問題を解決するための合理的な配慮が求められます。令和6年4月の改正法の施行により、これまで努力義務であった事業者等も合理的配慮を行うことが義務化されました。

<窓口>

18歳以上	障害福祉課（越谷市役所第三庁舎1階） TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
18歳未満	こども福祉課（越谷市役所第二庁舎2階） TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987



施策④ 広報・啓発活動の推進

取組み名と内容		担当課
障がいに対する理解の促進		
1	障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供がされるよう広報紙や市ホームページに合理的配慮の事例等を掲載するとともにパンフレットを配布し、障がいに対する理解の促進を図ります。 また、周りの方から援助等を得やすくなるよう障がい者に関するシンボルマーク・ヘルプマーク及びヘルプカードの周知・配布を行います。	障害福祉課
障がい福祉に係る知識の普及		
2	出張講座等の実施や障がい者福祉ガイドの配布等により、障害福祉サービスや各種制度に関する知識の普及を図ります。	障害福祉課 こども福祉課 関連各課
「障害者週間」・「人権週間」の周知		
3	「障害者週間（12月3日～9日）」の周知や、「障害者の日 記念事業ふれあいの日」を開催し、市民と交流するなど障がいに対する理解の促進を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。 また、「人権週間（12月4日～10日）」において、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発を行います。	障害福祉課 こども福祉課 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課
講演会・講座の開催		
4	市民が障がい者の保健・福祉について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会等を開催します。 また、市民団体等と協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する正しい理解を深める取組みを行います。	こころの健康支援室 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課

コラム ～ふれあいの日～



「ふれあいの日」は、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに、毎年市内障がい者福祉関係団体により構成された実行委員会が主催となり、障がい者の文化芸術活動の発表や作品の展示、事業所・団体の活動紹介、福祉体験コーナーなど様々な催しが行われています。

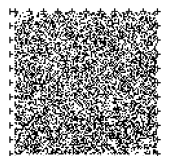


<窓口>

障害福祉課

越谷市役所第三庁舎1階

TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171

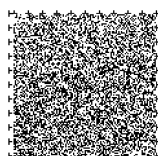


施策⑤ 地域での交流と理解の促進

取組み名と内容		担当課
地域での交流の促進		
1	障がいのある人もない人も、ともに理解しあい地域で交流できるよう、イベント等を開催します。	障害福祉課 こども福祉課 市民活動支援課
障がい者の公共施設の利用促進		
2	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減額などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	市民活動支援課 障害福祉課 関連各課
民生委員・児童委員との連携		
3	民生委員・児童委員協議会の研修会を支援するなど、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	福祉総務課 障害福祉課 関連各課

〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
②-1 成年後見制度の利用促進	相談件数	1,503件	2,100件
②-2 市民後見人の確保と活動支援の推進	新規受任件数	3件	6件
②-3 成年後見制度の利用支援	報酬助成件数	43件	50件





コラム ～障がい福祉に関するマーク～

障がい福祉に関するマークは、障がい者に配慮した施設や設備があることや、障がい者が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるためのものです。

これらのマークは、国際的に定められたものや障がい者団体等が独自に作成して普及を進めているものなど、さまざまなマークがあり、代表的なものを紹介します。

	<p>■<u>障がい者のための国際シンボルマーク</u></p> <p>障がい者が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、全ての障がいのある方のためのマークです。</p>
	<p>■<u>盲人のための国際シンボルマーク</u></p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。</p>
	<p>■<u>身体障害者標識（身体障害者マーク）</u></p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>
	<p>■<u>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</u></p> <p>聴覚障がいがあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>
	<p>■<u>ほじょ犬マーク</u></p> <p>身体障害者補助犬同伴を啓発するためのマークです。不特定多数の方が利用する施設（スーパーや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。</p>
	<p>■<u>耳マーク</u></p> <p>聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求めるマークです。また、自治体、病院、銀行等が聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>
	<p>■<u>ヒアリングループマーク</u></p> <p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを示し、利用を促すものです。</p>

第1章

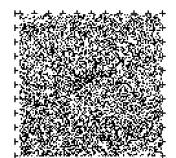
第2章




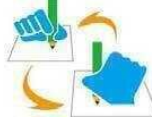
第3章

第4章

第5章

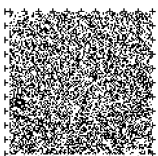
資料編



	<p>■オストメイト用設備／オストメイト</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>■ハート・プラスマーク</p> <p>内臓に障がいのある方を表しています。心臓疾患等の内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>
	<p>■「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上50センチメートル程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がい者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発マークです。</p>
	<p>■ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。</p>
	<p>■ヘルプカード</p> <p>障がい者など周囲の手助けが必要な方が、日常生活で困った際や緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。緊急連絡先や障がいの内容、かかりつけの病院や服薬状況、配慮してほしいことなどが記入できるもので、市のホームページから様式をダウンロードして使用できます。</p>
	<p>■手話マーク</p> <p>手話を必要としている方が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示するマークです。また、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができる場所も提示できます。</p>
	<p>■筆談マーク</p> <p>筆談を必要としている人が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示するマークです。また、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができる場所も提示できます。</p>

<窓口>

<p>障害福祉課</p>	<p>越谷市役所第三庁舎 1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171</p>
--------------	--



基本方針2 保健・医療の充実

〔今後の方向性〕

疾病等の予防、早期発見・早期対応とあわせて、医療やりハビリテーションなど障がい者やその家族が必要な支援を受けながら、安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が連携した在宅保健サービスや保健・医療体制の充実を図ります。また、障がい児及び発達に不安のあるこどもについても、一人ひとりの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育が行えるように、児童発達支援センターの地域支援の機能強化を図るなど地域の療育システムの向上に取り組めます。

〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 疾病の予防と早期発見・早期対応

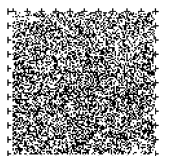
- ①-1 健康づくり推進事業の充実
- ①-2 母子健康づくり事業の充実
- ①-3 乳幼児等健康診査事業の充実
- ①-4 健康診査・がん検診等事業の充実
- ①-5 予防接種の推進

施策② 地域療育システムの充実

- ②-1 発達相談の充実
- ②-2 児童発達支援センターの充実
- ②-3 早期療育教室の充実
- ②-4 重度心身障害児施設の充実

施策③ 地域での保健・医療体制の充実

- ③-1 保健・医療に関する情報提供の充実
- ③-2 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上
- ③-3 訪問事業の充実
- ③-4 精神保健に係る支援の充実
- ③-5 自立支援医療の推進
- ③-6 重度心身障害者医療費の充実
- ③-7 指定難病に係る医療給付
- ③-8 小児慢性特定疾病に係る医療給付
- ③-9 医療的ケア児(者)等への支援体制の充実



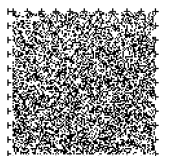
施策① 疾病の予防と早期発見・早期対応

取組み名と内容		担当課
健康づくり推進事業の充実		
1	<p>市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。</p> <p>また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。</p>	健康づくり推進課 こころの健康支援室
母子健康づくり事業の充実		
2	<p>母子の健康づくりを推進するため、母子健康手帳の交付並びに、各種教室への参加を勧奨します。さらに、個別相談や助産師・保健師による産婦・新生児等への全戸訪問を推進するとともに、産後の身体回復やうつ予防のため、必要な方に宿泊や通所、訪問等により支援する産後ケア事業を実施し、産婦の育児負担の軽減を図ります。</p> <p>また、乳幼児期の健全な発育・発達を支援するため、各種教室を開催します。</p>	こども家庭センター
乳幼児等健康診査事業の充実		
3	<p>乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。</p> <p>また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。</p>	こども家庭センター
健康診査・がん検診等事業の充実		
4	<p>疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。</p> <p>また、生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などをおして広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。</p>	健康づくり推進課 国保年金課
予防接種の推進		
5	<p>感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。</p>	健康づくり推進課



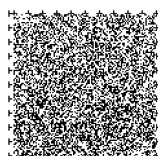
施策② 地域療育システムの充実

取組み名と内容		担当課
発達相談の充実		
1	<p>発育発達心配のある乳幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談支援体制を充実します。</p> <p>また、児童発達支援センターにおいて、関係機関と連携するなど、外来発達相談の充実を図ります。</p>	<p>こども家庭センター こども福祉課</p>
児童発達支援センターの充実		
2	<p>地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。</p> <p>また、専門職が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業を実施し、児童発達支援センターの療育機能の充実を図ります。</p>	<p>こども福祉課</p>
早期療育教室の充実		
3	<p>児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センターや保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。</p>	<p>こども福祉課</p>
重度心身障害児施設の充実		
4	<p>重症心身障害児者の施設入所、ショートステイ、通園事業のほか発達期の外来診療を行う重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援します。</p> <p>また、在宅の重症心身障害児者の生活を支える家族の負担軽減のため、ショートステイや通園事業の拡充について検討します。</p>	<p>こども福祉課 障害福祉課</p>



施策③ 地域での保健・医療体制の充実

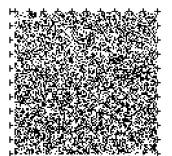
取組み名と内容		担当課
保健・医療に関する情報提供の充実		
1	障がい者歯科相談医、精神科及び難病等の医療に関する情報や医療費助成等に関する情報について、越谷市の障がい者福祉ガイド等を活用し関係機関と連携して周知に努めます。	障害福祉課 こども福祉課 健康づくり推進課 こころの健康支援室 感染症保健対策課
かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上		
2	障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことの必要性についての認識の向上に努めます。	地域医療課
訪問事業の充実		
3	障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業などを充実します。	健康づくり推進課
精神保健に係る支援の充実		
4	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師等による専門的相談体制を強化します。 また、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する正しい知識や関わり方に関する情報を提供する等、精神障がい者及び家族に対する支援の充実を図ります。	こころの健康支援室
自立支援医療の推進		
5	精神障がい者の社会復帰のため、または身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の負担軽減を図ります。	障害福祉課 こども福祉課
重度心身障害者医療費の充実		
6	医療保険制度による医療費の一部負担金（後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者を除く精神障害者保健福祉手帳2級所持者は、自立支援医療の自己負担のみ）について助成金を支給し、重度心身障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。 また、制度の内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望するとともに、制度の安定的な継続を図ります。	障害福祉課



指定難病に係る医療給付		
7	対象となる疾病の治療を受けている方の医療費の一部を公費負担することにより、医療費の負担軽減を図ります。	感染症保健対策課
小児慢性特定疾病に係る医療給付		
8	児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療費の自己負担分の一部を給付します。	感染症保健対策課
医療的ケア児(者)等への支援体制の充実		
9	日常的に医療的ケアが必要な方や児童とその家族の地域生活支援の向上を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の職務に従事する者等の関係機関・団体と、地域における医療的ケア児(者)等への支援体制に関する課題を共有し、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。	こども福祉課 障害福祉課 関連各課

〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①-1 健康づくり推進事業の 充実	健康教室参加人数	4,808人	7,000人
	健康相談参加人数	2,677人	2,000人
①-2 母子健康づくり事業の 充実	産後ケア事業の利用件数	64人	150人
	妊産婦・母子相談件数	6,343件	6,000件
①-4 健康診査・がん検診等 事業の充実	特定健康診査受診率	40.9%	60.0%
	後期高齢者健康診査 受診率	39.5%	43.0%
	健康診査受診者数	330人	430人
	がん検診受診率	10.0%	13.0%
②-1 発達相談の充実	児童発達支援センターの 外来発達相談件数	1,537件	1,800件
②-2 児童発達支援センター の充実	保育所等訪問支援 訪問回数	110回	120回
②-3 早期療育教室の充実	早期療育教室開催数	225回	280回
③-4 精神保健に係る支援の 充実	家族教室の開催数	3回	3回



基本方針3 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

〔今後の方向性〕

障がい者がライフステージの全ての段階で自らが望む自立した地域生活を営めるよう、また、介護者の負担を軽減するため、日中活動の場や住まいの場を提供する障害福祉サービス等の充実に取り組むとともに、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実を図るなど地域全体での支援体制の整備を推進します。

また、障害者地域自立支援協議会の専門部会で関係機関と連携を図りながら基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

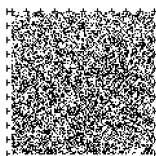
〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 地域生活支援体制の整備

- ①-1 相談窓口の充実
- ①-2 相談員の専門性の向上
- ①-3 障がい者の地域移行の支援
- ①-4 基幹相談支援センターの充実
- ①-5 地域生活支援拠点等の充実
- ①-6 障がい等の特性に応じた相談支援の充実
- ①-7 地域生活支援事業の充実

施策② 生活を支える福祉サービスの充実

- ②-1 訪問系サービスの充実
- ②-2 ショートステイサービスの充実
- ②-3 生活サポート事業の充実
- ②-4 障がい児支援事業の充実
- ②-5 家族介護支援事業の推進
- ②-6 補装具や日常生活用具等に係る相談や給付の充実
- ②-7 年金・手当等の周知



施策③ 日中活動の場の確保

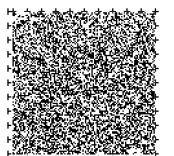
- ③-1 日中活動系サービスの充実
- ③-2 障害者福祉センターこぼと館の充実
- ③-3 地域活動支援センターの充実

施策④ 住まいの場の充実

- ④-1 居住・施設系サービスの充実
- ④-2 住宅改善に関する支援の充実
- ④-3 市営住宅のバリアフリー化

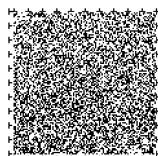
施策⑤ 地域での支援体制の充実

- ⑤-1 重層的支援体制整備事業の充実
- ⑤-2 社会福祉協議会との連携
- ⑤-3 ボランティア団体等への支援
- ⑤-4 サービス提供事業者の育成
- ⑤-5 障害者地域自立支援協議会の充実
- ⑤-6 地域包括支援ネットワークの促進



施策① 地域生活支援体制の整備

取組み名と内容		担当課
相談窓口の充実		
1	障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関との連携を強化するとともに、多言語の対応をはじめさまざまな取組みについて検討を進めるなど、相談の充実を図ります。 また、なんでも相談窓口においては相談内容に応じて関係する担当課を案内し、市民の利便性を高めます。	障害福祉課 市民相談課 関連各課
相談員の専門性の向上		
2	身近な地域における相談の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。	障害福祉課 福祉総務課
障がい者の地域移行の支援		
3	障がい者が地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域の関係者、医療機関等と連携を図り、地域移行に努めます。	障害福祉課 こころの健康支援室
基幹相談支援センターの充実		
4	地域で生活する障がい者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、障がい者等の自立と社会参加の促進を図ります。 また、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材の育成等の支援を行うとともに、障害者地域自立支援協議会において事業所間の連携を図るなどして、相談支援事業所の確保やあらゆる障がいに対応した相談支援を推進し、地域の相談支援体制の強化を図ります。	障害福祉課 こども福祉課
地域生活支援拠点等の充実		
5	障がい者の高齢化、障がいの重度化や、いわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等について、事業者等と連携して機能の充実を図ります。	障害福祉課 こども福祉課
障がい等の特性に応じた相談支援の充実		
6	発達障がい、高次脳機能障がい、若年性認知症のある方に対し、埼玉県の相談窓口等の関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障害福祉課 こども福祉課 地域包括ケア課 こころの健康支援室 健康づくり推進課
地域生活支援事業の充実		
7	障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の障がいの状況等に合わせて実施する地域生活支援事業の充実を図ります。	障害福祉課 こども福祉課





コラム ～障がい者等基幹相談支援センター～

障がい者等基幹相談支援センターは、年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、どなたでも障がいに関する相談をすることができます。障がいに関する様々な困りごとや悩みごとについて専門機関や地域の様々な方々と協力し、必要な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。その場ですぐに解決できないことも、継続的なご相談をお受けしています。

市内の東西南北4つの地区に設置していますので、お住まいの地区を担当する障がい者等基幹相談支援センターにご相談ください。

<窓口>

地区	名称・住所 電話・FAX 番号		担当地区
			住所地
北部	基幹相談支援センター・北部 恩間 181-1 (北部市民会館内) TEL 048-999-6015 FAX 048-976-6160	桜井 大袋	大里、下間久里、上間久里、大泊、平方、平方南町、千間台東、恩間、大竹、大道、三野宮、袋山、恩間新田、大林、大房、千間台西
東部	基幹相談支援センター・東部 増林 6042-1 TEL 048-999-6551 FAX 048-969-7001	新方 増林 大沢 越ヶ谷	弥十郎、大吉、向畑、北川崎、大杉、大松、船渡、弥栄町、花田、増林、増森、中島、東越谷、大沢、東大沢、越ヶ谷、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、宮前、赤山町 1～2 丁目、赤山本町
南部	基幹相談支援センター・南部 蒲生旭町 8-3 TEL 048-945-6144 FAX 048-945-7449	蒲生 川柳 大相模	瓦曾根 1～2 丁目、南越谷 1 丁目、蒲生、蒲生 1～4 丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生西町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町、伊原、川柳町、西方、西方 1～2 丁目、相模町、大成町、東町、流通団地、レイクタウン
西部	基幹相談支援センター・西部 七左町 4-100-4 TEL 048-985-3386 FAX 048-985-6683	荻島 出羽 北越谷 南越谷	野島、小曾川、砂原、南荻島、西新井、北後谷、長島、宮本町、神明町、谷中町、七左町、大間野町、新川町、新越谷、北越谷、東柳田町、元柳田町、赤山町 3～5 丁目、瓦曾根 3 丁目、蒲生茜町、南越谷 2～5 丁目

第1章

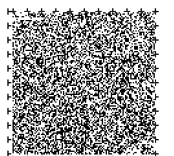
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



コラム ～地域生活支援拠点等～



地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

越谷市では、基幹相談支援センターが拠点コーディネーターとなり、市内における複数の機関が分担して支援する仕組みとなっています。

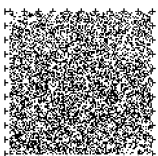
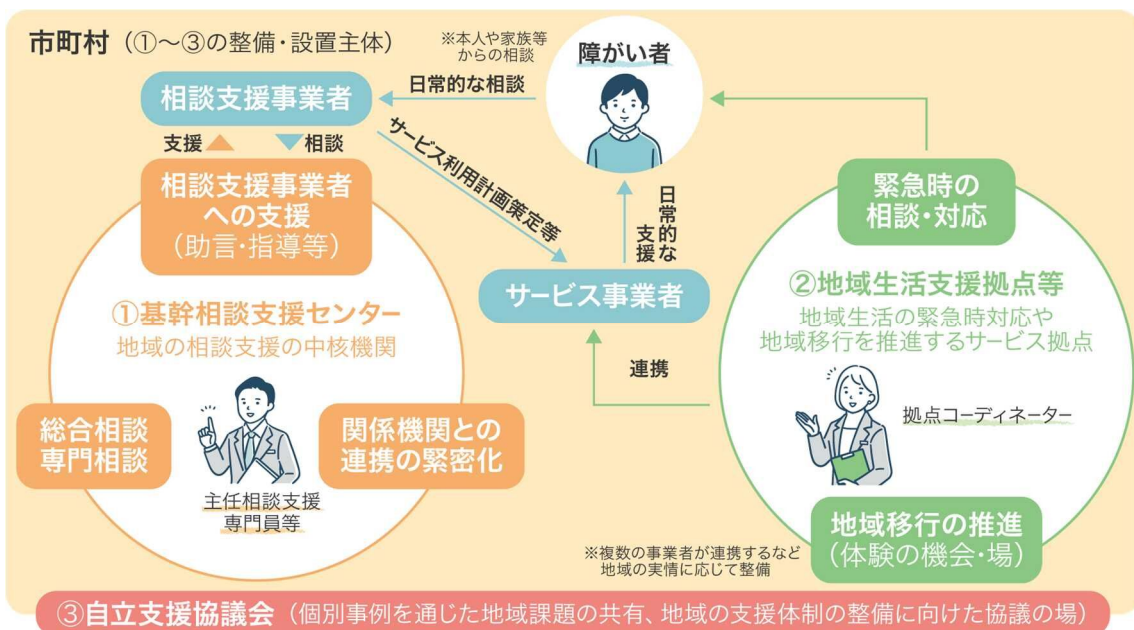
地域生活での不安や悩みごと等がありましたら、まずは、基幹相談支援センターにお問合せください。

<窓口>

基幹相談支援センター・北部	恩間 181-1(北部市民会館内) TEL 048-999-6015 FAX 048-976-6160
基幹相談支援センター・東部	増林 6042-1 TEL 048-999-6551 FAX 048-969-7001
基幹相談支援センター・南部	蒲生旭町 8-3 TEL 048-945-6144 FAX 048-945-7449
基幹相談支援センター・西部	七左町 4-100-4 TEL 048-985-3386 FAX 048-985-6683

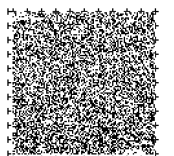
※お住まいの地区の担当については、79 ページをご覧ください。

■地域生活支援拠点等イメージ図



施策② 生活を支える福祉サービスの充実

取組み名と内容		担当課
訪問系サービスの充実		
1	在宅や、病院等で食事等の介護を必要とする障がい者に対し、生活を維持するために必要となる適切なサービスを、サービス利用計画等により給付します。	障害福祉課 こども福祉課
ショートステイサービスの充実		
2	家族の急病、育児疲れなどにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。	障害福祉課 こども福祉課
生活サポート事業の充実		
3	一時預かりや派遣による介護、外出援助等のサービスを提供する生活サポート事業の充実のため、サービス提供事業者の確保に努めます。	障害福祉課 こども福祉課
障がい児支援事業の充実		
4	<p>障害児通所支援や障害福祉サービスを通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等の負担軽減を図ります。</p> <p>また、就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組みます。</p> <p>なお、事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等他の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応じていきます。</p>	こども福祉課 障害福祉課
家族介護支援事業の推進		
5	<p>介護の方法やその向き合い方について、講演会の開催などを通じて情報提供や意見交換を行い、家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図ります。</p> <p>また、認知症に対する理解を広く促進し、認知症の人とその家族を見守り支える地域づくりを推進します。</p>	地域包括ケア課
補装具や日常生活用具等に係る相談や給付の充実		
6	補装具や日常生活用具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、障がいに配慮した相談を行うとともに適正な給付に努めます。	障害福祉課 こども福祉課
年金・手当等の周知		
7	<p>障害基礎年金の受給に関する情報提供に努めるとともに、心身障害者扶養共済制度を周知します。</p> <p>また、特別児童扶養手当や特別障害者手当、重度心身障害者手当などの各種制度の周知を図ります。</p>	国保年金課 障害福祉課 こども福祉課

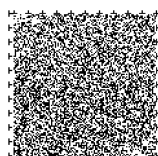


施策③ 日中活動の場の確保

取組み名と内容		担当課
日中活動系サービスの充実		
1	日常生活において介護の必要な方や社会生活で訓練の必要な方等の支援を行う、生活介護や就労継続支援事業所等の確保に努めます。	障害福祉課
障害者福祉センターこぼと館の充実		
2	障害者福祉センターこぼと館の各種事業及び支援の充実を図り、利用の促進に努めます。	障害福祉課
地域活動支援センターの充実		
3	障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることを目的とした支援を行う地域活動支援センターの充実に努めます。	障害福祉課

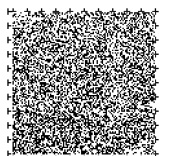
施策④ 住まいの場の充実

取組み名と内容		担当課
居住・施設系サービスの充実		
1	一人暮らしが困難な障がい者が、地域で必要な支援を受けながら共同生活を行う住居であるグループホームの確保に努めます。 また、在宅での生活が困難な障がい者に対し、入所施設での生活を支援します。	障害福祉課
住宅改善に関する支援の充実		
2	重度身体障がい者の居宅改善整備について、埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、相談の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。	障害福祉課 こども福祉課
市営住宅のバリアフリー化		
3	市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺りの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。	建築住宅課



施策⑤ 地域での支援体制の充実

取組み名と内容		担当課
重層的支援体制整備事業の充実		
1	高齢・障がい・こども・生活困窮などの複雑・複合的な課題を抱えた方及びその世帯に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、継続的な伴走支援を行うことにより、課題の解決を目指します。	高齢福祉課 関連各課
社会福祉協議会との連携		
2	ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っている社会福祉協議会との連携の強化を図ります。	福祉総務課 障害福祉課 関連各課
ボランティア団体等への支援		
3	地域福祉の担い手としてボランティア活動は欠かせないものであるため、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成と組織化を図ります。 また、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。	障害福祉課 関連各課
サービス提供事業者の育成		
4	サービス提供事業者のサービス内容が適正なものとなるよう支援するとともに障がい者がいつでも安心して適切なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者の育成を図ります。	障害福祉課 こども福祉課 福祉総務課
障害者地域自立支援協議会の充実		
5	障がい者の地域生活を支援するために、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進し、障がい者がそのニーズや生活実態に即した障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携を図ります。	障害福祉課 関連各課
地域包括支援ネットワークの促進		
6	高齢者（高齢の障がい者も含む）が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者を地域全体で見守り、支え合うネットワークの構築を推進します。 また、このネットワークにより、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な福祉サービスにつなげるなど、迅速かつ適切な対応に努めます。	地域包括ケア課 障害福祉課 関連各課



〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①-2 相談員の専門性の向上	民生委員・児童委員の活動日数	106.8日	120日
①-4 基幹相談支援センターの充実	基幹相談支援センターでの相談件数	32,566件	38,900件
①-5 地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の登録事業所数	24か所	36か所
②-5 家族介護支援事業の推進	家族介護教室参加人数	15人	30人
	認知症サポーター養成者数	累計55,882人	累計67,000人
③-2 障害者福祉センターこばと館の充実	施設利用者数	14,595人	17,900人
⑤-1 重層的支援体制整備事業の充実	重層的支援に係る会議の開催数	14回	18回
⑤-4 サービス提供事業者の育成	集団指導出席率	91%	100%

コラム ～障害者地域自立支援協議会～

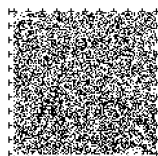


「障害者地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関する支援体制の構築に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、基幹相談支援センターと市が事務局となり運営する協議体で、障害福祉サービス事業者や保健医療福祉関係者、学識経験者等で構成しています。

障害福祉サービスや目的別に専門部会等を設置し、困難事例等への支援のあり方や、障がい者等への支援体制に関する課題の共有等について協議しています。

<窓口>

障害福祉課	越谷市役所第三庁舎1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
-------	---



基本方針4 教育・育成の充実

〔今後の方向性〕

障がいの有無に関わらず、早期から家族や友達、保育士、学校の先生、そして地域の人々等と関わりを持ち、さまざまな経験を積みながら、学び、生きる力を身に付けていけるように、インクルーシブ教育システムの整備に向けて、教職員の資質の向上も含めた保育・教育環境の充実を図ります。

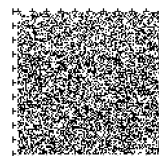
〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 就学前保育・教育の充実

- ①-1 障がい児保育の充実
- ①-2 交流保育の充実
- ①-3 保育士等の資質の向上
- ①-4 関係機関との連携強化

施策② 相談の充実

- ②-1 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実
- ②-2 教育相談の充実
- ②-3 就学相談の充実

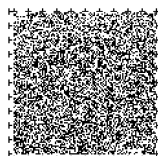


施策③ 学校教育の充実

- ③-1 とともに学ぶ教育の推進
- ③-2 人権教育の推進
- ③-3 福祉体験等の充実
- ③-4 学校環境の整備と維持管理の充実
- ③-5 通級による指導の充実
- ③-6 特別支援学級の充実
- ③-7 教職員研修の充実
- ③-8 特別支援学校との連携
- ③-9 特別支援学校や障がい者福祉施設との連携
- ③-10 支援籍学習の推進
- ③-11 病弱・身体虚弱児教育の充実

施策④ 課外活動の充実

- ④-1 地域交流の促進
- ④-2 関係機関との連携強化

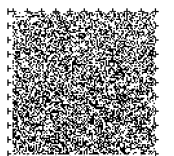


施策① 就学前保育・教育の充実

取組み名と内容		担当課
障がい児保育の充実		
1	就労等の理由により、日中の保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児に対して、公立保育所等の受入れの充実を図ります。	保育支援課 保育施設課
交流保育の充実		
2	幼少期からの交流が大切であることから、児童発達支援センターと保育所（園）の交流保育を推進します。	こども福祉課 保育施設課
保育士等の資質の向上		
3	障がいのある乳幼児を受け入れるため、保育士等の資質向上を図ります。	こども福祉課 保育支援課
関係機関との連携強化		
4	保育所や児童発達支援センター、教育センターなど、障がいのある乳幼児の保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。	こども福祉課 保育支援課 教育センター

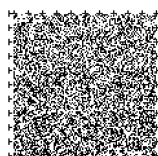
施策② 相談の充実

取組み名と内容		担当課
ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実		
1	地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談の充実を推進します。	教育センター
教育相談の充実		
2	児童生徒一人ひとりの発達や就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。 また、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。	教育センター
就学相談の充実		
3	教育センターで実施している発達相談、特別支援学級・特別支援学校の見学による情報提供や就学支援委員会による判断をとおして、児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。 また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。	教育センター



施策③ 学校教育の充実

取組み名と内容		担当課
ともに学ぶ教育の推進		
1	障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに学び育つことができるように、多様な方法で支援を進めます。	教育センター 指導課
人権教育の推進		
2	こどもの発達状況に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。	指導課
福祉体験等の充実		
3	福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などを活用し、高齢者や障がいのある方が講師となり、高齢者疑似体験や車いす体験、手話体験を行うなど、児童生徒の福祉体験学習の充実を図ります。	指導課
学校環境の整備と維持管理の充実		
4	こどもたちが安全・安心・快適に学べる学習環境の整備を進めるため、福祉環境整備事業に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図ります。 また、老朽化による施設・設備の機能低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、維持管理に努めます。	学校管理課
通級による指導の充実		
5	通常学級でともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や、LD、ADHD、自閉症等の発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。	教育センター
特別支援学級の充実		
6	障がいのある児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。	教育センター
教職員研修の充実		
7	障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズにこたえる教育が行えるよう市内全教職員を対象とした発達支援訪問事業をはじめ、特別支援学級等担当者研修会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施するほか、各種年次研修の場でも特別支援教育研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。	教育センター



特別支援学校との連携	
8	<p>市内在住の障がいのある児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力及び特別支援学校のコーディネーターを招へいたした教職員研修会の開催等をとおして連携を図ります。</p> <p>教育センター</p>
特別支援学校や障がい者福祉施設との連携	
9	<p>特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がいについての理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。</p> <p>教育センター</p>
支援籍学習の推進	
10	<p>特別支援学校に通う児童生徒が地域社会の中で豊かに暮らしていくことができるように、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。</p> <p>教育センター</p>
病弱・身体虚弱児教育の充実	
11	<p>入院治療を行っている児童生徒の学習機会を保障するため、越谷市立病院内に「おおぞら学級」を設置しています。長期の入院治療を行う児童生徒への指導だけでなく、短期入院や通院の児童生徒についても「体験学習」として取組みを行うことで学習空白を生じさせない教育支援を行います。</p> <p>教育センター</p>

コラム ～福祉体験学習～



市内の小中学校では、「福祉教育資料集」を活用し、各校において福祉体験活動実施への支援を行うとともに、総合的な学習の時間において、手話体験・白杖体験等の体験活動を実施し、体験を通して福祉への理解を深め、児童生徒の豊かな心や他者を思いやる心を育てています。



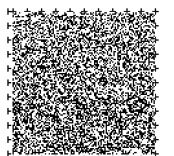
手話体験学習



ガイドヘルプ（白杖）体験

<窓口>

指導課	越谷市役所第二庁舎 3階 TEL 048-963-9292 FAX 048-965-5954
-----	---

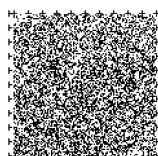


施策④ 課外活動の充実

取組み名と内容		担当課
地域交流の促進		
1	<p>障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。</p> <p>また、おもちゃや遊びをとおして、心身の発達をより豊かにできるように、児童発達支援センターのおもちゃ図書室の充実を図ります。</p>	こども福祉課
関係機関との連携強化		
2	<p>障がいがあり保育所に入所している乳幼児に対して、療育を目的として、児童発達支援センターや中川の郷療育センターの利用を案内するなど、発達を促すための支援の充実を図ります。</p>	保育支援課

〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①-2 交流保育の充実	児童発達支援センターの保育所(園)への訪問回数	3回	9回
	保育所(園)による児童発達支援センターへの訪問回数	7回	12回



基本方針5 雇用・就労の確保

〔今後の方向性〕

障がい者がその適性や能力を十分に発揮することができるように、ハローワークや企業などの関係機関と連携を図りながら、多様な就労の機会を確保するとともに、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

また、一般就労が困難な障がい者に対しては、多様な働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の工賃収入の向上を図るなど、ともに働く共生社会の実現を目指します。

〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 総合的な就労支援の充実

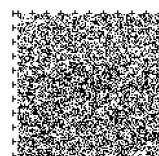
- ①-1 雇用の場における障がい者の人権の擁護
- ①-2 障がい者雇用の啓発
- ①-3 職業相談・情報提供の充実
- ①-4 障害者就労支援センターの充実

施策② 多様な働き方の支援

- ②-1 障害者地域適応支援事業の充実
- ②-2 障害福祉サービス事業所等の充実
- ②-3 障害者就労訓練施設しらこぼとの充実
- ②-4 市関連業務における就業機会の拡大

施策③ 受注機会の拡大

- ③-1 障害者優先調達推進
- ③-2 自主製品等の販路拡大



施策① 総合的な就労支援の充実

取組み名と内容		担当課
雇用の場における障がい者の人権の擁護		
1	雇用の場において、虐待防止や差別の解消及び合理的配慮の提供の促進を図るため、企業等への啓発活動を行います。 また、雇用の場での権利擁護に関する相談については、関係機関と連携しながら支援を行います。	障害福祉課 経済振興課
障がい者雇用の啓発		
2	障がい者雇用を促進するため、雇用に関する助成制度等について、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、事業主への周知・啓発に努めます。	経済振興課
職業相談・情報提供の充実		
3	ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援センター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。 また、関係機関が実施している各種制度やイベント等の情報について、事業所や障がい者への周知を図ります。	障害福祉課 経済振興課
障害者就労支援センターの充実		
4	障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓、障がい者の職場体験、実習の機会を提供する障害者地域適応支援事業など障がい者の適性に合った就労支援を行います。 また、障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業等に対し、雇用をするにあたっての相談に応じるなどの支援を行います。	障害福祉課

コラム ～越谷市障害者就労支援センター～

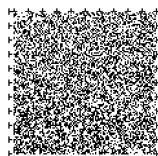


「就労支援センター」は、ただちに就労するか否かにかかわらず、本人が就労によって社会参加することを支え、多様な就労の場を確保し、職場への定着に向けた支援を行う、障がい者の就労を総合的に支援する窓口です。

障害者手帳の有無に関係なく、障がい者の就労全般に係る相談や、市役所内や企業等の実習を通し、職場体験を行う「地域適応支援事業」の実施、また、障がい者を雇用する民間企業やハローワーク等と随時連携を図り、当事者と就労先をつなぐサポートを行います。

<窓口>

越谷市障害者就労支援センター	越谷市東越谷 1-5-6 ビジネスサポートセンター1階 TEL 048-967-2422 FAX 048-967-2433
----------------	--



施策② 多様な働き方の支援

取組み名と内容		担当課
障害者地域適応支援事業の充実		
1	障がい者の地域社会での就労能力や社会適応力を高めることを目的に、一般就労が困難な方等に職場体験、実習の機会を提供するとともに、企業側の障がい者就労に対する理解を促進する障害者地域適応支援事業を実施します。	障害福祉課
障害福祉サービス事業所等の充実		
2	就労を希望する障がい者の働き方について、より良い選択ができるように支援を行う、就労選択支援事業所の利用の推進を図ります。 また、一般就労に向けて、必要な知識及び能力の向上のための訓練や社会との交流の促進を行う、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの事業所や、就労の継続を図るための支援等を行う、就労定着支援事業所の利用を推進し、利用者の多様な働き方を支援します。	障害福祉課
障害者就労訓練施設しらこぼとの充実		
3	障がい者就労訓練の中核的な施設として、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら就労に向けた体験や講座、販売訓練等の就労訓練に関する各種事業を実施します。 また、障がい者の生活に係る相談窓口となるとともに、事業を通じて地域住民等との交流を図ります。 さらに、併設している指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」において、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援事業を実施し、障がい者の自立及び福祉の増進を図ります。	障害福祉課
市関連業務における就業機会の拡大		
4	市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。	人事課 障害福祉課 関連各課

第1章

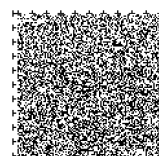
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

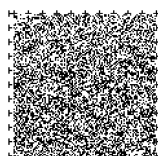


施策③ 受注機会の拡大

取組み名と内容		担当課
障害者優先調達推進		
1	障害者優先調達推進法に基づき、市の関係各課に障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害福祉サービス事業所等の受注の拡大を図ります。	障害福祉課
自主製品等の販路拡大		
2	<p>障害福祉サービス事業所等が生産した自主製品を市役所等に展示するとともに、「自主製品・作業カタログ」や事業所の情報を市ホームページ等に掲載するなど、広く周知を行うことで販路の拡大を支援します。</p> <p>また、障害者就労訓練施設しらこぼとでは、障害福祉サービス事業所等と連携を図り、共同受注や生産品の展示・販売などの販路拡大策の検討を進めます。</p>	障害福祉課

〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①-4 障害者就労支援センターの充実	相談件数	2,575件	2,790件
②-1 障害者地域適応支援事業の充実	地域適応支援事業の参加者数	25人	26人
	地域適応支援事業の実習職場数	18か所	21か所
②-3 障害者就労訓練施設しらこぼとの充実	施設利用者数	3,213人	3,500人
	就労訓練事業の参加事業所数	12か所	18か所
	指定障害福祉サービス事業所の延べ通所者数	10,652人	10,800人



基本方針6 多様な社会参加の促進

〔今後の方向性〕

障害者文化芸術活動推進法及び読書バリアフリー法等の趣旨を踏まえ、施設・設備の整備、指導者の養成、情報提供・相談体制の向上、成果を発表する場の充実など、多様な活動に参加できる環境を整えます。

〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 情報アクセシビリティの向上

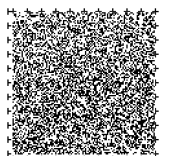
- ①-1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実
- ①-2 インターネットの活用
- ①-3 市民による情報支援活動の促進
- ①-4 図書館サービスの充実
- ①-5 利用しやすい書籍等の充実

施策② 意思疎通支援の充実

- ②-1 手話に関する施策の推進
- ②-2 コミュニケーション支援事業の充実
- ②-3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実
- ②-4 失語症者向け意思疎通支援者養成事業の充実

施策③ 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

- ③-1 参加しやすい環境づくり
- ③-2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設
- ③-3 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保



施策④ 文化芸術活動の促進

- ④-1 文化芸術活動に参加しやすい環境づくり
- ④-2 国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知
- ④-3 余暇活動の支援

施策⑤ 交流機会の促進

- ⑤-1 障がい者団体等の活動支援
- ⑤-2 障がい者間交流の促進
- ⑤-3 ボランティアの育成

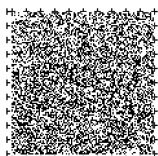
コラム ～越谷市電子図書館～



令和4年2月に越谷市電子図書館をオープンしました。電子図書館は、図書館で収集・集積しているさまざまなデジタル化資料を検索・閲覧できる非来館型のサービスです。インターネットを通じて、パソコンやスマートフォン等から電子書籍の貸出、予約を行うことができます。

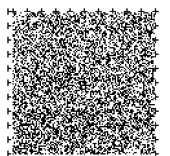
<窓口>

図書館	東越谷 4-9-1 TEL 048-965-2655 FAX 048-962-3054
-----	--



施策① 情報アクセシビリティの向上

取組み名と内容		担当課
広報媒体を通じた広報・啓発の充実		
1	<p>広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「越谷市の障がい者福祉ガイド」に情報を掲載し、利便性の向上を図ります。</p> <p>また、「広報こしがや点字版」やボランティア団体による録音図書版も発行するとともに、本市の発行物等の音声コード化に取り組めます。</p> <p>さらに、ホームページの充実や越谷Cityメール配信サービス・SNSの利用拡大に努めます。</p>	広報シティプロモーション課 障害福祉課 関連各課
インターネットの活用		
2	<p>ICT（情報通信技術）の発展を踏まえ、アクセシビリティに関するJIS規格「JISX8341-3:2016」に沿った誰もが見やすく使いやすいホームページづくりと「障害者の日記念事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。</p>	広報シティプロモーション課 関連各課
市民による情報支援活動の促進		
3	<p>視覚障がい者や聴覚障がい者等の情報アクセシビリティの向上を図るため、点訳、音訳、手話、要約筆記などを行う市民ボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。</p>	障害福祉課 広報シティプロモーション課
図書館サービスの充実		
4	<p>外出することが困難な方に対し、自宅などに図書等を配送するサービスや越谷市電子図書館においてインターネットを通じたサービスを提供します。</p>	図書館
利用しやすい書籍等の充実		
5	<p>障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書作製や音訳の講習会などによりボランティア活動を支援し、録音図書や対面朗読の充実を図ります。</p> <p>また、拡大読書器の利用促進、音声による新着図書の案内、LLブック・拡大図書等の収集に努めるとともに音声読み上げや文字拡大・色反転が自由に行える電子書籍の整備を推進します。</p> <p>さらに、日常生活用具として、点字図書や視覚障害者用読書器等の給付を行います。</p>	図書館 障害福祉課



施策② 意思疎通支援の充実

取組み名と内容		担当課
手話に関する施策の推進		
1	<p>手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、手話を必要とする方が安心して日常生活を送ることができる環境を整える取組みを進めます。</p> <p>また、本市の手話言語条例及び手話に関する施策の推進計画に基づき、手話は言語であり、生活の言葉が音声言語だけではないことを多くの方に理解いただけるよう周知・啓発に努めます。</p>	障害福祉課 関連各課
コミュニケーション支援事業の充実		
2	<p>聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の確保及び質の向上に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。</p>	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実		
3	<p>盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加のため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、派遣することにより、盲ろう者の福祉の向上に努めます。</p>	障害福祉課
失語症者向け意思疎通支援者養成事業の充実		
4	<p>失語症のある方の日常生活や支援のあり方を理解し、失語症のある方と1対1の会話ができ、さらに日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行うことができる「失語症者向け意思疎通支援者」の養成等により、失語症者の福祉の向上に努めます。</p>	障害福祉課

コラム ～越谷市手話言語条例と手話に関する施策の推進計画～

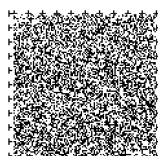


「越谷市手話言語条例」は、市民一人ひとりが、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を目指すため、平成30年3月に制定しました。

また、本条例に基づく手話に関する施策の実効性を確保するため、「手話に関する施策の推進計画」を策定し、施策の実施状況を把握するとともに、手話に関わりのある当事者、支援者及び市職員で、推進計画に係る意見交換会を毎年開催しています。

<窓口>

障害福祉課	越谷市役所第三庁舎1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
-------	---



施策③ 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

取組み名と内容		担当課
参加しやすい環境づくり		
1	障がい者の生涯学習やスポーツ活動の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課 スポーツ振興課
スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設		
2	障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。 また、国や県など広域的な規模で開催されるスポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。	スポーツ振興課 障害福祉課
生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保		
3	生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がい者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、指導者の確保とともに「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に講座を開催するなど、生涯学習リーダーの確保に努めます。 また、スポーツに関する指導者や講師を紹介する「スポーツリーダーバンク」については、「パラスポーツ指導員」も登録するなど指導者の確保に努めるとともに有資格者による障がい者スポーツ教室等の運営・指導を通じ、指導者のスキルアップを図ります。	生涯学習課 スポーツ振興課

コラム ～障がい者スポーツ教室～



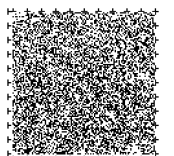
障がい者の健康づくり・体力づくりを支援するため、障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ、誰もが参加できるように、さまざまなスポーツ・レクリエーション教室等を開催しています。



越谷市障害者就労訓練施設しらこぼとで実施した障がい者スポーツ教室

<窓口>

スポーツ振興課	越谷市役所第三庁舎 3階 TEL 048-963-9284 FAX 048-965-5954
---------	---



施策④ 文化芸術活動の促進

取組み名と内容		担当課
文化芸術活動に参加しやすい環境づくり		
1	障がい者の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図るため、展覧会・文化祭等に参加しやすい環境づくりを進めます。	障害福祉課 生涯学習課
国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知		
2	国や県が開催している障がい者の文化芸術活動を支援する事業について、情報提供や周知を行います。	障害福祉課 生涯学習課
余暇活動の支援		
3	障害者福祉センターこぼと館において、創作活動や音楽活動に関する講座を実施するとともに、その成果を発表する機会を提供し、余暇活動を支援します。	障害福祉課

コラム ～こころのアート展～



こころのアート展は、文化芸術活動に取り組んでいる障がい者が創作した作品を展示し、地域の方々に鑑賞を通して、障がい者や障がい福祉に対する理解を深めていただくこと、また、障がい者の社会参加の意欲を高めることを目的とした事業です。

毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」の期間に合わせ、市内在住・在学の障がい者とその関係者が創作した作品展示を行っています。

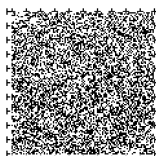


<窓口>

障害福祉課

越谷市役所第三庁舎1階

TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171

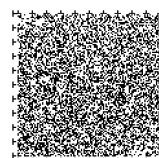


施策⑤ 交流機会の促進

取組み名と内容		担当課
障がい者団体等の活動支援		
1	障害者福祉センターこぼと館において、設備等の貸し出しを行い、団体の活動を支援します。	障害福祉課
障がい者間交流の促進		
2	障害者福祉センターこぼと館の各種事業を通じて、障がい者間の交流を促進し、共通して取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援します。	障害福祉課
ボランティアの育成		
3	障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるよう、障害者福祉センターこぼと館において、ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアセンターとの連携を図ります。	障害福祉課

〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
②-2 コミュニケーション支援事業の充実	手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	1,203件	1,370件
③-2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設	スポーツ教室実施回数	4回	10回
③-3 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保	パラスポーツ指導員数	6人	15人



基本方針7 生活環境の整備・充実

〔今後の方向性〕

障がい者が安心して生活できるように、住環境の整備や移動しやすい環境の整備、防災・防犯対策などハードとソフトの両面から、障がい者に配慮したまちづくりを総合的に進めます。

〔施策と主な取組み一覧〕

施策① 福祉のまちづくりの推進

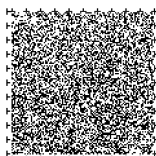
- ①-1 福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発
- ①-2 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発
- ①-3 建築物等のバリアフリー化の推進
- ①-4 小中学校施設のバリアフリー化の整備
- ①-5 公園等の整備

施策② 道路・交通環境の整備

- ②-1 歩道の整備
- ②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
- ②-3 電線類の地中化の推進
- ②-4 放置自転車等対策の推進
- ②-5 公共サインの整備
- ②-6 鉄道駅のバリアフリー化の促進
- ②-7 バス路線等の整備促進

施策③ 外出・移動の支援の充実

- ③-1 移動支援事業等の充実
- ③-2 住まいるマップ（バリアフリーマップ）の充実
- ③-3 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付
- ③-4 自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成
- ③-5 福祉有償運送の促進
- ③-6 身体障害者補助犬の利用促進



施策④ 防犯・防災体制の整備

- ④-1 防犯・防火・防災意識の啓発
- ④-2 緊急時通報システムの充実
- ④-3 災害時支援バンドナの配布
- ④-4 救急医療情報キット事業の推進
- ④-5 自主防災組織の育成・強化
- ④-6 福祉避難所の充実
- ④-7 避難行動要支援者支援制度等の推進

第1章

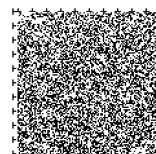
第2章

第3章

第4章

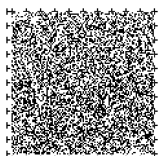
第5章

資料編



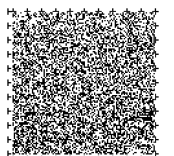
施策① 福祉のまちづくりの推進

取組み名と内容		担当課
福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発		
1	事業者に対し、県と協力して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」など福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。	建築住宅課
越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発		
2	市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。	開発指導課
建築物等のバリアフリー化の推進		
3	福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、高齢者、障がい者等の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を促進します。	建築住宅課 関連各課
小中学校施設のバリアフリー化の整備		
4	教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備を進めます。	学校管理課
公園等の整備		
5	市民の憩いの場として、また、災害時の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。 また、出入り口の段差の解消や車いすが通行できる幅の確保、多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。	公園緑地課



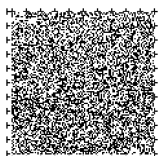
施策② 道路・交通環境の整備

取組み名と内容		担当課
歩道の整備		
1	安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。 また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保を図ります。	道路建設課 市街地整備課
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		
2	視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。	道路建設課
電線類の地中化の推進		
3	安全で快適な通行空間の確保のほか都市防災機能の向上や都市景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。	道路建設課
放置自転車等対策の推進		
4	駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車等の防止に努めます。	危機管理室
公共サインの整備		
5	「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を推進し、誰にでもわかりやすいものとしします。	都市計画課 関連各課
鉄道駅のバリアフリー化の促進		
6	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者に対してホームドアの設置など安全で統一した案内誘導装置や鉄道駅の利便性の向上に向けた整備を働きかけます。	都市計画課
バス路線等の整備促進		
7	鉄道駅を中心に運行されているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。 また、走行環境の改善や運行情報のPRなど側面的支援を行うとともに、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取組みとして、高齢者や障がい者などの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成します。	都市計画課 関連各課



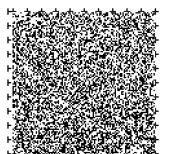
施策③ 外出・移動の支援の充実

取組み名と内容		担当課
移動支援事業等の充実		
1	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、移動支援事業やガイドヘルパー派遣事業、全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業等の充実に努めます。	障害福祉課 こども福祉課
住まいるマップ（バリアフリーマップ）の充実		
2	公共施設等のバリアフリーに関する情報を、本市のインターネットサイト「住まいるマップ」にバリアフリーマップとして掲載し、外出のための情報の充実に図ります。	障害福祉課 関連各課
福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付		
3	在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。	障害福祉課 こども福祉課
自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成		
4	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用や所有する自動車を改造する際の費用の一部を助成します。	障害福祉課
福祉有償運送の促進		
5	NPO等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。	福祉総務課 関連各課
身体障害者補助犬の利用促進		
6	身体障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用を促進します。 また、補助犬の同伴や使用に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、身体障害者補助犬法の周知や補助犬同伴に関するステッカーやポスターの配布等を行い、受入れ促進のための普及・啓発を図ります。	障害福祉課



施策④ 防犯・防災体制の整備

取組み名と内容		担当課
防犯・防火・防災意識の啓発		
1	<p>広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。</p> <p>また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。</p>	危機管理室 消防局予防課
緊急時通報システムの充実		
2	<p>聴覚障がい者や言語に障がいのある方への緊急時の対応を図るため、緊急時に消防に通報できるNET119緊急通報システム、FAX119や警察に通報できる110番アプリシステム、FAX110番の周知・充実を図ります。</p>	障害福祉課 消防局消防署
災害時支援バンダナの配布		
3	<p>災害時に周りの方から避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくするため、災害時支援バンダナの配布及び普及に努めます。</p>	障害福祉課 こども福祉課
救急医療情報キット事業の推進		
4	<p>高齢者や障がい者等に対し、救急時に必要な情報（持病・かかりつけの医療機関・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて冷蔵庫に保管することで救急隊、医療機関が迅速に救命救急活動を行えるようにする救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。</p>	福祉総務課 障害福祉課
自主防災組織の育成・強化		
5	<p>災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。</p>	危機管理室
福祉避難所の充実		
6	<p>災害時に、要配慮者の避難施設となるよう社会福祉施設を福祉避難所に指定することで、福祉避難所の整備を図り、平時から福祉避難所開設訓練を実施することで、要配慮者の避難受入れ体制の強化に努めます。</p>	危機管理室 関連各課
避難行動要支援者支援制度等の推進		
7	<p>災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会のほか、障がい者団体及び福祉事業者等とも連携を図り、避難行動要支援者支援制度の推進をはじめ、地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。</p>	危機管理室 関連各課



〔数値目標〕

項目名	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
①-4 小中学校施設のバリアフリー化の整備	福祉環境整備事業達成率	84%	100%
②-1 歩道の整備	整備計画延長	141m	5年間総延長 6,511m
②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	整備計画延長	137m	5年間総延長 3,706m
②-4 放置自転車等対策の推進	放置自転車撤去・移送台数	789台	年間600台以下
③-1 移動支援事業等の充実	移動支援事業の登録事業所数	74か所	77か所
④-3 災害時支援バンダナの配布	バンダナ配布枚数	累計2,821枚	累計3,600枚
④-5 自主防災組織の育成・強化	自主防災組織のカバ一率	93.30%	95.10%

コラム ～災害時支援バンダナ～



支援が必要であることが理解されにくい障がい状況にある方々が、災害時等に着用することにより、避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくする目印として、希望する対象者に配布しています。

バンダナを着用している方を見かけたら見守りや声かけ等の支援をお願いします。

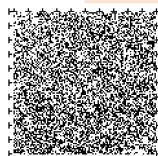
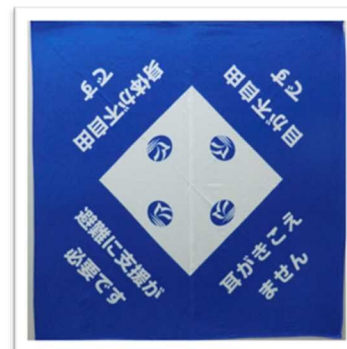
<対象者>以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳④・A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

サイズ：90センチ×90センチ

<配布場所>

18歳以上	障害福祉課 (越谷市役所第三庁舎1階)
18歳未満	こども福祉課 (越谷市役所第二庁舎2階)



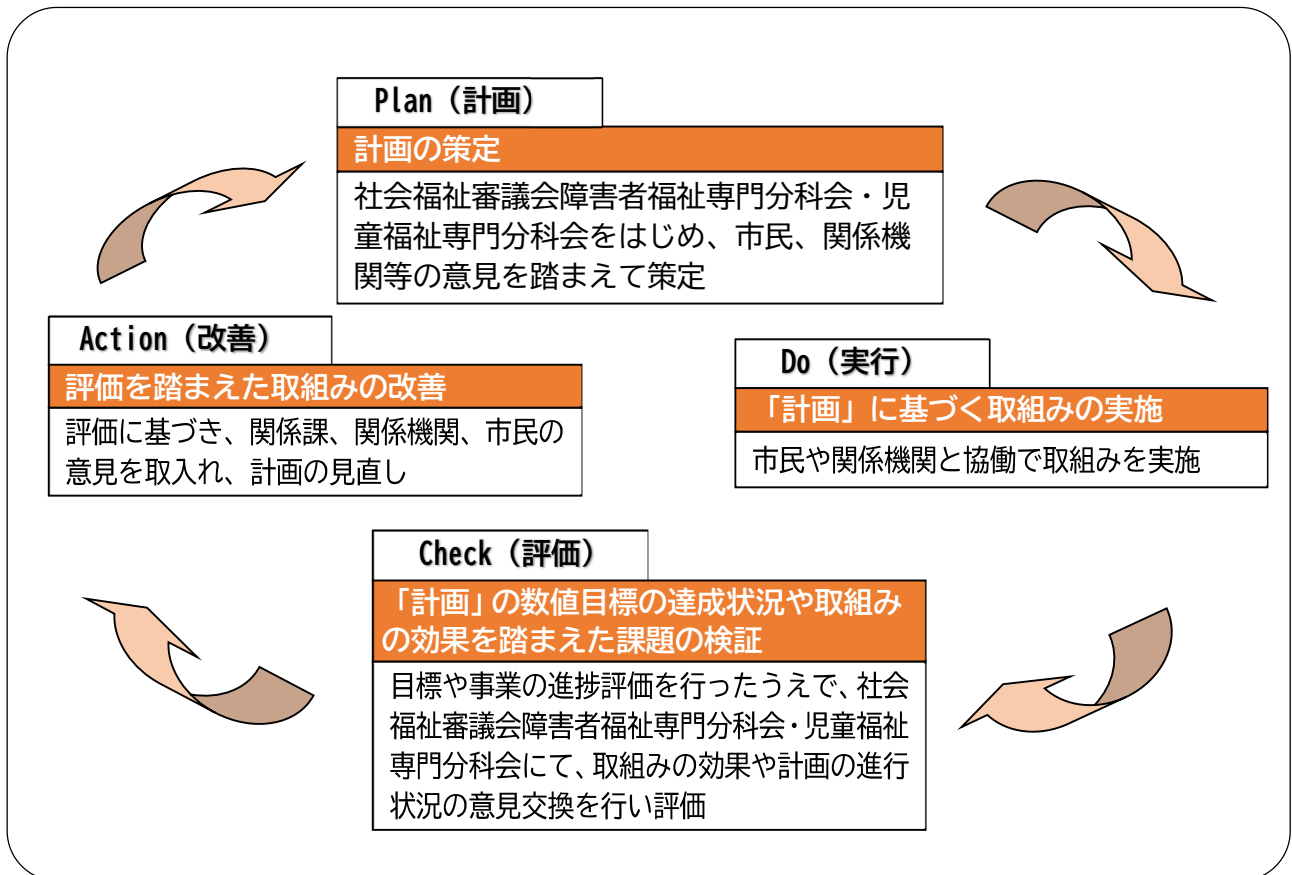
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の実現を図るため、保健、医療、福祉、子育て支援、教育、雇用等の分野が連携した総合的な取組みが不可欠です。行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などがそれぞれの役割を果たすとともに、障害者地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

2 計画の進行管理

本計画は、「PDCAサイクル」の考え方に基づき、各年度における地域生活への移行や一般就労への移行などの目標、サービスの見込量について、達成状況を点検・評価し、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会に報告します。また、その結果に基づいて、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画達成に向け必要な対策を実施します。



第1章

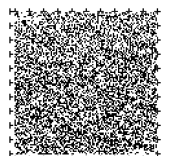
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



資料編

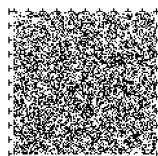
1 策定経過

■令和5～6年度

日付	会議名	内容
R6.3.1	—	● 計画策定基本方針の決定（市長決裁）
R6.5.31	R6 越谷市社会福祉審議会全体会	● 越谷市社会福祉審議会への諮問
R6.7.3	R6 第1回障害者福祉専門分科会	● 計画策定基本方針の報告
R6.8.29	R6 第2回障害者福祉専門分科会	● アンケート調査票案の協議
R6.9.9～ 11.22	—	● 障がい者団体への書面調査・ヒアリング調査の実施
R6.11.6～ 12.12	—	● アンケート調査の実施
R7.2.20	R6 第3回障害者福祉専門分科会	● アンケート調査・障がい者団体への調査結果報告
R7.3.16～ 4.16	—	● アンケート追加調査の実施（高次脳機能障がい）

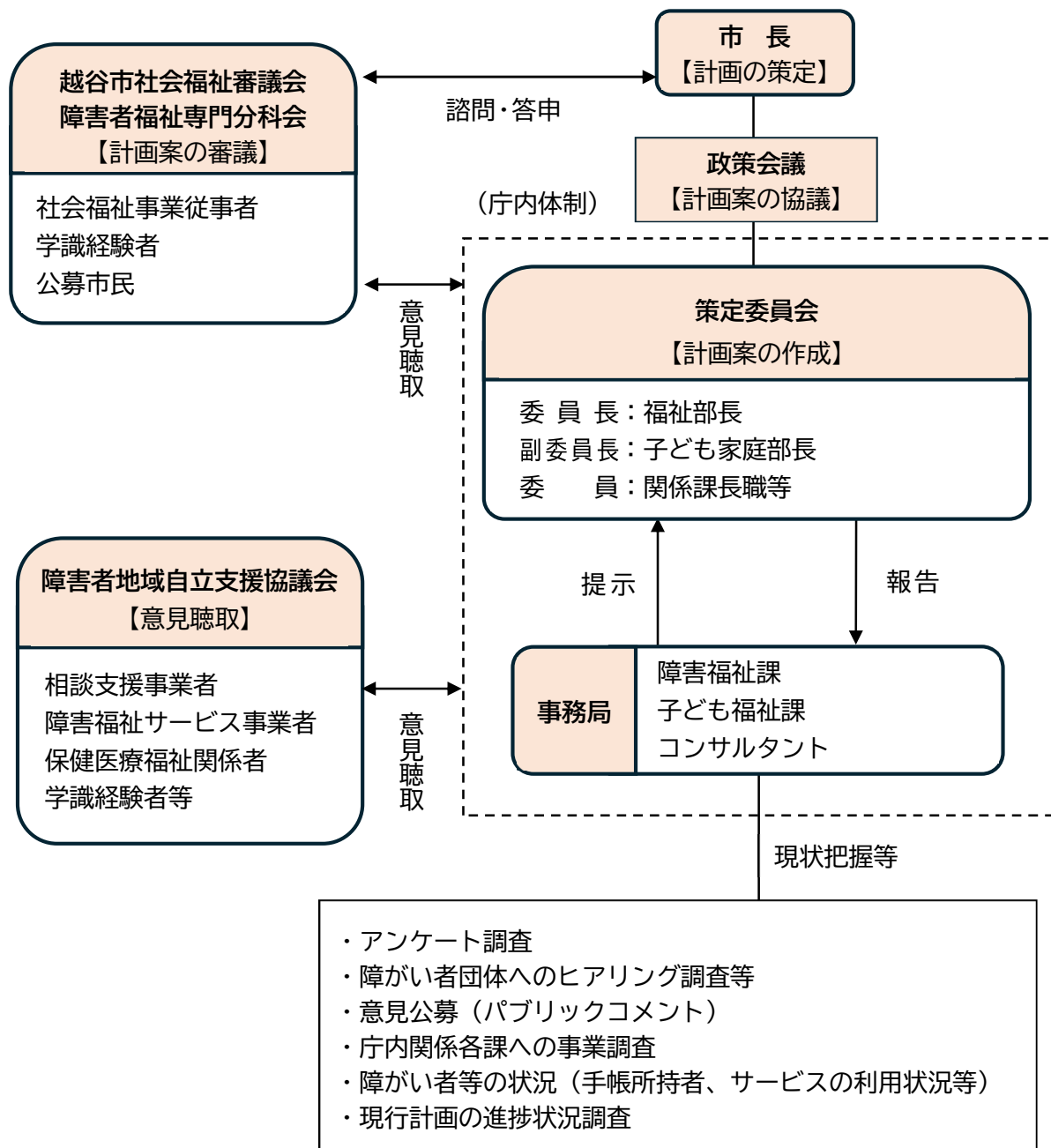
■令和7年度

日付	会議名	内容
R7.4.25	R7 第1回計画策定委員会	● 計画策定の取組について報告 ● 計画骨子案について協議
R7.5.21	R7 第1回障害者福祉専門分科会	● 計画骨子案について協議
R7.5.27	R7 第1回越谷市障害者地域自立支援協議会全体会	● 計画骨子案について協議
R7.6.2～ 6.30	—	● アンケート追加調査の実施（難病患者）
R7.7.16	R7 第2回計画策定委員会	● 計画素案について協議
R7.8.5	R7 第2回障害者福祉専門分科会	● 計画素案について協議
R7.9.26	R7 第3回計画策定委員会	● 計画素案について協議
R7.10.14	R7 第3回障害者福祉専門分科会	● 計画素案について協議
R7.11.26	政策会議	● 計画素案について協議
R7.12.5～ R8.1.5	—	● 計画案に係るパブリックコメントの実施
R8.1.20～ 1.26	R7 第4回計画策定委員会（書面）	● 計画案について協議
R8.2.5	R7 第4回障害者福祉専門分科会	● 計画案について協議 ● 答申書案について協議
R8.3.25	答申式	● 越谷市社会福祉審議会から答申



2 計画策定体制

(令和8年3月現在)



第1章

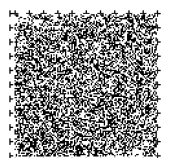
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



3 越谷市社会福祉審議会

(1) 越谷市社会福祉審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所管事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 認定こども園に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

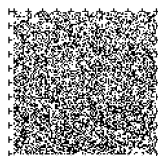
3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

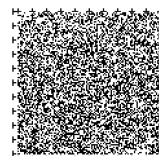
第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

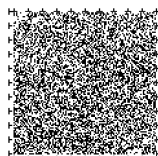
第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



(2) 障害者福祉専門分科会委員名簿（令和8年3月現在）

（◎：分科会長 ○：副分科会長）敬称略

氏名	選出母体等
高野雅美	越谷市手をつなぐ育成会
村山勝代	越谷市民生委員・児童委員協議会
鈴木弘子	ロービジョン友の会アリス
松田繁三	越谷市医師会
岡野昌彦	越谷市医師会
田沼良輔	越谷公共職業安定所
○高橋忠	越谷市歯科医師会
桑原礼子	やまびこ家族会
望月美恵子	越谷市聴覚障害者協会
会田真理子	越谷市ボランティア連絡会
愛甲悠二	埼玉県立越谷特別支援学校
相澤靖子	埼玉県立越谷西特別支援学校
中根陽子	埼玉県障害難病団体協議会
◎小澤昭彦	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
横内浩一	公募委員
根本ひかり	公募委員
高橋良江	公募委員



(3) 諮問答申

【諮問】

越 福 総 第 4 2 号

令和6年(2024年)5月31日

越谷市社会福祉審議会

委員長 小 澤 昭 彦 様

越谷市長 福 田 晃

第6次越谷市障がい者計画の策定について（諮問）

第6次越谷市障がい者計画の策定について、委員の皆様よりご意見を賜りたく、障害者基本法第11条第6項及び越谷市社会福祉審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

第1章

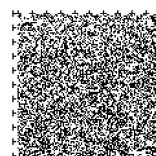
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



【答申】

令和8年(2026年)3月25日

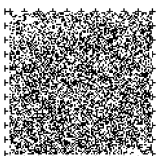
越谷市長 福田 晃 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 小澤 昭彦

第6次越谷市障がい者計画の策定について（答申）

令和6年（2024年）5月31日付け越福総第42号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。



答 申

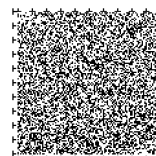
令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第5次越谷市障がい者計画」の5年間において、本市では、令和5年10月より、障がいのある方の重度化・高齢化やご家族が亡くなられた後の生活を地域全体で支える仕組みである「地域生活支援拠点等」の整備や、障がいのある方等の不安や悩みごとの相談窓口である「障がい者等基幹相談支援センター」を設置するなど、計画に基づいた障がい福祉施策が着実に進んでいると認識しています。

この間、国の動きとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、合理的配慮の提供が事業者に義務付けされました。また、情報の取得、利用や意思疎通に係る基本理念等を規定する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、手話の習得や使用に関する環境の整備や手話についての理解と関心の増進を図るための基本理念等を定める「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されるなど、障がい者の自立と社会参加に向けた法整備が進められています。

当審議会では、これまでの取組みの成果や課題を引き継ぎつつ、障がい福祉施策を一層推進していくため、現在の「第5次障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を継承し、新たに「第6次越谷市障がい者計画」の案を取りまとめましたのでここに答申します。

本計画案では、基本理念の実現に向けて、「相互理解・相互尊重を育む」、「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」、「社会参加を促進する」、「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」という4つの基本目標を掲げており、この目標を達成するためには、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など様々な分野にわたる施策を推進していくことが重要であると考えます。

令和8年度を始期とするこの計画の実施にあたっては、本答申の趣旨や審議会において出された意見、提案等が尊重されるとともに、越谷市の障がい福祉施策が一層推進されることを望みます。



4 越谷市障害者地域自立支援協議会

(1) 越谷市障害者地域自立支援協議会開催要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 障害者等の支援体制の整備のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合うことにより関係機関の連携体制の緊密化を図り、支援体制の整備について協議をするとともに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に規定する障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、越谷市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 困難事例等への支援の在り方に関すること。
- (2) 関係機関等による連携体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 社会資源の情報の収集及び提供体制に関すること。
- (4) 障害者等への支援体制に関する課題の共有に関すること。
- (5) その他、障害者等の支援体制の整備に関すること。

2 前項に掲げた事項について意見交換を行うため、定期的に協議会を開催する。

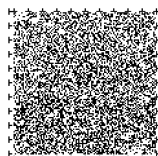
（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 関係行政機関
- (4) 保健医療福祉関係者
- (5) 関係教育機関
- (6) 障害者相談員
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定に基づき参加依頼を受け承諾した者（以下、「参加者」という。）の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、参加者が欠けたときに補欠の参加者があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 参加者は、申し出がない限り、更新するものとする。



(運営)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、開催に当たり参加者の互選によりこれを定める。

2 会長は、会合を進行し、意見整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

4 会長及び副会長の任期は、参加者の任期とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 協議会は、第2条に規定する協議事項のうち、必要があると認められるときは、特定の事項について、解決のための調査、研究及び調整を行い、協議会へ報告を行う専門部会を置くことができる。

2 専門部会には部会長を置き、協議会の互選により選出された者とする。ただし、必要があると認められるときは行政機関の職員を部会長とすることができる。

3 専門部会の部会員は、部会長が選出する。

(事務局会議)

第6条 協議会の運営及び調整を行うために事務局会議を置く。

2 事務局会議は、越谷市障害福祉課、子ども福祉課、越谷市障がい者等基幹相談支援センター、その他必要と認められる者で組織する。

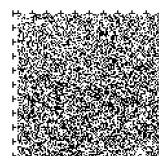
3 事務局会議は、必要があると認められるときは、地域の関係者間の連携や情報共有、運営状況の確認等を行う連絡会、または評価会を置くことができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会に参加する者は、正当な理由なく協議会において知り得た秘密を他に漏らすてはならない。

(その他)

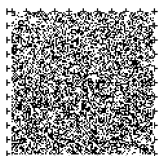
第8条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



(2) 越谷市障害者地域自立支援協議会全体会参加者名簿（令和8年3月現在）

（◎：会長 ○：副会長）敬称略

氏名	所属機関・団体等名称	参加区分
小田原 泰 央	特定非営利活動法人 青藍会	相談支援事業者
◎ 齊 間 匡 彦	社会福祉法人 平徳会	障害福祉 サービス事業者
○ 倉 野 成 美	特定非営利活動法人 Take	
中 山 真 司	特定非営利活動法人 結	
松 浦 啓 子	特定非営利活動法人 ぶなの里越谷	
木 村 鉄 也	特定非営利活動法人 NES げんこつ	
田 沼 良 輔	越谷公共職業安定所	関係行政機関
村 澤 亮 介	越谷市地域包括ケア課	
高 橋 好 美	南埼玉病院	保健医療福祉
高 森 紀 子	越谷市保健所 こころの健康支援室	関係者
阿 蔵 利 浩	越谷市教育委員会 教育センター	関係教育機関
子 松 香 織	埼玉県立越谷西特別支援学校	
愛 甲 悠 二	埼玉県立越谷特別支援学校	
住 田 英 喜	身体障害者相談員	障害者相談員
金 岡 由 紀 子	やまびこ家族会	
高 島 恭 子	埼玉県立大学	学識経験者
桑 原 宏 之	越谷市社会福祉協議会	



5 第6次越谷市障がい者計画策定委員会

(1) 第6次越谷市障がい者計画策定委員会設置要領（抜粋）

（設置）

第1条 第6次越谷市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を作成するため、第6次越谷市障がい者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 策定委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（設置期間）

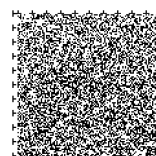
第5条 策定委員会の設置期間は、設置の日から障がい者計画の策定が終了する日までとする。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

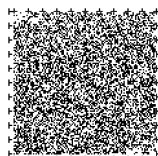
第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。



(2) 策定委員会構成委員一覧（令和8年3月現在）

（◎：委員長 ○：副委員長）

職名
◎ 福祉部長
○ 子ども家庭部長
危機管理室長
市長公室人権・男女共同参画推進課長
総務部人事課長
市民協働部市民活動支援課長
福祉部障害福祉課長
地域共生部地域共生推進課長
地域共生部地域包括ケア課長
子ども家庭部子ども施策推進課長
子ども家庭部子ども福祉課長
子ども家庭部こども家庭センター長
保健医療部保健総務課こころの健康支援室長
保健医療部感染症保健対策課長
環境経済部経済振興課長
建設部道路建設課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部建築住宅課長
教育総務部生涯学習課長
教育総務部スポーツ振興課長
教育総務部図書館長
学校教育部指導課長
学校教育部教育センター所長



6 パブリックコメントの実施結果の概要

(1) 実施概要

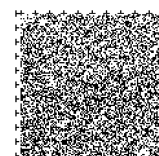
意見募集期間	令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）
周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがや12月号への記事掲載、越谷Cityメールの配信、行政資料コーナーへの配架
意見提出方法	○障害福祉課・子ども福祉課への提出（直接持参または電子メール、郵送、FAX、電子申請） ○各地区センター、行政資料コーナー、障害者福祉センターこぼと館、障害者就労訓練施設しらこぼと、児童発達支援センターに設置した意見箱への投函
意見件数	意見提出者：8人 意見数：18件

(2) 意見件数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
第1章 計画の基本的な考え方	1	1	0	0	0
第2章 障がい者の現状と計画の課題	0	0	0	0	0
第3章 計画の基本的な枠組み	0	0	0	0	0
第4章 施策の展開	15	0	10	5	0
第5章 計画の推進	1	0	1	0	0
計画全体に関すること	1	0	0	0	1
合計	18	1	11	5	1

市の考え方の区分

- A：計画案に意見を反映します
- B：計画案に意見の趣旨を含んでいます
- C：計画案は修正しませんが、実施段階等で参考にします
- D：その他（要望、質問等）



7 用語解説

※< >内の数字は主な該当ページ

あ行

●アクセシビリティ 〈97〉

情報への確実なアクセスまたはさまざまな製品や建物、サービスへのアクセスのしやすさのことです。

●アクセシビリティに関するJIS規格「JIS X 8341-3:2016」 〈97〉

高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用に制約がある、もしくは不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするための指針です。

●移動支援事業 〈106, 108〉

障害者総合支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する必須事業で、屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を促進するために外出支援を行います。

●医療的ケア・医療的ケア児（者） 〈1, 36, 44, 52, 59, 75〉

医療的ケアは、自宅で家族等が日常的に行う、たんの吸引・経管栄養等の医療的生活援助行為のことで、医療的ケア児（者）は、医療的ケアが日常的に必要な児童等のことです。

●インクルージョン・インクルーシブ教育システム 〈54, 85〉

障がいのあるこどももないこどもも区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくことです。

●SDGs 〈58〉

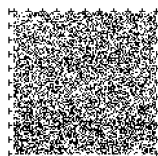
「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年までの目標のことで、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

●ADHD（注意欠陥多動性障がい） 〈88〉

「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の略で、年齢あるいは発達水準に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。

●NPO（民間非営利組織） 〈106〉

「Non-Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことです。



●LD（学習障がい） 〈88〉

「Learning Disabilities」の略で、全般的に知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定の能力の習得や使用ができず、学習上、様々な困難に直面している状態のことです。

●親亡き後 〈1, 27, 36, 53, 78, 80〉

高齢化社会の中で障がい者を扶養する親の高齢化も進んでおり、親自身が亡くなった後のこどもの生活支援や財産管理を不安視する声があります。また、既に親が亡くなり、生活に困難を抱えている方もいることから、「親亡き後」を見据えた支援体制の充実が重要です。

か行

●ガイドヘルパー派遣事業 〈106〉

重度の視覚障がい者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービスのことで、通院や公的な手続き等のための外出に利用できます。

●基幹相談支援センター 〈53, 76, 78, 79, 80, 84〉

障がい者やその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介、他機関との連絡調整を行い、地域での生活を支援します。また、地域における障がい者への相談支援の中核的な役割を担う機関として、他の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行います。

●共同生活援助（グループホーム） 〈21, 27, 36, 42, 53, 82〉

障がい者が、共同で生活を送り、主に夜間や休日に相談や日常生活上の援助を受けます。

●強度行動障がい 〈36, 41, 53〉

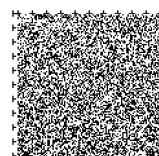
周囲の環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上での飛び出しなど、本人の身体または生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊すなどの行動が、高い頻度で起こる状態のことです。

●居住・施設系サービス 〈82〉

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等のうち、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」のことで、ひとり暮らしや共同生活、入所施設での生活を支援します。

●公共サインマニュアル 〈105〉

公共施設への案内・誘導サイン（案内図や掲示板等）などの公共サインを市内に整備するにあたり、統一的なデザインにするための基準や維持管理を実施していくための手引きのことです。



●高次脳機能障がい 〈1, 12～31, 78〉

事故による頭部外傷や脳血管障がいなどの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に生じる障がいです。障がいの程度や症状の出現頻度は経過時間や環境・状況によって差があります。

●合理的配慮の提供 〈1, 47, 50, 51, 55, 59, 66, 67, 92〉

障がい者にとっての社会的バリアについて、個々の場面で、障がい者から「社会的なバリアを取り除いて欲しい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることです。「合理的配慮の提供」に当たっては、障がい者と対話を重ね、一緒に解決策を検討していくことが重要です。

●越谷市手話言語条例 〈57, 98〉

市民一人ひとりが、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を目指すため、平成30年3月に制定しました。

●コミュニケーション支援事業 〈57, 98, 101〉

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を仲介するために手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業で、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

さ行

●支援籍学習 〈89〉

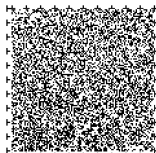
障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができます。また、小中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状況にあった必要な指導を受けるケースもあります。

●施設入所支援

障害者支援施設に入所している人が、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等の援助を受けます。

●失語症者向け意思疎通支援者 〈98〉

脳卒中などで言葉を理解したり話したりすることが難しくなった失語症の人に対し、日常生活や外出先などでのコミュニケーションの支援を行う専門的な知識や技術を習得した人です。



●児童発達支援センター 〈54, 71, 73, 75, 87, 90〉

発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、日常生活の基本動作を身につけたり、集団生活に適應できるよう療育を行う施設です。

●市民後見人 〈65, 68〉

親族以外の市民による成年後見人等であり、ひとりで決めることに不安のある人の金銭管理、介護・福祉サービスの利用手続きなどの支援を行います。研修で必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後に家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。

●重症心身障害児施設 〈73〉

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児者が入所して療育や生活指導を受ける施設です。

●就労移行支援 〈42, 46, 93〉

一般就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。事業所内や企業等での実習機会の提供や面接に向けた準備の支援、就労後一定期間の職場への定着支援などを行います。

●就労継続支援（A型・B型） 〈82, 93〉

一般就労が困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。雇用契約に基づいて就労の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

●就労選択支援 〈55, 93〉

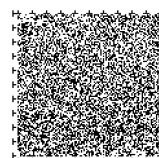
障がい者本人が、得意なこと、苦手なことを考え、本人と支援者が十分に理解したうえで、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった就労先の選択を支援します。

●就労定着支援 〈42, 93〉

生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう、職場への訪問等とおして、就労に伴う生活面の課題に対し、助言・指導等の支援を行います。

●手話通訳者 〈98, 101〉

手話通訳により聴覚や音声言語機能等に障がいのある方にコミュニケーションの支援を行います。



●障害者差別解消支援地域協議会 〈66〉

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い規定された協議会で、地域において、関係機関が連携し地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行います。障害者地域自立支援協議会の障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会で協議を行っています。

●障害者週間 〈67, 100〉

昭和56年12月9日に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されたことを記念して設けられた「障害者の日」が、2004年の障害者基本法改正による障害者週間法定化に伴い「障害者の日」から「障害者週間」へと拡大されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっています。

●障害者就労支援センター 〈46, 55, 92, 94〉

障がい者や家族、企業等を対象に障がい者の就労、雇用に関する相談や生活面も含む就職活動の準備支援、職場実習体験・職場開拓など、障がい者の職業的、社会的自立を促進するための支援を行います。

●障害者就労訓練施設しらこぼと 〈55, 93, 94, 99〉

施設内に「指定障害福祉サービス事業所しらこぼと」を設置し、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」に加え、令和8年度から「就労選択支援」のサービスを提供しています。また、障害福祉サービス事業以外にも在宅障がい者等の生活相談や地域での交流事業、障害福祉サービス事業所職員を対象としたスキルアップセミナーなどの講座を行っています。

●障害者地域自立支援協議会 〈53, 66, 76, 78, 83, 84, 109〉

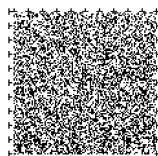
相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関する支援体制の構築に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場で、障害福祉サービスや目的別に専門部会等を設置し、困難事例等への支援のあり方や、支援体制に関する課題の共有等について協議しています。

●障害者地域適応支援事業 〈92, 93, 94〉

主に一般就労が難しい方を対象に、就労能力や地域で暮らしていくための適応力を高めるため、公共機関や民間事業所など実際の職場での実習を行います。障がいのある方の職場・作業体験だけではなく、実習受入れ先となる職場の従業員などが、障がいのある方と共に働くことのイメージを広げられることを目的としています。

●障害者福祉センターこぼと館 〈53, 56, 82, 84, 100, 101〉

障がい者の各種相談に応じるとともに、障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する施設です。障がい者の社会参加や自立の促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っていきます。また、ボランティア実習の場として受入れを行っています。



●ショートステイ 〈36, 42, 73, 81〉

障がい者が介護を行っている人の病気等の理由により、居宅において介護を受けることができない場合に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等の援助を受けます。

●情報アクセシビリティ 〈1, 57, 59, 97〉

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが必要な情報に簡単かつ円滑にたどり着き、利用できる状態のことであります。

●小児慢性特定疾病 〈11, 75〉

小児がんや小児慢性腎炎など、治療が長期間となる疾患について、児童福祉法に基づき国が定める疾病のことであります。患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾病医療給付制度として、医療費の自己負担分の一部を給付します。

●自立訓練 〈42〉

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

●身体障害者相談員 〈78〉

身体障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。

●生活介護 〈53, 82, 93〉

常に介護を必要とする人に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

●生活サポート事業 〈81〉

障がい者やその家族の必要に応じて、市に登録された団体による一時預かりや派遣による介護・外出援助などを行います。

●生活の質（QOL） 〈59〉

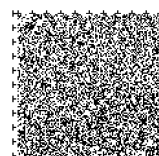
「Quality of Life」の略で、人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方のことであります。

●成年後見制度 〈51, 65, 68〉

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが財産の管理や契約手続きなどを行い、財産や権利を守る制度です。

●全身性障害者介護人派遣事業 〈106〉

重度の全身性障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣します。



た行

●多機能トイレ 〈104〉

身体の不自由な人・高齢者・こども連れ・けがをしている人なども利用しやすいように、内部が広く、腰掛便器、手摺り、洗面器等が適切に配置されたトイレです。

●地域活動支援センター 〈82〉

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行います。

●地域生活支援拠点等 〈53, 76, 78, 80, 84〉

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能をもつ場所や体制で、主な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能があります。

●地域生活支援事業 〈3, 78〉

市町村の実情に合わせて実施することができる事業で、障がいのある方の地域での日常生活または社会生活を支援します。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業などは、市町村が必須で行う事業とされています。

●知的障害者介護人派遣事業 〈106〉

重度の知的障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣します。

●知的障害者相談員 〈78〉

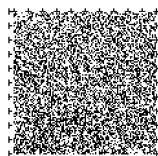
知的障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。

●電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」と「音声」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報も可能です。

●特別支援教育 〈88〉

障がいのある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育です。



な行

●難病 〈11～31, 70, 74, 75〉

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。また、国及び県により指定難病として位置づけられた特定の疾患等にかかる医療費については、患者の自己負担分が公費で負担されます。

●日中活動系サービス 〈53, 82〉

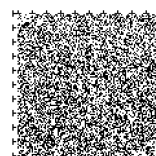
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」など、日中の事業所への通所などにおいて、障がい者が介護や就労に向けた支援、生産活動の機会の提供等の援助を受けます。

●NET119緊急通報システム 〈107〉

聴覚や言語に障がいのある方が、スマートフォン等のインターネット接続機能を利用して、緊急時に消防に通報することができるシステムです。通報を受けた消防は、チャットによる文字対話で、通報者に症状を問いかけたり、消防が到着するまでの処置を伝えます。利用するには、電子申請または利用登録申請書による事前登録が必要となります。利用登録申請書は、消防署、障害福祉課、障害者福祉センターこぼと館で配布しています。また、市のホームページからダウンロードできます。

●ノンステップバス 〈105〉

低床バスのうち、乗降口の段差をなくし、地面から床面までの高さを概ね27cm以下にしたバスで、車いす使用者の他、杖を使用する人・高齢者・こども・ベビーカー利用者など、様々な人々のスムーズな乗降が可能となっています。



は行

●発達障がい 〈12～31, 78, 88〉

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

●バリアフリー 〈23, 37, 49, 54, 60, 64, 68, 82, 88, 104, 105, 106, 108〉

「障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、障がい者や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁、社会参加を困難にしている制度や意識などにおける障壁のことです。一人ひとりが多様な人のことを思いやり、支え合う「心のバリアフリー」が重要です。

●避難行動要支援者支援制度 〈57, 107〉

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」について、名簿を作成し、自治会や民生委員等と情報を共有し、地域の人々が主体となって避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行います。

●110番アプリシステム 〈107〉

聴覚や言語に障がいのある方が、スマートフォンなどを利用して、事件や事故にあった際に警察に通報することができるシステムです。利用するには、専用のアプリケーションをダウンロードし、氏名、電話番号等の事前登録が必要となります。

●FAX119 〈107〉

聴覚や言語に障がいのある方が、FAXで緊急時に119番通報することができるシステムです。通報に必要となるFAX送信票は、消防署、障害福祉課、障害者福祉センターこぼと館で配布しています。また、市のホームページからダウンロードできます。

●福祉避難所 〈107〉

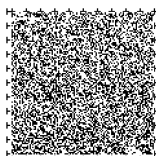
障がい者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい人のために、特別な配慮がなされている避難所です。

●補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬） 〈69, 106〉

身体障がい者の生活を支援する犬で、視覚障がい者が安全に街に出かけられるように障害物、信号、段差などを知らせる盲導犬、聴覚障がい者にドアチャイム、FAX着信音、目覚まし時計などを聞いて知らせる聴導犬、手足が不自由な障がい者の着替えを手伝ったり、ドアを開けたりする介助犬がいます。

●訪問系サービス 〈53, 81〉

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「居宅介護」、「行動援護」、「重度訪問介護」など、障がい者が在宅生活を維持するための介護や外出の支援を受けます。



ま行

●盲ろう者向け通訳・介助員 〈98〉

視覚と聴覚の重複障がい者にコミュニケーションや移動等の支援を行います。障がいの状態（全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴）や、盲ろう者となった経過（点字になじんだ「盲ベース」、手話になじんだ「ろうベース」など）の違いなどにより、指点字、触手話、弱視手話、指文字、手書き文字、ブリスト（紙テープに出力する点字タイプライター）、パソコン通訳、音声通訳などの専門的なコミュニケーション技法を用いた支援を行います。

や行

●ユニバーサルデザイン 〈60〉

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指すものづくりの考え方です。

●要約筆記者 〈98, 101〉

会議や講演会等で紙等に要旨を書くことにより、聴覚障がいや音声言語機能障がいがある方のコミュニケーションを支援します。

ら行

●リハビリテーション 〈59, 71〉

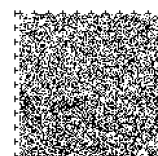
障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられます。

●レスパイトケア 〈29〉

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供します。

●録音図書 〈97〉

音訳者が視覚障がいのある利用者への情報提供を目的として製作した録音物で、一定の基準に基づいて、文字、図、表等をできる限り忠実に音声化した図書です。



8 相談窓口等一覧（越谷市）

●生活全般について（越谷市障がい者等基幹相談支援センター）

基幹相談支援センター・北部	恩間 181-1(北部市民会館内) TEL 048-999-6015 FAX 048-976-6160
基幹相談支援センター・東部	増林 6042-1 TEL 048-999-6551 FAX 048-969-7001
基幹相談支援センター・南部	蒲生旭町 8-3 TEL 048-945-6144 FAX 048-945-7449
基幹相談支援センター・西部	七左町 4-100-4 TEL 048-985-3386 FAX 048-985-6683

※お住まいの地区の担当については、79 ページをご覧ください。

●生活・就労訓練（生製品の販売等）について

越谷市障害者就労訓練施設 しらこぼと	増林 5830-4 TEL 048-965-6594 FAX 048-965-6597
-----------------------	--

●就労について

越谷市障害者就労支援センター	東越谷 1-5-6 ビジネスサポートセンター1階 TEL 048-967-2422 FAX 048-967-2433
----------------	--

●成年後見制度について

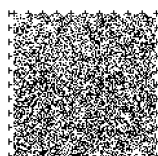
成年後見センターこしがや	越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 TEL 048-966-2281 FAX 048-965-3855
--------------	---

●機能訓練・創作活動等の各種講座・団体活動・ボランティアの支援について

障害者福祉センターこぼと館	越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 TEL 048-966-6633 FAX 048-966-4515
---------------	---

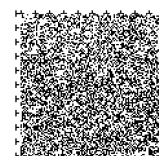
●手話通訳者・要約筆記者の派遣について

越谷市手話通訳者・要約筆記者 派遣事務所	越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1階 (障害者福祉センターこぼと館内) TEL・FAX 048-966-4593 E-mail syuwa@koshigaya-syakyo.com
-------------------------	---



市役所

内容	担当課等	所在地・電話・FAX 番号
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳、障害福祉サービス等、日常生活、社会生活などについて ・障がい者虐待について ・障がい者差別について 	障害福祉課 (18歳以上)	第三庁舎1階 TEL 048-967-5137、963-9164 FAX 048-963-9171
	こども福祉課 (18歳未満)	第二庁舎2階 TEL 048-963-9172 FAX 048-963-3987
就学前までの発達相談、療育教室等について	越谷市児童発達支援センター	越谷市増林 5827-1 TEL 048-940-5951 FAX 048-964-3711
4歳～中学3年生までの教育相談、特別支援学級等について	教育センター	越谷市増林 3-4-1 TEL 048-962-9300、962-8601 FAX 048-963-5026
こころの健康相談、ひきこもり支援等について	こころの健康支援室	第三庁舎1階 TEL 048-963-9214 FAX 048-963-9171
難病、小児慢性特定疾病について	感染症保健対策課	越谷市東越谷 10-31 (越谷市保健所) TEL 048-973-7531 FAX 048-973-7534



第6次越谷市障がい者計画

令和8年4月

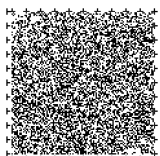
発行・編集 越谷市

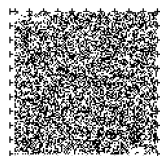
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-967-5137

FAX：048-963-9171

URL：<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>







越谷市

